



0030178001

0030178-001

654-35

明治大正保険史料

生命保険会社協会・編

生命保険会社協会

第1巻 第1, 2編

昭和9-10

ADJ





保險史料

第一卷

第一編
第二類



發行所寄贈本

654-35

序

本邦生命保險事業ハ明治初期ニ於ケル類似保險ノ濫興ヨリ科學的保險ノ興起トナリ爾來五十餘年其事業ハ駁々トシテ發達シ今ヤ世界有數ノ保險國タルニ至レリ此間ニ於ケル斯業ノ經營ニ關シ將又學理ノ研究ニ關シ幾多ノ資料ノアルコトナレドモ歲月ノ經過ト共ニ既ニ散佚シタルモノ少ナカラズ今尙殘存スルモノト雖モ之ヲ等閑ニ附スレバ湮滅ノ虞ナシトセズ仍テ昭和三年十二月我生命保險會社協會二十周年ニ際シ保險史料編纂ノ議起リ翌年三月協會總會ニ於テ之ヲ可決シ乃チ伊藤萬太郎、岩間六郎、田中弟稻、玉木爲三郎、竹下清松、藤田讓、藤村義苗、麻生義一郎、清水文之輔、平澤眞、鈴木太郎ノ十一氏ニ其委員ヲ委囑セラレ茲ニ各委員ノ盡力ト會社ノ後援トニ依リ蒐集シ得タル所ヲ類別編纂シタリ尙本書印刷ノ後ニ於テ好資料ヲ得タルトキハ之ヲ追補スベシ

今本書上梓ニ當リ本史料蒐集ニ對シ東京、京都、大阪ノ府廳當局ヲ始メ三浦周行、三宅秀森、莊三郎、小島昌太郎諸博士、山内國太郎、加唐謙吉、野崎久治、塚越丘二郎、宮本

序

二

宣一諸氏其他多數諸賢ヨリ寄セラレタル厚意ヲ深謝シ併セテ大方有志ノ援助ニ
ヨリ此企ノ完璧ニ至ラン事切望ニ堪ハザル所ナリ

昭和九年一月

委員長 玉木爲三郎

例言

第一卷 明治維新前後ヨリ明治二十二年末迄ノ史料トス

本史料ハ生命保險ヲ主眼トスルモノナレドモ其初期ニ在テハ他ノ保險並類似保
險モ亦相關聯スル所多キヲ以テ之ヲ収録ス

本史料ハ二大別シ第一編一般資料第二編會社資料トス

各資料ハ更ニ類ニ分チ年次ニ依リ便宜ノ爲番號ヲ附シテ之ヲ収録ス二類以上ニ
渉ル資料ハ其一方ニ全文ヲ掲載シ他ハ題目ヲ掲グルニ止ム

本文記載事項ノ見出ヲ欄外ニ小字ヲ以テ掲記シ之ニ依リ目次ヲ作成ス備考又ハ
註ヲ要スルモノハ〔 〕ヲ附シ小字ヲ以テ之ヲ記載ス

第一編 一般資料

特定ノ會社ニ直接關係ナキ資料ヲ左ノ六類ニ分チテ収録ス

第一類 保險ノ文字

第二類 總說

例言

例言

第三類 法規

第四類 物保

第五類 人保

第六類 雜

第二編 會社資料

會社直接關係ノ資料ヲ集メ左ノ二類ニ分チテ會社設立年度ノ順位ニ依リ收

録ス

第一類 物保

第二類 人保

明治大正保險史料 第一卷

第一編 一般資料目次

第一類 保險ノ文字

文化十三年	ハルマ辭書ノ譯語(1).....	一
嘉永五年	海國圖志ノ用語(2).....	二
萬延元年	華英通語ノ譯語(3).....	二
元治元年	佛語明要ノ譯語(4).....	三
慶應二年	エントルボット御用留ノ用語(5).....	三
	西洋事情ノ用語(6).....	四
	Caehon佛英和字典ノ譯語(7).....	四
	平文、和英辭書ノ譯語(8).....	五
慶應三年	福澤諭吉著、西洋旅案内ノ用語(9).....	七
明治元年	山本覺馬述、管見ノ用語(10).....	七
明治二年	新熟月誌ノ譯語(11).....	八
	公議所日誌ノ用語(12).....	八
	蠶種商法ノ用語(13).....	八
	泰西商會法則ノ用語(14).....	八
	開知新編ノ用語(15).....	九
	英和對譯袖珍辭書ノ譯語(16).....	九
	英華字彙ノ譯語(17).....	十
	Lotscheld 英華字典ノ譯語(18).....	十

目次

明治三年
西洋開見録ノ用語(19).....二
英國商法ノ譯語(20).....二
明治四年
佛和辭典ノ譯語(21).....三
太政官布告(造幣規則)ノ用語(22).....三
獨和字書ノ譯語(23).....三
明治五年
郵便蒸汽船會社ノ用語(24).....三
合衆國收稅法ノ譯語(25).....四
交易通史ノ譯語(26).....四
英和字典ノ譯語(27).....四
英和對譯辭書ノ譯語(28).....五
英佛文語粹金ノ譯語(29).....六
明治六年
保任社ノ用語(30).....六
獨和字典ノ譯語(31).....七
大藏省第一銀行取扱規則ノ用語(32).....七
太政官布告(物品運送法則)ノ用語(33).....八
郵便報知新聞ノ用語(34).....八
佛國政典ノ譯語(35).....八
内外用達會社ノ用語(36).....八

内外事情ノ用語(37).....九
和譯英辭書ノ譯語(38).....九
英和字彙ノ譯語(39).....十
明治七年
文部省刊、百科全書經濟論ノ譯語(40).....十
丸屋商社ノ用語(41).....十
世渡ノ杖ノ譯語(42).....十
大藏省達書ノ用語(43).....十
火災請負所設置ノ建白書ノ用語(44).....十
佛國商法講義ノ譯語(45).....十一
廣益英倭字典ノ譯語(46).....十一
明治八年
ランカッシュホル社ノ用語(47).....十一
文部省、百科全書國民統計學ノ譯語(48).....十一
ババリア國稅法ノ譯語(49).....十二
朝野新聞ノ用語(50).....十二
太政官布告(回漕貨物取扱條例)ノ用語(51).....十二
佛蘭西商法ノ譯語(52).....十二
字典集成ノ譯語(53).....十二
明治九年
內國通運會社ノ用語(54).....十二
佛蘭西五法略ノ譯語(55).....十二

朝野新聞ノ用語(56).....十二
文部省、複式記簿法ノ譯語(57).....十二
郵便報知新聞ノ用語(58).....十三
讀賣新聞ノ用語(59).....十三
文部省刊、百工儉約訓ノ譯語(60).....十三
商法小學ノ譯語(61).....十三
明治十年
開明新論ノ用語(62).....十三
讀賣、東京日々兩新聞ノ用語(63).....十三
讀賣新聞ノ用語(64).....十三
萬國商法ノ譯語(65).....十三
第一銀行ノ用語(66).....十三
司法省版、佛國商工法鑑ノ譯語(67).....十三
郵便報知新聞ノ用語(68).....十四
大藏省版、經濟要說ノ譯語(69).....十四
三井物産會社ノ用語(70).....十四
文部省印行、人口救窮及保險ノ譯語(71).....十四
明治十一年
上海繁昌記ノ用語(72).....十四
郵便報知新聞寄書ノ用語(73).....十四
マイエツト日本家庭保險論ノ譯語(74).....十四
東京海上保險會社ノ用語(75).....十四

郵便報知新聞ノ用語(76).....十四
パソン氏海上保險法ノ譯語(77).....十四
西國事物紀原ノ用語(78).....十四
明治十二年
東京經濟雜誌所載田口卯吉氏論文ノ用語(79).....十四
日東保生會社ノ用語(80).....十四
朝野新聞ノ用語(81).....十四
東京經濟雜誌所載論文ノ用語(82).....十四
佛國法律提要ノ譯語(83).....十四
郵便報知新聞ノ用語(84).....十四
明治十三年
東京府布達ノ用語(85).....十四
佐藤茂一譯、保險要書ノ譯語(86).....十四
小學商業書ノ用語(87).....十四
郵便報知新聞ノ用語(88).....十四
民間經濟錄ノ用語(89).....十四
明治生命創起見込書ノ用語(90).....十四
明治十四年
司法省版、英國律法要訣ノ譯語(91).....十四
交詢雜誌ノ用語(92).....十四
明治十六年
司法省版、法律語彙ノ譯語(93).....十四

第二類 總 說

目 次

嘉永五年 海國圖志(一)擔保會、船擔保、宅擔保、命擔保……………一
 慶應三年 西洋旅案內(二)災難請合ノ事、生涯ノ請合、火災請合、海上請合……………三
 明治元年 管見(三)請負ノ必要……………七
 明治六年 佛國政典(四)偶生ノ事ニ管スル契約……………八
 明治七年 佛國商法講義(五)トンチン會社、請合會社……………三
 明治九年 佛蘭西五法略(六)偶生ノ事ニ管スル契約……………六
 明治十年 佛國商工法鑑(七)職工共救會社、請合契約、トンチン會社及生命請合會社、海上受合……………六
 明治十一年 保險會社設立スヘキノ論—郵便報知新聞(八)……………三
 西國事物紀原(九)擔保會即チ災難受合……………三

明治十二年 危險請負—東京經濟雜誌(一〇)……………三
 海上、火災、生命各保險會社設立ノ報—朝野新聞(一一)……………三
 佛國法律提要(一二)偶生ノ事ニ關スル契約、生命受合海上受合、トンチン會社……………三
 明治十三年 保險要書(一三)……………三
 人命保險ノ部 [本頁次ノ各項ハ照本頁次ノマデ]
 (一) 人命保險ノ要旨……………四
 (二) 人命保險會社ノ表……………五
 (三) 各種ノ人命保險法ノ說明……………六
 (四) 各種ノ人命保險表……………七
 (五) 利益金附……………七
 (六) 人命保險料ノ納日……………七
 (七) 人命保險證書ノ書換……………七
 (八) 被保險人ノ利益ニ關係スル……………七
 (九) 人命保險證書ヲ會社ニ買戻ス……………七
 (十) 拂濟ノ保險證書……………七
 (十一) 人命保險證書ノ抵當……………六

(十二) 人命保險證書讓與ノ事……………六
 (十三) 婚姻シタル婦人ノ財產法……………六
 (十四) 人命保險會社ノ稅……………六
 (十五) 人命保險實施ノ方法……………六
 (十六) 人命保險ニ付約束スヘキ條……………六
 (十七) 給與金……………六
 (十八) 人命保險證書ニ付會社ニ要求スベキ……………六
 火災保險ノ部
 (十九) 各種ノ火災保險……………六
 (二十) 建物ノ通常ノ火災保險料……………六
 (廿一) 特別ノ火災保險……………六
 (廿二) 家財ノ通常保險……………六
 (廿三) 家財ノ特別保險……………六
 (廿四) 厩ノ火災保險……………六
 (廿五) 馬ノ火災保險……………六
 (廿六) 零當商品ノ火災保險……………六
 (廿七) 商產……………六
 (廿八) 農產……………六
 (廿九) 指別ノ事……………六
 (三十) 火災保險料ノ減價……………六
 (卅一) 火災保險證書ノ移動……………六
 (卅二) 電火ヨリ生スル損害……………六

(卅三) 瓦斯ヨリ生スル損害……………六
 (卅四) 家賃ノ損失……………六
 (卅五) 檢査……………六
 (卅六) 保險料ノ納日……………六
 (卅七) 暫時ノ保險法……………六
 (卅八) 保險證書ノ裏書……………六
 (卅九) 保險ス可カラサル物件……………六
 (四十) 請求セラレタル拂金……………六
 (四十一) 火災保險ニ付約束スベキ條……………六
 變難保險ノ部
 (四十二) 變難保險ノ論……………六
 (四十三) 海上變難保險……………六
 (四十四) 海員……………六
 (四十五) 鐵道變難保險……………六
 (四十六) 婚姻シタル婦人ノ財產條例……………六
 (四十七) 人命保險ニ關スル公法……………六
 (四十八) 右ノ附錄……………六
 (四十九) 人命保險法ノ改正……………六
 (五十) 保險法改正ノ附錄……………六
 小學商業書(一四)保險會社……………六
 民間經濟錄(一五)保險ノ事……………六
 英國律法要訣(一六)諸事保險ノ條—海上保險ノ事、賭……………六

博保險ノ事、火災保險ノ事、生命保險ノ事、生涯年賦金ノ事……………一五

明治十五年

佛國商法復設(17)トシテ及ヒ海上保險會社、受料保險無名會社、相互保險會社、保險ノ商業世話人……………一六

日本商業類鑑(18)保險業ノ事……………一六

增補英國慣習律攷要(19)一般ノ保險、生命ノ保險、火災ノ保險、海上ノ保險……………一六

商況年報(20)保險業概況、新潟物産會社ノ海上保險取扱……………一六

明治十六年

經濟原論(21)保險……………一六

改正小學商業階梯(22)保險……………一六

獨逸ノ保險會社買上ノ策—時事新報(23)……………一六

獨逸ノ保險國營策—明治日報(24)……………一六

露國保險業狀ノ紹介—明治日報(25)……………一六

古代商業史(26)保險ニ關スル仕組……………一六

第三類 法 規

一 監督規定

商況年報(27)海上、生命保險業々續……………一六

明治十七年

保險ノ要旨—東京經濟雜誌(28)……………一六

泰西政事類典(29)年賦金、共同救濟社共恤會社共同救友會、火災保險、生命保險并豫約銀、海上保險……………一六

明治十八年

貿易備考(30)ほけん保險—人命保險、火災保險海上保險、變難保險……………一六

保險ノ要旨ヲ論ズ—法學協會雜誌(31)……………一六

明治二十年

保險ノ必要ヲ高唱—郵便報知新聞(32)……………一六

明治二十二年

英國ノ保險思想普及ヲ紹介—時事新報(33)……………一六

保險ト商業ノ關係—日本之商人(34)……………一六

保險ハ賭博ニ非サルカ—法學協會雜誌(35)……………一六

實用教育新撰百科全書(36)海上保險ノ事、火災保險及ヒ生命保險ノ事……………一六

明治十三年

四業認可ニ關スル東京府布達(甲第二十一號)(1)保險ニ係ル會社……………一

右布達ヲ以テ出願ヲ要スル會社ノ解釋(2)……………一

右布達以前認可ノ會社取扱(3)……………一

右布達外會社取扱(明治十四年)(4)……………一

支社設置ニ關スル件(明治二十一年)(5)……………一

明治十四年

大阪府郡區長委任條件更正ニ付東京府布達(2)保險ニ係ル事業……………一

類似保險ハ出願ヲ要スルヤノ伺(3)……………一

郡區長委任外ノ事件ニ付大阪府布達(4)保險ニ係ル事業ノ件……………一

明治十七年

東京府ヨリ各郡區長ヘ會社取調内達、不良會社取締調査(類似保險關係ノ分)(5)……………一

二 監督官廳

明治二年

通商司商律ヲ取設ク(6)……………一

通商司ヘ委任條件(7)諸商社ヲ建ルノ權……………一

明治四年

目次……………一

不確實ナル會社ノ設立取締(8)……………一

大藏省事務章程(9)諸會社ノ事……………一

縣治事務章程(10)諸會社ヲ許ス事……………一

明治五年

大藏省諸務局章程、及同改正(11)會社規則創立ノ其條款ノ查閱……………一

明治六年

銀行類似ノ營業ハ紙幣寮ニテ管轄(12)……………一

大藏省職制并事務章程下問中諸會社設立準允ノ事(13)……………一

會社設立願出ニ關スル規定(14)……………一

明治七年

內務省勸業寮設置(15)……………一

內務省事務章程(16)會社設立準允ノ事……………一

大藏內務兩省ノ諸會社管轄區分(16)……………一

勸業寮事務章程(17)諸會社ヲ免許スル事、諸會社ノ法則ヲ考案スル事……………一

明治八年

金券發行會社ヲ除クノ外諸會社ノ準允ハ內務省ノ管轄(18)……………一

銀行條例ヲ奉スル會社ノ準允ハ大藏省ノ管掌(19)……………一

諸會社ヲ內務省ノ管轄ニ屬スルニ付大藏省會社條例取調掛處分方(20)……………一

内務省勸業寮事務章程(21)諸會社ヲ處分スル事、勸業寮第二課ニテ會社事務取扱……………三七

内務省事務章程改定(22)勸業諸會社ニ關スル件……………三六

大藏省事務章程改正(23)……………三六

府縣職制並事務章程(24)銀行諸會社ヲ準允……………三六

開拓判官ヨリ東京府へ會社設立出願ノ處分方問合(明治十年)(24)……………四〇

東京府ヨリ内務省へ會社創立出願ノ處分方ニ付伺(明治十年)(24)……………四〇

右ニ對スル内務省ノ指令(24)……………四一

明治九年

内務省勸業寮事務章程改定(25)諸會社ノ規則ヲ制定……………四一

内務省勸商局事務章程(26)……………四二

勸商局各掛擔當概則(26)諸會社ノ事務處辨……………四二

勸商局沿革(26)……………四五

東京府ヨリ勸商局ニ會社設立ニ關スル内規則アリヤノ問合(明治十年)(26)……………四五

内務省事務章程中改正(27)……………四六

明治十一年

内務省事務章程中改正(28)……………四六

内務大藏事務章程中修正ニ關スル兩省ノ伺(28)……………四七

東京府ヨリ内務省へ諸會社免許願之者へ指令文……………四七

之儀ニ付伺(29)……………四八

右ニ對スル内務省ノ指令(29)……………四八

府縣官職制(30)府縣ノ便宜處分ニ委任事項……………四九

會社出願者取扱方ニ付東京府ヨリ大藏省へ屆(31)……………四九

明治十一年

大藏省商務局設置(32)……………五〇

明治十四年

内務大藏兩省諸局ノ管理換へ(33)……………五〇

農商務省職制並事務章程(34)商務局管掌事務……………五〇

農商務省開廳(34)……………五〇

農商務省各局處務規程(35)會社課ヲ設ク……………五〇

府縣勸業課事務條項(36)會社ニ關スル事……………五三

明治十五年

私立銀行並其類似會社ノ承認ハ大藏省へ稟議ヲ要ス(37)……………五三

右ノ細目ニ關スル達(37)……………五五

明治十八年

農商務省各局處務規定中改正(38)會社課ノ處務規程……………五五

農商務省商務局會社課事務條項(39)……………五七

内閣ノ制ヲ定ム(40)……………五七

農商務省處務規程(41)……………五七

明治十九年

農商務省處務規程更定(42)……………五七

農商務省商務局商事課事務條項(43)會社組合ニ關スル事務……………五七

農商務省官制(44)商務局商事課管掌事務……………五七

農商務省商務局處務順序(45)條例制定ナキ會社組合ノ事……………五七

三 會社法商法起草

明治十三年—十五年

會社並組合條例審査局總裁及委員(46)……………五八

明治十五年—十七年

商法編纂委員(47)……………五九

會社條例編纂委員(48)……………五九

明治十八年

破産法編纂委員(49)……………六〇

明治十九年—二十年

商法編纂委員(50)……………六二

法律取調委員並委員會略則(51)……………六四

ロヒスレル起稿商法草案(52)

第一編 商ヒ一般ノ事……………六七

第十一卷 保險……………六七

第一款 總則……………六七

第二款 火災震災保險……………六一

第三款 地產物ノ保險……………六一

第四款 運送保險……………六一

第五款 生命保險病患保險年金保險……………六一

第六款 保險營業ノ公行……………六一

第二編 海商

第八卷 海上保險……………六一

第一款 保險契約ノ取結……………六一

第二款 保險者及被保險者ノ權利及義務……………六一

第三款 放讓……………六一

【備考】第五條(保險ハ商取引)……………六一

商法草案脫稿報告書……………六一

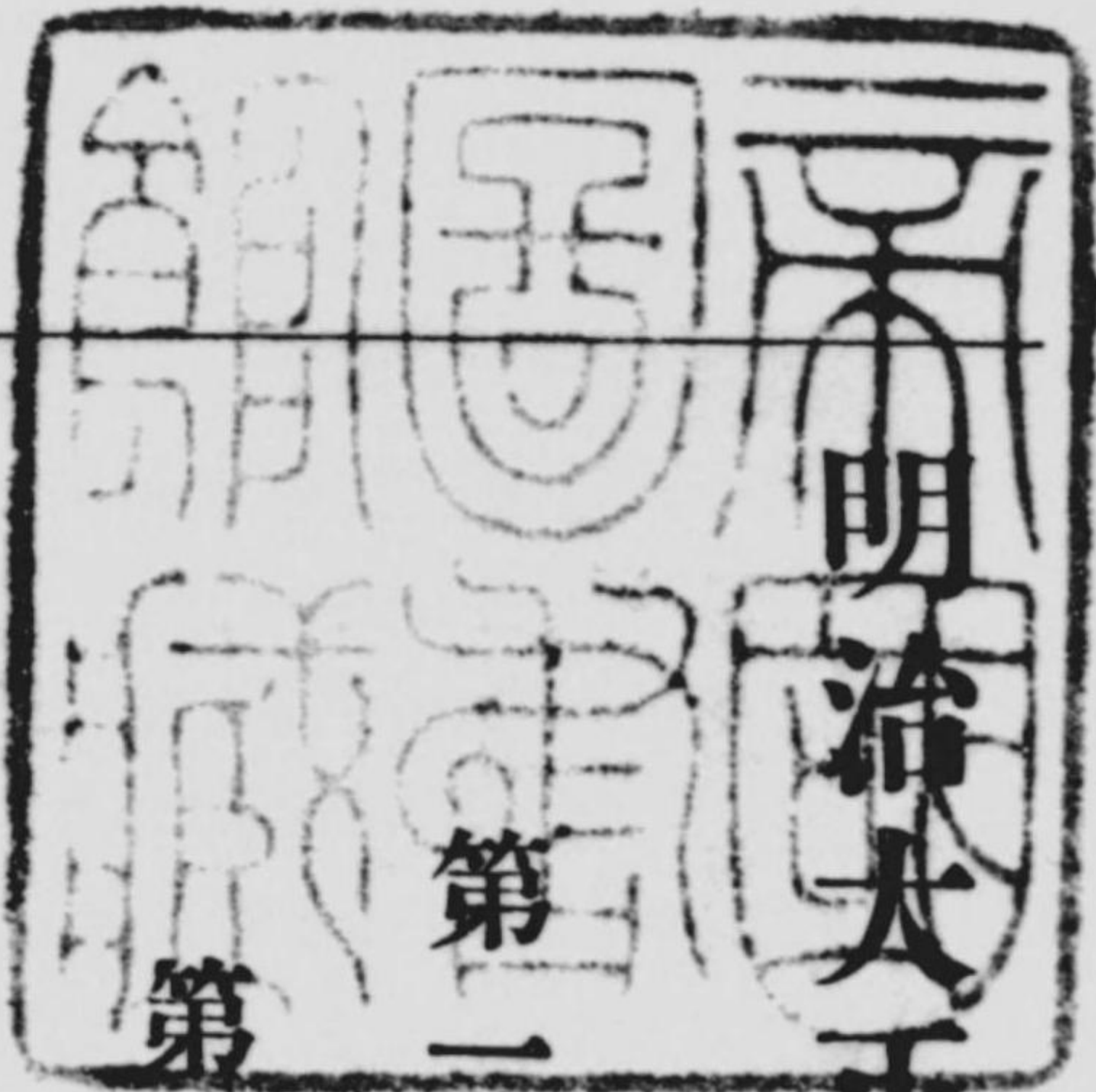
挿圖目次

道譯法爾馬(長崎ハルマ)(1)……………第一類

英華字典(8)……………第一類

福澤諭吉著西洋旅案内ノ扉並序文(2)……………第二類

佐藤茂一譯保險要書ノ表紙並序文(3)……………第二類



明治太正保險史料 第一卷

第一編 一般資料

第一類 保險ノ文字

文化十三年

(1)

道譯法爾馬(長崎ハルマ)

和寫本
全十册

Hendrik Doerflinger 編

文化十三年完成

第九分冊 (V)

Verzekeren. 物ヲ運送スルニ世話料ヲ取リテ海上ノ難ヲ請合フ

【寫真版参照】

ハルマ辭
書ノ譯語

【備考】本書(協會所藏)ハ文化九年(西紀一八一二年)ヨリ著手文化十三年(西紀一八一六年)ニ完成セラレシモノニシ
テ、江戸ハルマ(寛政八年—西紀一七九六年刊、稻村三伯著、波留麻和解)ト同ジク、フランソア、ハルマノ蘭佛辭書ノ第
第一編 一般資料

lig van iemand, ver; 今味ノ言ハル
 zekeren, iemand in
 ver-zekering, ruimen; 物ノ運送ハル
 ver-zekering, 2 g. plan; 物ノ運送ハル
 ver-zekering, 2 g. plan; 物ノ運送ハル
 of opzetteluik; 請合ハル
 ver-zekering, 2 g. 請合ハル
 bekid, berg; 請合ハル
 ver-zekering, Hellen; 請合ハル
 of kan is de gun; 請合ハル
 ver-zekering, van gaten; 請合ハル
 ver-zekering, bevaaring; 請合ハル
 leguus; 請合ハル
 te gaderen, vueren; 請合ハル
 ver-zekering, genomen; 請合ハル
 iemand in ver-zekering; 請合ハル
 namen; 請合ハル
 ver-delt, s. v. van ver-dellen; 請合ハル
 ver-dellen, s. v. veng; 請合ハル
 ver-dellen; 請合ハル
 iemand op veld; 請合ハル
 ver-dellen; 請合ハル
 van goddelijke oordeel; 請合ハル
 ver-deling, ver-delen; 請合ハル
 hem in twee te ver-delen; 請合ハル
 ver-delling, 2 v. veng; 請合ハル
 ver-deling; 請合ハル
 ver-delen, 2 v. veng; 請合ハル
 ver-delen, s. v. veng; 請合ハル
 ver-delen, s. v. veng; 請合ハル

(4)

佛語明要
ノ譯語

元治元年

佛語明要

全四卷
附錄一卷

茂亭
村上英俊撰

元治元年
達理堂藏版

卷之一 二四ノ裏

Assurance, f.	請合ナル。勇武ナル。質ニスル。
Assuré, adj. et subst.	請合ナル。勇武ナル。
Assurément, adv.	體ニ。疑ナク。
Assurer, v. a.	請合フ。勢ツタル。言ヒ固マル。
Assureur, m.	難船ヲ請合フ人。

【備考】本書ノ序、凡例、跋ヲ通覽スルモ其底本ヲ知ルヲ得ズ

慶應二年

エンテルボット御用留 慶應二年五月一十月

請負料【一】荷物火難ノ受合、インシユランス【二】インシユーレンス荷物請負【三】インシユ
ーレンス、コンベニー荷物請負人社中、請負元方、請負證書【四】出火請負組、災害請負會社、
火災請負【五】火災保證所、保證組【六】安全請合人ノ局【八】

【備考】右ノ【】中ノ資料番號ハ第一編第六類參照

第一編 一般資料

(5)

エンテル
ボット御
用留ノ御
語

(6)

西洋事情
ノ用語

第一類 保險ノ文字
西洋事情 福澤諭吉纂輯 慶應二年丙寅初冬
尙古堂發兌

卷之一—證印稅

火災請負ヒ、海上請負ヒ 【第一編第六類 15 参照】

慶應二年

Cachon, L'abbé Mernet de—Dictionnaire Français-Anglais-Japonais, Paris, 1866.

(7)

Cachonノ
佛英和字
典ノ譯語

P. 79.

Assurance, s. f.

Assurance, certainty; security.

— maritime.

Ship insurance.

Assuré, adj.

Secure; safe; sure; bold.

Assurement, adv.

Surely; assuredly.

Assurer, v. a.

To assure, to assert.

慥カ。極リ。

Tachica; kimari.

料主。

Raison.

危カラヌ。大膽ナ。

Ayao caranou; daihana.

定マツテ。決斷シテ。

Sadamatte; ketsudan chite.

事ヲ受合フ。

(oto-o onke ad).

(8)

和英語林集成

美國 平文編譯

慶應丁卯(三年)新編
一千八百六十七年

日本 橫濱梓行

Hepburn, J. C.—A Japanese and English Dictionary, with an English and Japanese index.

Shanghai, 1867. 【序文ニ五月トマツ】

Japanese and English Dictionary.

P. 503-504.

UKE-*AI*, -*au*, -*atta*, ヲケアラフ, 受合, *t. v.* To warrant, to guarantee, to insure, to engage one's self for the performance of, or truth of anything, to certify, to pledge one's self for, go security for, to contract, bargain, promise. *Fashin* *aw*, to contract to build.

Syn. YAKI-SOKU SZIU.

UKE-*AI*-*NIN*, ヲケラヒニソ, 受合人, *n.* A surety, insurer, contractor.

UKEOL, ヲケオヒ, 請負, *n.* A contract. -*shigoto*, work done by contract. -*nin*, a contractor.

An index of Japanese equivalents for the most common English words.

P. 6.

Assure, Ukeau.

P. 54.

Insure, Ukeau.

Insurance, Ukeai.

【本書ノ第三版ハ初版ヲ増語シテ明治五年ニ上海印刷、横濱ニ梓行セラレタリ、同書ノ和英ノ部ニ於ケル受合等ノ譯語ハ初版ト異ナル所ナク Index ハ英和字書ニ増大セラレ Insure, Insure 等ノ譯語ハ左ノ如ク改メラレタリ】

第一編 一般資料

五

平文ノ辭
書ノ譯語

第一類 保險ノ文字

(part second.) English and Japanese Dictionary, containing the most important English words with numerous examples.

P. 13.

ASSURANCE, *n.* Shoko, ukeai; shinyo, buyenryō, haji-shirannu koto.

ASSURE, *t. v.* Shinyo saseru, tashika-ni iu.

P. 93.

INSURANCE, *n.* Ukeai.

INSURE, *t. v.* Ukeau.

INSURER, *n.* Ukeai-nin.

【本書ノ第三版ノ更ニ増補セラレテ明治十九年十一月六日版權免許同二十年九月丸美商社書店ヨリ出版セラレタリ、但シ扉ノ歐文「マイトリス」ハ第二版トナリ、第三版ノ保險關係語ノ譯ハ左ノ如シ】

A Japanese and English Dictionary.

P. 173.

HOOKEN,] (*ayanki no ukai*) *n.* Insurance; —suru, to insure; —ryō, premium of —;

HOOKEN,] —*gaisia*, —company; *Kāwasia* —, fire —; *seini-i*, life —; *kaizo* —, marine —.

P. 697.

UKU — AI, *n.* Insurance, guaranty, security.

【UKU — AI — AI, 等ノ譯語ハ初版以來同譯ナレバ省略ス】

(part second.) English and Japanese Dictionary.

P. 782.

ASSURANCE, *n.* Shoko, ukeai; shinyo; buenryo, haji-shirannu koto, daitan.

ASSURE, *t. v.* Shinyo saseru, tashika ni iu, ukeau.

P. 890.

INSURANCE, *n.* Ukeai, hoken. — *company*, hokenkwaisha.

INSURE, *t. v.* Ukeai, hoken suru.

INSURER, *n.* Ukeai-nin, hokensha.

慶應三年

西洋旅案内 福澤諭吉著 慶應三年十月

災難請合ノ事 イシユアランス

人ノ生涯ヲ請合フ事、火災請合、海上請合 【第一編第二類ニ参照】

明治元年

管 見 山本覺馬 明治元年

船ノ請負、荷物請負、人ノ請負 【第一編第二類ニ参照】

(10) 山本覺馬
管見ノ用
語

(9) 西洋旅案
内ノ用語

第一編 一般資料

新塾月誌
ノ譯語 (11)

明治二年
新塾月誌 第二號 明治二年四月 (明治文化全集第十八卷)
災難請合、保險、擔保、宅擔保、命擔保、船擔保、火燭保險、海上保險 【第一編第四類ニ參照】

公議所日誌
ノ用語 (12)

公議所日誌 第十一 明治二年四月 (明治文化全集第四卷)
船及荷物水夫等ノ請負法 【第一編第六類ニ參照】

蠶種商法
ノ用語 (13)

蠶種商法 吉田屋表二郎述 明治二年四月 (明治文化全集第九卷)
海上請負、請負の社中、海上請合 【第一編第四類ニ參照】

泰西商會
法則ノ用 (14)

泰西商會法則 神田孝平譯 明治二年夏 (明治文化全集第九卷)
業名仲間の事
難船請合仲間、火災受合仲間 【第一編第六類ニ參照】

(15)

開知新編 橋爪貞一纂輯 明治二年十一月

開知新編
ノ用語

卷之六
受合、受負、請負 【第一編第四類ニ參照】

英和對譯
袖珍辭書 (16)

英和對譯袖珍辭書 改正一冊 明治二年 藏田屋版

P. 24	Assurance, s.	請合ヒ、物ヲ運送スルニ世話料ヲ取テ海上ノ難ヲ請合 ト、先キ見ズナルト、信用
	Assure-ed-ing, v. a.	請合フ
	Assuredly, adv.	慥ニ、誠ニ
	Assurer, s.	請合フ人、物ヲ運送スルニ世話料ヲ取テ海上ノ難ヲ請 合フ人
P. 208	Insurance, s.	請合ヒ、慥ニスルト
	Insure-ed-ing, v. a. et n.	請合フ、慥ニスル
	Insurer, s.	請合フ人、慥ニスル人

【備考】 原本、Pread, II. — A New Pocket Dictionary of the English and Dutch Languages. John Noman and Son
Zalt-Bommel, 1843.

第一類 保險ノ文字

初版ハ堀達之助編纂主任、西岡助、千村五郎、竹原勇四郎、箕作貞一郎(麟祥)等補佐、文久二年(西紀一八六二年)開成所刊
再版ハ堀越愛國(龜之助)增補訂正、慶應二年刊
三版ハ慶應三年開成所出入ノ村木商藏田屋清右衛門ガ再版ヲ其儘木版ニテ刊行
本史料ニ採録ノモノハ奥付ニ明治二年トアリ、即チ藏田屋本ノ再版、開成所刊ノ第四版ニ當ルモノナリ

英華字典 一冊

柳澤信調點

明治二年
松莊館續刻藏版

P. 9.
Assurance,

言眞

P. 149.

Insurance companies,
Insure, 担保會
保良スル

【備考】本書ノ扉ニハ英・斯維爾士維廉士著、海・衛三長鑒定トアリ、即チ本書ハ W. Wells Williams (支那ハ渡來セシ米國宣教師)著英華韻府歷階ニ調點ヲ附シテ簡約セシモノナリ

英華字典 全四冊 自慶應二年
至明治二年刊
Lobscheid, W. - English and Chinese Dictionary, with the Panti and Mandarin pronunciation.
Hongkong, 1866-69.

assume to effect public works, 禮造作 shin' tsò
tsok. Shen tsòu tsòh; to assume appearance, 取
貌 'ts'ù máu'. Ts'ù máu; to assume the form of
man (said of spirits and apparitions). 現人形 in'
yan ying. Hien jin hing. 變人形 pin' yan ying.
Pien jin hing.
Assumed 古過 chin' kwo'. Chen kwo. 假過 shin'
kwo'. Shen kwo. 借過 ts'im' kwo'. Ts'ien kwo.
冒過 mò' kwo'. Máu kwo. 變過 pin' kwo'. Pien
kwo. 取過 'ts'ù kwo'. Ts'ù kwo.
Assuming 占 chin'. Chen. 禮 shin'. Shen. 冒 mò'.
Máu 募 ngó'. Ngau; assuming the appearance of
virtue. 色取仁 shik' ts'ù yan. Sih ts'ù jin; ar-
rogating. 驕誇 kiú kw'á. Kiáu kw'á; taking for
granted. 設若 ch'it, yéuk. Sheh jòh; pretend-
ing. 假爲 'ká wai. Kiá wei. 作爲 yéung wai.
Yáng wei.
Assuming, arrogant, 驕傲 kiú ngó'. Kiáu ngau.
驕矜 kiú king. Kiáu king. 傲視 ngó' shí'.
Ngau shí. 大儀 táí yéung. Tá yáng. 大架 táí'
ká. Tá kiá. 裝腔 chong hong; assuming and
insolent. 恃財傲物 shí' ts'oi ngó' mat. Shí
ts'oi ngau wuh. 恃勢欺人 shí' shai' hí yan.
Shí shí k'í jin. 恃已凌物 shí' kí ling mat.
Shí kí ling wuh.
Assumption, the act of taking upon one's self, 自
禮者 tsz' shin' ché. Tsz' shen ché; the act of
taking for granted. 姑許 kú' hù. Kú hù. 信以
爲然 sun' 'i wai in. Sin i wei jen. 姑許其實
kú' hù k'í shat. Kú hù k'í shih; Christ's assump-
tion of our flesh. 基督之托身 Kí tuk, chí t'ok,
shun. Kí tuk chí t'ok shun; the taking up a per-
son into heaven. 升天 shing t'in. Shing t'ien;
a consequence drawn from a proposition of which
an argument is composed. 所取之意 sho' ts'ù
chí f. So ts'ù chí f. 所執之意 sho' chop, chí f.
So chíh chí f.
Assumptive, that may be assumed, 可取 'ho' ts'ù.
K'ò ts'ù. 可禮 ho' shin'. K'ò shen. 可姑許 'ho
kú' hù. K'ò kú hù.
Assurance, the act of assuring, 實話 shat wá. Shih
hwá. 確說 k'ok shat. K'íoh shwòh. 使實信 sz
shat, sun'. Shí shih sin. 令確信 ling' k'ok, sun'.
Ling k'íoh sin; firm persuasion. 實信 shat, sun'.
Shih sin. 堅信 kin sun'. Kien sin. 篤信 tuk
sun'. Tuh sin. 確信 k'ok sun'. K'íoh sin. 知實
chí shat. Chí shih. 定知 teng' chí. Ting chí.
實知 shat, chí. Shih chí; freedom from doubt.
無疑 mò' í. Wú í; certain expectation. 冀其必
有 k'í k'í pit' yan. K'í k'í piéh yú. 冀望必有
k'í mong' pit' yan. K'í wáng piéh yú. 冀望
shat mong'. Shih wáng. 冀望得倒 shat, mong'
tak, tò. Shih wáng t'eh tau; full confidence. 固
信必有 k'í sun' pit' yan. Kú sin piéh yú; the
utmost certainties. 定知其實 teng' chí k'í shat.
Ting chí k'í shih; firmness of mind. 堅定之心
kin teng' chí sun'. Kien ting chí sin; certain
knowledge. 的確識之 tik k'ok shik, chí. Tih
k'íoh shih chí. 確實知到 k'ok, shat, chí tò.

K'íoh shih chí t'au. 果實識得 kwo shat, shik,
tak. Kò shih shih t'eh; insurance. 保險 'pò
'hím. Páu hien. 買燕窩 'mai in' sho. Mái yen
sú; impudence. 無禮貌 mò' lim' 'eh'í. Wú lien
ch'í. 大膽 tá' tán. Tá tán. 厚面皮之人 hau'
min' p'í chí yan. Hau mien p'í chí jin; full
confidence in Christ and of final salvation. 實信
基督而得救 shat sun' Kí tuk, í tak kau. Shih
sin Kí tuk ch' t'eh kin. 篤信基督 tuk, sun' Kí
tuk, Tuh sin Kí tuk.
Assure, to, to make certain, 令確實 ling' k'ok, shat.
Ling k'íoh shih; to insure, 買保險 'mai' pò' hím.
Mái páu hien. 買燕窩 'mai in' sho. Mái yen
sú; to give confidence by a promise. 作保 tsok,
'pò. Tsoh páu. 做保人 tsò' pò yan. Tso páu
jin. 做保家 tsò' pò ká. Tso páu kiá; to make
confident. 致人無疑 chí' yan mò' í. Chí jin wú
í. 使人堅信 sz yan kin sun'. Shí jin kien sin;
to aver, 實話 shat, wá. Shih hwá. 確說 k'ok
shat. K'íoh shwòh; he assured us of it. 實說我
知 shat, shat, 'ngo chí. Shih shwòh wo chí; to
assure one's self, 確實知 k'ok shat, chí. K'íoh
shih chí. 查其確實 chí' k'í k'ok shat. Ch'á
k'í k'íoh shih. 自查的確 tsz' chí' tik k'ok. Tsz'
ch'á tik k'íoh.
Assured, made certain, 使確實 sz k'ok shat. Shí
k'íoh shih; certain. 的確 tik k'ok. Tih k'íoh.
定着 teng' cheuk. Ting choh; insured. 買過保
險 'mai kwo' in' sho. Mái kwo páu hien. 買過
燕窩 'mai kwo' in' sho. Mái kwo yen sú; indub-
itable. 無疑 mò' í. Wú í. 無疑感 mò' í wák.
Wú í hwòh. 無思疑 mò' sz í. Wú sz í. 一定
無疑 yat teng' mò' í. Yih ting wú í; I am as-
sured. 我執知 'ngo chan chí tò. Wo chíh chí
t'au. 我實知 'ngo shat, chí. Wo shih chí; bold
to excess. 敢膽 kòm tám. Kán tán; impudent.
無廉耻 mò' lim' chí'. Wú lien chí'; assured of
final salvation. 堅信得救 kin sun' tak, kau'.
Kien sin t'eh kin.
Assuredly, certainly, 定然 teng' in. Ting jen. 固
然 kú' in. Kú jen. 必然 pit' in. Pieh jen. 斷
然 tán' in. Twán jen. 果然 kwo' in. Kò jen.
必定 pit' teng'. Pieh ting. 是必 shí' pit'. Shí
pieh. 定必 teng' pit'. Ting pieh. 斷斷 tán' tán'.
Twán twán. 確然 k'ok in. K'íoh jen. 委然 wai
in. Wei jen. 委實 wai shat. Wei shih. 委果
'wai kwo. Wei kò. indubitably. 無疑 mò' í.
Wú í. 無不知是 mò' jót, a shí. Wú p'uh jót
shí. 實實落落 shat, shat, lok lok. Shih shih
loh loh. 實存 shat, ts'ò. Shih ts'ò. 實首 shat,
shau. Shih shau.
Aster chinensis. 江古紫 kong' nán tsz. Kiang
nán tsz.
Asteris, stella marina. 鵝爪魚 ai' ch'áu ú. Kí
ch'áu yu. 海藍 hoi' in. Hái yen.
Aster marinus condrilla. 黃花菜 wá' ts'ò.
Hwáng huá ts'ò.
Asterisk, the figure of a star (*), used in printing
* Mái in sho is a corruption of insurance and to insure.

得過 pat, shing' tak, kwo', 勝不過的 shing' pat, kwo' tik. Shing puh kwo' tih; invincible, 唔贏得嘅 m' yeung tak, ké', 不勝得的 pat, shing' tak, tik. Puh shing' teh tih, 勝不得 shing' pat, tak.

Insupportableness 不可勝者 pat, ho shing' 'ché. Puh k'o' shing' ché, 勝不得者 shing' pat, tak, 'ché. Shing puh teh ché.

Insupportable, that cannot be borne, as weight, 當唔起, tong m' 'hi, 唔抵得起 m' 'tai tak, 'hi, 當不得, tong pat, tak. Táng puh teh; insufferable, 唔耐得嘅 m' noi' tak, ké', 唔當得嘅 m' tong tak, ké', 唔捱得嘅 m' ngái tak, ké', 忍不得的 'yan pat, tak, tik. Jín puh teh tih, 不可忍的 pat, ho 'yan tik. Puh k'o' jin tih.

Insupportableness 當不起者, tong pat, 'hi' ché. Táng puh k'i' ché, 捱不起者, ngái pat, 'hi' ché. Yai puh k'i' ché.

Insupportably 捱唔得, ngái m' tak, 忍不得 'yan pat, tak. Jín puh teh.

Insurable 可買保險 'ho 'mái' pò 'hím. K'o' mái páu hien, 可買保險 'ho 'mái' fu' sho.

Insurance, the act of insuring against loss or damage, 買保險之事 'mái' pò 'hím, chí sz'. Máí páu hien chí sz, 買保險者 'mái' fu' sho 'ché; insurance company, 保險會 'pò 'hím úí. Páu hien huai, 保險會 'fu' sho úí, 保險公司 'pò 'hím kung sz. Páu hien kung sz, to issue policies of insurance, 出保險單 ch'ut, 'pò 'hím tán. Ch'uh páu hien tán.

Insure, to make sure, 俾穩 'pí' wan, 使穩 'sz' wan; ditto, as goods, 買保險 'mái' pò 'hím. Máí páu hien, 買保險 'mái' fu' sho (south of China). 保險單 'mái' pò 'hím tán. Máí páu hien tán, to insure goods, 保貨物 'pò 'hím' mat, Páu ho wuh, to insure a ship, 保船隻 'pò 'shün' chék, Páu ch'uen chik, 保險 'pò 'shün. Páu ch'uen, to insure against loss by fire, 買火險 'pò 'hím. Páu ho hien; ditto against loss by water, 保水險 'pò 'shün' hüm. Páu shüai hien.

Insured, made sure, 俾穩 'pí' kwó' wan, secured against loss, 買過保險 'mái' kwó' pò 'hím. Máí kwó' páu hien, 買了保險 'mái' fu' pò 'hím tán. Máí hian páu hien tán.

Insurer, an underwriter, 保險公司 'pò 'hím' ché. Páu hien ché, 保險公司 'pò 'hím' kung sz. Páu hien kung sz.

Insurgent 逆賊 yik, ts'ák. Nih ts'eh, 逆匪 yik, 'fi. Nih fi, 放賊 p'ui' ts'ák. P'ui' ts'eh.

Insuring, making secure, 俾穩 'pí' wan; securing against loss, 保險 'mái' pò 'hím. Máí páu hien.

Insurmountable, insuperable, 唔勝得嘅 m' shing' tak, ké', 唔勝得過嘅 m' shing' tak, kwo' tik.

* The term 公司 is in general confounded with 會 on account of the agents belonging to a 公司 or mercantile establishment.

勝不過的 shing' pat, kwo' tik. Shing puh kwo' tih; insurmountable difficulties, 唔勝得嘅阻礙 m' kwo' tak, ké' 'cho ngoi', 勝不過之難 shing' pat, kwo' chí nán'. Shing puh kwo' chí nán.

Insurpassable, 不勝 pat, shing'. Puh shing.

Insurrection, a rising against civil or political authority, 作亂 tsok, lán'. Tsok lán', 作反 tsok, fan. Tsok fan, 叛逃 pón' yik, Pón' nih; in a state of ditto, 亂 lán'. Lán'; to plot an insurrection, 謀反 mau' fan. Mau fan, 謀叛 mau' pán'. Mau pán, 謀亂 mau' lán'. Mau lán, 謀逆 mau' yik. Mau nih.

Insurrectionary 作亂的 tsok, lán' tik. Tsok lán' tih, 作反的 tsok, fan tik. Tsok fan tih.

Insusceptible 不覺 pat, kok. Puh kioh, 唔動得嘅 m' tung' tak, ké', 不動得的 pat, tung' tak, tik. Puh tung' teh tih; insusceptible of sorrow, 唔覺憂嘅 m' kok, yau ké', 不覺憂的 pat, kok, yau tik. Puh kioh yú tih; insusceptible of any impression, 唔動得心嘅 m' tung' tak, sam ké', 不能動心的 pat, nang' tung' sam tik. Puh nang' tung' sin tih.

Intaglio 彫刻的 tiú' hák, tik. Tiú' k'eh tih, 彫刻了嘅 tiú' nap, tsé' ké'.

Intangible, not perceptible to the touch, 唔覺得嘅 m' kok, tak, ké', 不可覺的 pat, 'ho kok, tik. Puh k'o' kioh tih.

Integer 全 ts'ün. T'üen, 整 'taung' Tsung.

Integral 全 ts'ün. T'üen, 完全 an ts'ün. Hwán ts'üen; integral number, 全數 ts'ün' shò. T'üen sá; an integral part, 完全之分, shing' ts'ün' chí fan'. Ching ts'üen chí fan, 完全之分, an ts'ün' chí fan'. Hwán ts'üen chí fan.

Integral, a whole, 全者 ts'ün' ché. T'üen ché.

Integrate, to restore, 補全 'pò' ts'ün. Pá' ts'üen, 完全 an ts'ün. Hwán ts'üen.

Integrity, wholeness, 完全 an ts'ün. Hwán ts'üen; moral soundness or purity, 貞氣 'hí. I' k'i, 正氣 ching' king. Ching king, 老實 'b' shat, Láu shat, 純厚 'shun' hau'. Shun hau; a person of integrity, 正氣人 ching' king ké' yan, 老實人 'b' shat ké' yan, 老成之人 'b' shing' chí yan. Láu ching' chí jin, 義氣之人 'hí' chí yan. I' k'i chí jin, 義士 'sz. I' sz.

Integument 表皮 ts'ün' ts'ü. K'ái' tsz, 包皮 p'ui' p'í. P'ui' p'í.

Intellect 通事之才 ts'ung sé' chí ts'oi. Ts'ung sé' chí ts'oi, 睿智 yui' chí. Jui' chí, 聰明 ts'ung ming. Ts'ung ming, 明哲之心 ming chí, chí sam. Ming chí, chí sin; of dull intellect, 心蒙 sam' mung. Sín mung, 心昧 sam' mui. Sín mui, 蒙昧 mung' mui. Mung' mui, 蒙昧 mung' mui. Sín mung' mui; 善於智, shan chí' fan ts'oi. Shin chí' hwan ts'oi; of clear intellect, 聰明 ts'ung ming. Ts'ung ming, 睿心 yui' sam. Jui' sin, 睿智 yui' chí. Jui' chí, 明心 ming sam. Ming sin, 明智 ming chí. Ming chí, 心通 sam

Part I (1st. Vol.)

Assurance, insurance, 保險

【寫真版參照】

【備考】本書ハ明治十六年八月ヨリ明治十七年六月マデ六回ニ涉ツテ羅布存德原著、井上哲次郎訂増、訂増英華字典トシテ東京ニテ出版セラレ香港版ノ支那發音記號ハ省略セラレタリ

明治三年

西洋聞見錄 村田樞文夫纂述 明治三年

後編卷一

保認會社、家宅保認會社、洋船保認會社 【第一編第四類ニ參照】
ウムアヒナカマ

英國商法

チユロソソ著 明治三年
福地源一郎譯 北門社藏版

第九章 海上請合掛の事 【第一編第六類ニ參照】

第一編 一般資料

(19)

西洋聞見
錄ノ用語

20)

英國商法
ノ譯語

(21)

佛和辭典
ノ譯語

明治四年

許官佛和辭典 一冊 寄陽好樹堂譯 明治四年辛未正月
海 上

Nouveau Dictionnaire Français-Japonais, renfermant les principaux mots composés et un grand nombre de locutions. Changhai: Imprimerie de la mission presbytérienne Américaine, 1871.

P. 31

Assurance, *sf.* 請合。大膽。約條。安全
Assuré, *ej, a.* 慥ナル。丈夫ナル
Assurer, *va.* 請合フ。堅固ニスル
Assureur, *sm* 請合フ人

【備考】本書ハ Migeut, M. Dictionnaire de poche, bien connu des langues Fran, aise et Anglaise. ヲ翻譯セシモノナリ
(序文ヨリ)

(22)

太政官布告
ノ用譯語

造幣規則 (太政官布告) 明治四年辛未五月

危難請負 【第一編第六類 19 參照】

(23)

獨和字書
ノ譯語

Oda, Fundji, Sakurai. — Deutsch - Japanisches Wörterbuch. Tokyo. 1871. 明治四年

P. 1147.

Versicherer, m. ヲケアヒニン 保人。シヤウコ
ニン 證人
Versichern, v. a. ヲケアフ。ウケオヒスル 包管
—, v. r.
Versicherung, f. ヲケアヒ。ウケオヒ 請負
Versicherung^s 請負ノ取極
anstalt, f.
Versicherung^s ヲケオヒシヤウモン 保各證序
schein, m.

【備考】本書ハ帝國圖書館ニテ調査セルモ原、序文等缺失セシヲ以テ目錄記入ノ編者年月等ニ從ヒシモノナリ

明治五年

日本國郵便蒸氣船會社關係資料 明治五年八月

危難請合 【第二編第一類 一參照】

郵便蒸氣船會社ノ
用譯語

(24)

第一編 一般資料

合衆國收稅法 立嘉度譯 明治五年新刻 大藏省

危難請合取次人、人身厄難請合會社、海陸危難並ニ火災受合 【第一編第六類ニ參照】

交易通史 杉亨二譯 明治五年十月刊行 柳樊齋藏版

卷三下

海運保險、汽船航海保險 【第一編第六類ニ參照】

英和字典 一冊 知新館社中編 明治五年 知新館藏版

P. 37.

As-sūr'ange (ash-shūr'), *n.*

請合、信用、慥カナルヲ、暴ナルヲ、○保領、不疑、無廉恥、

As-sūre (ash-shūr'), *v. t.*

請合フ、○担保、

P. 312.

In-sūr'a-ble (in-shūr'a-bl), *a.*

請合ハルベキ ○可買保險

In-sūr'ance (in-shūr'ans), *n.*

請合ヒ、慥ニスルヲ、○買保險之事、保信、

In-sūre' (in-shūr'), *v. t.*

請合フ、慥ニスル、○使穩、保、確、

In-sūr'er (in-shūr'er), *n.*

同上スル人、○保險者、

【備考】本書ノ底本、Zakall, P. A. Standard Pronouncing Dictionary. 序ニ曰ク「吾黨ノ二三子カヲ戮セ日月ヲ費シ英人ニユツタル氏ノ字典ヲ本トシ傍ラウエブストル氏ノ大字典ニ就キ努メテ應用ニ切ナル語ヲ譯出シ且ツ發譯ニ從事スルノ人ヲシテ搜字ニ便ナラシメンガ爲メ英漢對譯ノ字典ヲモ採用シ以テ此ノ英和字典ノ一書ヲ作ス」維時明治五年壬申夏五月社友吉田賢輔識

英和對譯辭書 一冊 荒井郁編 明治五年 東京 小林新兵衛 開拓使藏版

P. 29.

As-sūr'ange, *s.*

請合。世話料ヲ取テ海上ノ難ヲ請合フ。先見ズナルヲ。信用

As-sūre', *v. a. -cd-ing.*

請合フ 慥ニスル

As-sūr'ed-ly, *adv.*

請合人。世話料ヲ取テ海上ノ難ヲ請合人

As-sūr'er, *s.*

請合ウベキ

In-sūr'a-ble, *adj.*

請合ヒ。慥ニスルヲ

In-sūr'ange, *s.*

請合ウ。慥ニスル

In-sūre', *v. a. et n. -cd-ing.*

請合ウ人。慥ニスル人

In-sūr'er, *s.*

【備考】是書ハ英華辭典「ウエブストル」氏辭書等ヲ校シテ之ヲ梓行ス（例言ヨリ）

英佛文語粹金 一冊

谷井元次郎合著
田中耕造合著

明治五年壬申秋日
東京時習閣藏

English and French and Japanese Dictionary.

(29)

英佛文語粹金ノ譯語

P. 162

assurance, f.

insurance.

請合

assurer, a.

to insure, a.

請合フ

P. 166

police d' assurance,

police of insurance,

懽メ會所

prime d' assurance, f.

premium of insurance,

請合タル人ニ遣ル手金

【備考】譯者共記アレドモ底本等ノ記載ナシ

明治六年

保任社關係資料

明治六年一月—四月

難破滯損請負【2】海路ノ危險ヲ保シ、危難請負【3】請負金【4】難破請負証書【5】

(30)

保任社ノ用語

【備考】右ノ【】中ノ資料番號ハ第二編第一類參照

獨和字典

（官許）松田爲常等編

明治六年五月
上海版

Deutsch—Japanisches Wörterbuch, mit einem Verzeichniss der Unregelmässigen, Shanghai, 1873.

P. 604.

Versicherer, m-n.

請合人

Versichern, v, a.

信用サスル

承知サスル

請合フ。護ル

Versicherung, f.-m.

全上ノ1

Versicherungsgesellschaft, f.-m,

請合仲間

Versicherungsschein, m.-e.

請合證文

【備考】本書ハ薩摩學生、松田爲常、瀨之口隆敬、村松經春ノ編纂セシモノ

序ニ曰ク「獨逸學ノ我邦ニ入ルヤ日太タ淺ク辭書ニ乏キヲ以テ予曹淺劣ヲ顧ミス獨逸教師ワクネル氏ニ謀リ獨獨英及ヒホツフマン氏且ツウエベル氏ノ字書ヲ參攷シ和譯ヲ付シテ活版ニ上シ以テ同志ニ便ニス」

大藏省第一國立銀行取扱規則

明治六年六月

保險【第二編第一類 10參照】

第一編 一般資料

一七

獨和字典ノ譯語

(31)

大藏省第一國立銀行取扱規則ノ取

(32)

(33) 太政官布告ノ用語

第一類 保險ノ文字
危害ヲ生スヘキ物品運送法則 明治六年八月九日
【右ハ太政官布告第二百九十二號】
危難請合會社 【第一編第六類 23 參照】

(34) 郵便報知新聞ノ用語

郵便報知新聞 第一一二號 明治六年八月十五日
危難請負 【第一編第四類 9 參照】

(35) 佛國政典ノ譯語

佛國政典 箕作麟祥 大井憲太郎 譯
第十卷 明治六年十月刊
海上請合、火災請合、生命請合 【第一編第二類 4 參照】

(36) 内外用達會社ノ用語

内外用達會社關係資料 明治六年十一月
海上火難人命請合 【第二編第一類 15 參照】

文明開化 内外事情 東江學人纂輯 明治六年十二月出版

内外事情ノ用語

初編卷ノ二
受合會社、家宅受合會社、船中受合會社 【第一編第四類 1 參照】

(38)

和譯英辭書

和譯英辭書 (賣准) 明治六年十二月 天野芳次郎藏版
An English-Japanese Pronouncing Dictionary, with an appendix containing a table of irregular verbs, and a list of English signs and abbreviations. Fourth edition revised. Tokio, 1873.

P. 40.	請合 ^{ウケアヒ}	世話料 ^{セワリヨウ} ヲ取テ海上 ^{カイジクウ} ノ難 ^{ナン} ヲ請合 ^{ウケアフ} テ先見 ^{サキミ} ズナル ^シ 。信用 ^{シンヨウ}
As-sūr'ange, s.	請合 ^{ウケアヒ}	世話料 ^{セワリヨウ} ヲ取テ海上 ^{カイジクウ} ノ難 ^{ナン} ヲ請合 ^{ウケアフ} テ先見 ^{サキミ} ズナル ^シ 。信用 ^{シンヨウ}
As-sūr'er, s.	請合人 ^{ウケアヒシ}	世話料 ^{セワリヨウ} ヲ取テ海上 ^{カイジクウ} ノ難 ^{ナン} ヲ請合人 ^{ウケアヒシ}
P. 344.	請合ヒ ^{ウケアヒ}	慥 ^{マシカ} ニスル ^シ
In-sūr'ange, s.	請合ウ人 ^{ウケアヒシ}	慥 ^{マシカ} ニスル ^シ 人
In-sūr'er, s.	請合ウ人 ^{ウケアヒシ}	慥 ^{マシカ} ニスル ^シ 人

【備考】本書ハ薩摩學生編、和譯英辭書(明治二年上海刊)俗稱薩摩辭書ノ第三版ナリ

(39)

英和字彙 (附言) 一冊 柴田昌吉共編 明治六年
第一編 一般資料 子安峻 日就社刊

p. 61.
 Assurance (ash-shur'ans), n. 保証、信用、信實、剛氣、確說、大膽、保險
 Assure (ash-shur'), vt. 保証スル、確實ニスル、保險スル、信用スル
 Assured, pp. : Assuring, ppr. 保證者、保險者
 Assurer (ash-shur'er), n. 保證者、保險者
 P. 561.
 Insurable (in-shur'abl), a. 被保險ヘキ
 Insurableness, Insurability in- 被保險ヘキ
 shur'a-blness, in-shur'a-bil'iti; n. 保險、保險料
 Insurance (in-shur'ans), n. 保險會社
 Insurance company. 保險會社
 Insurance policy. 保險證書
 Fire insurance. 火災保
 Insure(in-shur'), vt.; Insured, pp. 保フ、安全ニスル、保險ヲ約スル
 Insuring, ppr. 保險者

To insure a ship. 船ヲ保フ
 To insure against fire. 火難ヲ保フ
 Insure (in-shur'), vt. 保險ヲナス
 Insured in-shurd'), a. 保フタル、安全ニシタル
 Insurer (in-shur'er), n. 保險者

【備考】本書ノ原本ハ Aglwie (Onglai) ノ辭書 (Walter 系ノ短縮版)
 序ニ曰ク「林道三郎柳谷謙太郎ノ兩學友ト相謀リ英國法律博士阿日耳維氏ノ字書ヲ原本トシテ庚午ノ春始テ稿ヲ起シ
 公務ノ餘暇ヲ餘ミ共ニ對譯ヲ勉ム」

明治七年

百科全書 經濟論 超越愛國譯 明治七年三月
 文部省刊
 卷之下

保險、保險者、保險會社 【第一編第四類 參照】

(41) 丸屋商社死亡請合規則 明治七年五月

第一編 一般資料

第一類 保險ノ文字

丸屋商社
ノ用語

死亡請合規則、請合金 【第二編第二類一參照】

經濟 世渡の杖 後編全二卷 何禮之譯 明治七年六月
便蒙 盈科齋藏版

【註】年月ハ譯者緒言末ノ記載ニ依リタルモノ
卷之二十四ノ裏

世渡ノ杖
ノ用語

保險 【第一編第六類 25 參照】

(42)

諸納金現金送納規則 明治七年十月七日

【右ハ大藏省達書明治七年乙第三號】

大藏省達
書ノ用語

危險請負 【第一編第六類 26 參照】

(43)

火災請負所設置ノ建白書 【郵便報知新聞 第 四 九 六 號
明治七年十月三十日】

火災請負
建白書ノ
用語

火請所 【第一編第四類 9 參照】

(44)

佛國商法 講義 佛國チヨルジブスゲ氏講義 明治八年五月
司法省藏版

第十二會 明治七年十一月十二日

佛國商法
講義ノ譯
語

(46)

「トンチン」會社ハ性命ヲ保スル會社ノ社中、請合會社 【第一編第二類 5 參照】

廣益英倭字典 一冊 明治七年 加賀 大屋愷故
田中正義 藏梓
中宮誠之

An English-Japanese Dictionary, together with a table of irregular verbs, and a list of
English signs and abbreviations. new edition. Kanazawa in kaga.

P. 48

Assurance, s. 請合ヒ。世話料ヲ取テ海上ノ難ヲ請合フ。先見ズナ
ル。信用

Assure-ed-ing, v. a. 請合フ

Assurer, s. 請合人。世話料ヲ取テ海上ノ難ヲ請合人

P. 415.

Insurance, s. 請合ヒ。慥ニスル

Insure-ed-ing, v. a. et. n. 請合ウ。慥ニスル

Insurer, s. 請合ウ人。慥ニスル人

【備考】序ニ曰ク「慶應三年堀越先生ノ改正増補シテ刊スル所ノ英和對譯辭書ハ此學ニ從事スル輩ニ於テ裨益アルハ固
第一編 一般資料 二三

第一類 保險ノ文字

ヨリ論ヲ待タズ然リト雖モ索語ニ臨テ間々遺漏ナシトセズ是ニ因テ故鹿田先生ヲ首トシ亞テ芝木氏小池氏英國ノツト
ール氏辭書亞國ウエボストル氏辭書、同國へボン氏英和語林集成、英國支那對譯辭書及ヒ英和辭書等ノ中ヨリ當今要
用ノ語凡ソ四萬六千有餘ヲ蒐集ス

二四

明治八年

ランカツシヨル火難請合會社關係資料 自明治八年三月
至明治九年一月

火難請合會社【25】火災請合會社、商賈海上保難會社、海上危難ヲ保證、請合狀【25】

【備考】右ノ【】中ノ資料番號ハ第二編第一類參照

ランカツ
シヨル社
ノ用語 (47)

百科 國民統計學 堀越愛國譯 明治八年七月
文部省

生命ノ記表、性命、生命保險會社 【第一編第五類參照】

百科全書
國民統計
學ノ譯語 (48)

巴華釐亞國稅法 全二冊 大藏省履澳國矢伊勃兒篤譯講 明治八年九月發兌
大藏省八等出仕古賀保高筆次 大藏省

【ババリア國稅法 シーボルト譯講】

保險會社 (卷之六—第二號商工業稅則表ノ中)

ババリア
國稅法ノ
譯語 (49)

朝野新聞 第六六一號 明治八年十一月五日

海外新報

人命保證會社 【第一編第五類參照】

朝野新聞
ノ用語

回漕貨物取扱條例 明治八年十二月四日

【右ハ明治八年太政官布告第百十四號】

危險受負法 【第一編第六類 28 參照】

太政官布
告ノ用語 (51)

佛蘭西 商 法 眞作麟詳譯 明治八年十二月二十五日出版
文部省

第十卷

海上受合ノ事—受合 【第一編第四類 10 參照】

佛蘭西商
法ノ譯語 (52)

字典集成 一冊 粵東 鄭其照容階選著 光緒元年重鐫【明治八年】

An English and Chinese Dictionary, compiled from different authors, and enlarged by the addition
of the last four parts, by Kwong Ki Chiu, Hongkong, 1875.

第一編 一般資料

二五

P. 23.
 Assurance 真言無疑惑.
 Assure, to 包保, 保.
 P. 181.
 Insurable 能保險的.
 Insurance 保險之事,
 insurance company 保險公司.
 fire insurance company 火燭保險公司.
 marine insurance company 水面保險公司.
 Insure, to 保險,
 to insure a ship 保隻船.

內國通運
會社ノ用 (54)

明治九年

內國通運會社諸物貨取扱規則 明治九年四月
 危難請負、危難請合、請合料 【第二編第一類 21 參照】

語

佛蘭西五
法略ノ譯 (55)

佛蘭西五法略 近藤圭造抄錄 明治九年第四月初成
 海上請合、火災請合 【第一編第二類 6 參照】

朝野新聞
ノ用語 (56)

朝野新聞 第八一〇號 明治九年五月十二日
 受負會社 【第一編第六類 30 參照】

複式記簿
法ノ譯語 (57)

馬耳
蘇氏 複式記簿法 小林儀秀譯 明治九年九月
 文部省
 【備考】年月ハ卷上ノ見返シニ記載セルモノヲ採リシモ、卷下ノ奥付ニハ明治十一年四月東京中外堂出版トアリ

郵便報知
新聞ノ用 (58)

郵便報知新聞 第一一五三號 明治九年十二月一日
 火災請負社中 【第一編第四類 12 參照】

(59)

讀賣新聞 第五六一號 明治九年十二月五日
 第一編 一般資料

讀賣新聞
ノ用語

百工儉約
訓ノ譯語 (60)

商法小學
ノ譯語 (61)

開明新論
ノ用語 (62)

讀賣、日
日ノ用語 (63)

第一類 保險ノ文字

ライフ、インシュランス (人の命を保護する法) 【第二編第二類ノ参照】

二八

百科 百工儉約訓 高橋達郎譯

明治九年
文部省刊

生命ヲ保任シ、保命金、保命會社 【第一編第五類ノ参照】

商法小學 工藤助作譯 明治九年

火難請合 【第一編第四類ニ参照】

明治十年

開明新論 植木枝盛著 明治十年四月發版

保險會社 【第一編第六類ニ参照】

讀賣新聞 第六九九號 明治十年五月二十一日

東京日々新聞 第一六五七號 明治十年六月十三日

性命請負、性命會社 【第二編第二類ニ参照】

讀賣新聞
ノ用語 (64)

萬國商法
ノ譯語 (65)

第一銀行
ノ用語 (66)

佛國商工
語法ノ譯 (67)

讀賣新聞 第七二四號 明治十年六月十九日

「ライフ、インシュランス」 【第一編第五類ノ参照】

萬國商法 內務省勸商局 明治十年六月發刊

保險會社 【第一編第六類ニ参照】

第一國立銀行關係資料 明治十年六月

海上危險受合 【二】受合料、受合狀 【二】

【備考】右ノ【】中ノ資料番號ハ第二編第一類参照

佛國商工法鑑 大井憲太郎譯 明治十年七月印行
司法省藏版

第十章 第四款 商業世話人

請合世話人、火難請合、船舶及ヒ積荷請合、海上請合

第十一章 第四節 無名會社

「トーチーヌ」會社及ヒ生命請合會社、電害請合

【第一編第二類ノ参照】

第一編 一般資料

二九

第一類 保險ノ文字

(68)

郵便報知新聞ノ用

郵便報知新聞 第一三六一號 明治十年八月八日
火災の保險、海上の保險 【第一編第四類 15 参照】

(69)

經濟要説ノ用

經濟要説 明治十年十月 大藏省藏版
卷之二 第二編
保險商社 【第一編第四類 16 参照】

(70)

三井物産會社ノ用

三井物産會社關係資料 明治十年十二月
海上保險會社、保險證書、保險料、火難保險 【第二編第一類 27 参照】

(71)

百科全書 人口救窮及保險 永田健介譯 明治十年 文部省印行
【備考】 文部省百科全書中經濟論(明治七年三月)卷之下ノ卷末ノ「百科全書篇名」中ニハ戶籍附救貧法ライフアツシユランス二冊トアリ又同國民統計學(明治八年七月)下ノ卷末ニモ同様ノ掲載アリ、更ニ本書ノ卷末ニモ同書ノ掲記アレドモ明治十一年十一月印行ノ百科全書(數篇宛合本セルモノ)第十八冊ノ卷末ノ百科全書總目錄中ニハ右ノ掲記ナク人口救窮及保險ゴビレリジョン。プリア、ロウス。ライフ、アツシユランスト掲載セリ

保險命ノ事

三〇

人口救窮及保險ノ用

(72)

上海繁昌記ノ用

明治十一年
上海繁昌記 藤堂良駿調點 明治十一年五月十三日版權免許
卷ノ一 保險、非常請合 【第一編第四類 2 参照】

(73)

郵便報知新聞ノ用

郵便報知新聞 第一五九七號 明治十一年五月二十五日
保險會社設立すへきの論

(74)

日本家屋保險論ノ用

日本家屋保險論 寺田勇吉譯 明治十一年六月
火災保險 【第一編第四類 18 参照】

(75)

東京海上保險會社 明治十一年 【第二編第一類参照】
郵便報知新聞 第一六一五號 明治十一年六月十五日

(76)

第一編 一般資料

三一

第一類 保險ノ文字

人命保險、人命保險會社、保險料 【第一編第五類 10 參照】

巴遜 海上保險法 秋吉省吾譯 明治十一年七月出版

保險者、被保險者、海上保險單、賞金 【第一編第四類 19 參照】

西國事物紀原 西村茂樹編纂 明治十一年十二月二十八日版權免許

卷二 擔保會即チ災難請合、火災ノ擔保會、性命ノ擔保會 【第一編第二類 6 參照】

明治十二年

東京經濟雜誌 第二號 明治十二年二月二十七日

危嶮請負 (田口卯吉)

海上、火災、人命、保險、海上保險會社 【第一編第二類 10 參照】

日東保生會社關係資料 自明治十二年九月十三日創立願 至明治十四年六月二十一日解社願

保生社【4】保生會社、寄託者【5】保生金、保生證書【6】保生實費、保險費【8】人命請負【10】性命請負會社【13】人命保險【16】生命保險【22】日東保生社(社員の積金を預りて隱居料また死後の手當を請合ふ會社)【30】保險會社【追補 30】寄託者即チ寄託金ヲ捐シテ保命ヲ會社ニ托

郵便報知新聞ノ用

パソン氏海上保險法ノ譯語 (77)

西國事物紀原ノ用 (78)

東京經濟雜誌ノ用 (79)

日東保生會社ノ用 (80)

朝野新聞ノ用 (81)

(82)

東京經濟雜誌ノ用

(83)

佛國法律提要ノ譯語

(84)

郵便報知新聞ノ用

スル者、保命寄託金、保命會社、保命金、保命證書、火災請合海上請合會社【追補 30】保生ノ請合【追補 30】

【備考】右ノ【】中ノ資料番號ハ第二編第二類參照

朝野新聞 第一八二五號 明治十二年十月十日

海上保險會社、火災保險、生命請合會社 【第一編第二類 2 參照】

東京經濟雜誌 第九號 明治十二年八月三十日

火災保險官設不可論

火災、人命ノ保險會社、保險料 【第一編第四類 23 參照】

佛國法律提要 箕作麟祥合譯 明治十二年十月出版 大井憲太郎 東京葆光社發兌

海上受合、火災受合、電難受合、死去受合、生命受合 【第一編第二類 23 參照】

郵便報知新聞 第二〇六四號 明治十二年十二月十七日

人命請負

第一編 一般資料

第一類 保險ノ文字

三四

火災保險、海上保險、人命保險、性命請負、保險會社、人命請負會社【第一編第五類二參照】

明治十三年

東京府布達 明治十三年三月二十二日
甲 第二十一號

保險ニ係ル會社【第一編第三類一參照】

保險要書 佐藤茂一譯 明治十三年四月發行

人命保險、人命保險會社、人命保險法、生命保險法、人命保險表、火災保險、變難保險、海上變難保險【第一編第二類一三參照】

小學商業書 塚原若園著 明治十三年五月出版
東京博文堂

海上保險の會社、保險會社は請負の會社、火災、海上、生命、商品【第一編第二類一五參照】

郵便報知新聞 第二二五號 明治十三年七月三日

再ヒ生命保險ヲ論ス

生命保險會社【第一編第五類一三參照】

東京府布達ノ用語 (85)

保險要書ノ譯語 (86)

小學商業書ノ用語 (87)

郵便報知新聞ノ用語 (88)

民間經濟錄ノ用語 (89)

明治生命保險會社創起見込書ノ用語 (90)

英國律法要訣ノ譯語 (91)

交詢雜誌ノ用語 (92)

民間經濟錄 福澤諭吉著 明治十三年八月新刻

二篇第二章 保險ノ事

火災保險、海上保險、生命保險【第一編第二類一五參照】

東京生命保險會社【明治生命保險會社】創起見込書緒言 明治十三年

人命保險會社、生命保險會社【第二編第二類一〇八參照】

明治十四年

英國律法要訣 司法省藏版 印行 自明治十三年十一月至明治十四年四月

第四編第十二章 諸事保險ノ條

海上保險、賭博保險、火難保險、生命保險【第一編第二類一六參照】

交詢雜誌 第四一號 明治十四年三月十五日

性命保險會社

性命保險、海上保險、火災保險、相互保險【第一編第五類一六參照】

第一編 一般資料

三五



第一類 保險ノ文字

明治十六年

法律語彙

明治十六年十二月印行
司法省 藏版

一二七頁 アノ部 (ABC順)

八七 Assurance

保險

〔本義〕「アシウレ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「アシウレ」ハ「ア」ト「シウ」
ル」ト合成シタルモノニテ「ア」ハ「ニ」ナリ「シウ」ハ「慥カナル」又「堅固ナ
ル」ノ義今「人ノ信用」又「平穩」又「保証」ノ義ニ慣用ス

〔釋解〕受合ヒ料ヲ拂ヒ豫メ凶事若クハ危難ヲ避クル爲ニ結フ一ツノ未必契約ナリ商事
法典ニテハ其編成ノコロ陸地ノ受合ハ慣習ナキニ由リ唯海上ノ請合ノミヲ記載セリ其總
則ニ至リテハ海陸共ニ同シト雖凡書入ヲ有スル債主ニ付テノ請合ノ効ハ別段ニ之ヲ定
ムヲ要ス

〔參照〕契約ノ方式及ヒ眼目ハ(商)三三二以下、保險ノ委託者ト引受者トノ義務ハ
(商)三四九以下、委棄ハ(商)三六九以下、商買ノ事ハ(商)六三三以下、積證書ハ
(商)二八三、不必契約ハ(民)一九六四、分散ハ(商)五七六、却下ハ(商)四三五、
四三六、破船ハ(商)三三一、時効ハ(商)四三二、四三四、特權ハ(商)一九一ノ十
項、一九二ノ八項、保險世話人ハ(商)七二、七七、七九、八一

〔備考〕本書例言ノ末ニ明治十三年二月委員誌トアリ

第二類 總說

嘉永五年

海國圖志

全百卷

邵陽魏源撰

自道光二十二年(天保十二年、西紀一八四二年)

古微堂

〔備考〕本資料ハ帝國圖書館所藏ノ古微堂重刊定本ヨリ採録セルモノニシテ、刊行年代ハ卷一ノ原條ノ「道光二十有二
載、歲在壬寅嘉平月、內閣中書、邵陽魏源發于揚州」及ビ後條ノ「咸豐二年邵陽魏源發於高郵州」ニ據レリ、此書嘉
永安政年間既ニ數種ノ訓點付離刻並ニ譯本アリ

卷八十三華事夷言錄要〔但柱ニハ夷情備采下トアリ〕ノ中、貿易通志ヨリ

中國以農立國、西洋以商立國、故心計之工、如賈三倍其國所立規制、以利上下者、一曰銀票、二曰銀館三曰
挽銀票、四曰擔保會前二者國王與商民分立之、後二者則商民自設之、銀票如中國之楮幣、國王出之、以時
收納、循環不失信、故外便商而兼利國、銀館者如中國之銀店、收銀代爲生息但彼則國王自設之、或寄存銀
或支借、或出票、荷蘭國銀館始于萬歷三十七年、章程公正各國取信、佛蘭西國銀館、嘉慶間因軍餉支用過
當所收銀二十萬員、一時倒敗、其後更立章程再開銀館、能收銀九百萬員而止、銀館最大者推英吉利國都、
始于康熙三十二年、初止收七百萬員、後至乾隆五十年、增本至萬萬五千萬員、內借支國王四千餘萬員、公
信無欺、故各國商旅皆願存銀其中恃以無恐、賦稅之出納皆存于銀館、彌利堅亦開銀館、道光十二年本銀

七千九百萬員、嗣後十七年其私館敗、銀有出無入、近日復興人復取信矣、其他西國各有之、而此三國爲最、不獨國都有之、其各城通市私館亦多、故銀館者民之庫、國之帑、商賈之源、商民羣獨有所寄賄則免其經營、貧商得以借貸、則資其轉運、挽銀票者如中國之會票、凡西洋本國之商、欲赴廣東貿易、挾重資涉險遠甚爲艱難、但寄票與駐粵之商、會銀交易、又如英商欲向花旗商買貨而無現銀、則亦出票會銀于售貨之某地、而彼商欲買英貨者即于某地收兌其銀焉、此三者中國皆有此例、惟擔保會則中國無之、其會有三、一曰船擔保、舟航大洋難保沉覆、假如船價二萬員、載貨五萬員出海、每月納會中銀每百兩納二三錢、設使船三月到岸平安無失、所納銀存爲會中公費、或船貨有失、視其損失之分數、如僅桅折貨濕會中按數償補、如或全船沉溺、則會中即償其半、但必實報實驗衆力恤災、從無推卸、英吉利國都二十一會其本銀或八萬或五六萬或三四萬員不等、同休戚共利害、歲終會計、有利均分、有害分受、要之利多害少、二曰宅擔保、城市稠密、回祿堪虞、假如木屋價銀二千、每年納會中銀二十員、不幸被災、則會中亦代償其半、三曰命擔保、假如老妻弱子、身後恐無生計、每年于會中入五十員、死後如後嗣成立無需調卹則己、如貧不能自存、則會中贍其家、每年一千員、此四者皆西國恤商之政、而尤要者則曰以兵船保護商船之法、如商船在海遇仇國及海賊來攻、則國之師船迅駛而來或護其前或殿其後、待商船各駛去收港、而師船列陣交戰以退敵、凡交戰之際、商船皆不得出港、倘擅動蹈危、則擔保會中不償其所失、凡各埠貿易之銀、皆由師船遞寄、故師船寄課爲萬全無失之策、

船擔保

宅擔保

命擔保

英國船擔保之事

英國賦稅中印票擔保之事

災難請合ノ事

(2)

卷五十一 英吉利國廣述上 原無 今補 中ヨリ抄録

其廣推貿易之法、有火輪船航河駛海、不待風水、又造輾轆路用火車往來一時可行百有八十里、虞船貨之存失不定、則又約人擔保之、設使其船平安抵岸、每銀百兩、給保價三四圓、即如擔保一船二萬銀、則預出銀八百員、船不幸沉淪、則保人給償船主銀二萬兩、

英國賦稅、火酒小酒醋紙於道光十九年、共計銀四千四百一十四萬六千餘兩、印遺書印新聞印票擔保等牌共銀二千二十五萬二千五百兩

慶應三年

西洋旅案内 上下二冊

福澤諭吉著 慶應三年十月

附錄商法 災難請合の事 イシユアランス

災難請合との商人の組合あつて平生無事の時ニ人より割合の金を取て萬一其人へ災難あれを組合よて大金を出して其損亡を救ふ仕法あり其大趣意ハ一人の災難を大勢分ち僅の金を棄て大難を遁るゝ譯ふて譬へ今英吉利よて亞米利加へ一萬兩の荷物を積送るハ二百兩斗の請合賃を拂へ其船ハ難船まるとも荷主と償を取返べし又此一萬兩の荷物を二百兩斗引請商人の組合も數千艘の船を請合ふことゆへ其船百艘の内ニ二艘難船まるとも九十八艘の請合賃を以て二

火災請合

同五十ポントより百ポント	同五シルリング
同百ポントより五百ポント	同一ポント
同五百ポントより千ポント	同二ポント
同千ポントより三千ポント	同三ポント
同三千ポントより五千ポント	同四ポント
同五千ポントより以上	同五ポント

第二 家宅諸道具商賣品田畑山林等を請合ひ火事又ハ雷の落ることあるとき其損亡を償ふ商人の組合ありこれを火災請合といふ其請合賃と家作の良否場所柄の模様等小由て甚だ相違あるゆへは、小記し難し

海上請合

第三 渡海中船の災難を請合ひ萬一其船難船なるを又ハ賊船小掠取る等の事あるとき其船并ニ荷物の代金を償ふ仕法あり其を海上請合といふ西洋諸國ニ海上の請合を渡世ニする商人の組合多けれども其最も盛なるもれハ英吉利のロイドなり同國の都ロンドン小ロイドの仲間とて商人の組合ありて諸國の船を請合ひ其仕組甚だ洪大なを凡全世界中の港小此組合の出店あらざる所なく其出店の者共々始終港小住居して船の出入難船の始末海上風波の模様等を取調べ又と方々小て新艘を打建ることあり其善惡をも見分て一々之をロンドンの本店へ知らせるゆへ本店の帳面ハ世界中の船の員數大小新古善惡船號并ニ船頭の姓名小至るまで事明細小記せり故

ふ何れの船もロイドの店ニ行て海上請合の掛合をまれの店の帳面を調べ此船なきを大丈夫
 取るゆへ請合賃は何程彼船なきを古船も高く取ど、直々其相談調ふ事となり又其船
 渡海中ニ風波小逢ひ荷物を損て港ニ入ること取どあま其港ニ居るロイド組合の者共直ニ船
 へ乗込て其模様を改るゆへ船頭も不正の事も出来ず都ての始末不行届のことなく其後一
 口ニいへてロイドの組合の萬國商船の取締をなま者取ど○ロイドの組合と人数を限り元金を定
 たる者ニあらま何人ふても金を出て組合入んとする者とのまを許し其人數甚だ多く且船を
 請合ふ少人数も大金を引請ては萬一の節不都合取るゆへ警へを千兩元金のある者も其金を
 一口小出さざして二三艘の請合小分の様小せり大抵其組合の者一艘の船小付一人ふて三四百ポ
 ントより多くの金高を請合ふ者なくさまども組合を集まを一艘の船ニ六十三萬ポントの高を請
 合ひくことあり組合の多くして商賣の大なることも推して知るべし○海上請合の賃銀も船の善
 惡海上の遠近も由て高下あり大抵五厘より三分までなり英吉利も海上請合ニ付政府へ納る運
 上の割合左の如し

一英吉利國內の商賣も海上請合の賃銀一分より以下なきを請合の金高百ポント小付運上一シ
 ルリング六ヘンス

一同断にて請合の賃銀一分より以上取まを同百ポント小付運上ニシルリング六ヘンス

一外國へ渡海する船も請合の賃銀七厘五毛より以下なきを同百ポント小付運上一シルリング

三ヘンス

一同断も請合の賃銀七厘五毛より以上一分五厘より以下なきを同百ポント小付運上ニシルリ
 ング六ヘンス

一同断も請合の賃銀一分五厘以上なきを同百ポント小付運上五シルリング

一海上請合と十二箇月を限る若くはの月數を過ぎを新小約定の證文を認むべし證文を認替れ
 は新に運上を
 取るこ
 となり

【備考】本資料ハ明治六年五月再刻ノモノヨリ採録ス
 福澤全集掲載ノ分ト二三文字ノ相違アリ猶原本ハ振假名付ナレドモ之ハ省略セリ

明治元年

管 見 山本覺馬 明治元年

【註】本篇ハ青山霞村編著「山本覺馬」(昭和三年十二月同志社發行)ノ附録ヨリ採録セリ該書ニ依レバ右ノ管見ハ山本
 覺馬先生ガ明治元年一月薩摩屋敷ニ禁錮セラレ獄中ニ在ツテ胸中ノ經倫ヲ口授シテ野澤維一ニ筆記セシメ薩州公ニ呈
 セシモノトノ事ナリ

商 律

兵庫開港貿易スルニ付テハ我國產ヲ外國へ送り、彼ノ國產ヲ我へ運ブ若シ洋中ニ於テ破船ス
 レバ船ノ價ハ五六萬金位ナレ共殊ニヨリ產物ハ百萬金ニモ及ブベシ。サスレバ商人ハ勿論小諸

請負ノ必
 要

(3)

負債者ノ義務モ又輕重アル可シ
又畢生間ノ年金ハ債主ノ存生中或ハ其他ノ者ノ存生中又ハ數人ノ存生中ヲ設クルヲ得可ク且
此類ノ年金ハ負債者元金ヲ得テ之ヲ設ケ又ハ無償ニテ之ヲ設クルヲ得可シ但シ此類ノ年金ハ已
ニ死去シタル者又ハ病ニ罹リ其契約ノ日ヨリ二十日以内ニ死シタル者ノ爲メ設ケタル時ハ其効
ナカル可シ

右契約ヨリ生スル條件

畢生間ノ年金ノ債主ハ其出シタル元金ノ返還ヲ求ムルヲ得ス又年金ノ負債者ハ己レノ爲メ如何
ニ困難ナリト雖モ其元金ヲ返還シテ年金ヲ拂フコトヲ免カル、ヲ得ス是然ラサレハ一方ノ者他ノ
一方ヲシテ其契約ノ爲メ得可キ利益ヲ得セシメサルニ至レハナリ
又年金ノ負債者之ヲ拂ハサル時ハ債主其負債者ヲシテ年金ヲ拂フ可キ義務ヲ保證スルニ足ル可
キ金高ヲ銀行ニ預ケシムルノ權アリ但シ畢生間ノ年金ノ債主ハ其負債者ニ對シ自己ノ生存スル
證又ハ他人(即チ其生存中年金ヲ拂フ可キコトヲ定メシ者)ノ生存スル證ヲ立ルニ非レハ年金ヲ得ント求ムルコトヲ得ス而シ
テ此證ヲ立ツルハ公證人ノ記シタル生存ノ證書ヲ以テス可シ

請合ノ契約及ヒ其適用

請合ノ契約トハ人若シ偶然ノ損害ヲ受ケタル時之ヲ償フ可キノ契約ヲ云フ
通例ノ請合契約ノ目的タル者ハ火災、家畜ノ斃死、霰雹ノ荒壞等ニ在リテ此等ノ請合ヲ陸上請

年金契約
ノ條件

請合契約
請合ノ種
類

生命請合

相互請合
ト請合金
ノ爲メノ
請合

合ト云ヒ生命請合モ亦此類ノ請合ナリトス

生命請合トハ人ノ死去シタルニ因リ其家族又ハ債主ノ如キ者損害ヲ蒙リタル時之ヲ償フ可キノ
契約ヲ云フ

其外海上請合ノ契約ノ如キハ商法ノ條下ニ詳ナリ因テ茲ニ之ヲ贅セス

雙方相互ノ請合ト請合金ヲ出ス可キ請合トノ差別

請合ハ雙方相互ノ請合ト請合金ヲ出ス可キ請合トニ於ケル二箇ノ法式ヲ以テ契約スルヲ得可シ
雙方相互ノ請合トハ數人相互ニ一致シテ其危險ヲ共ニシ若シ一致セシ者ノ中一入ニ損失アル時
ハ一致セシ數人ノ管係高ニ應シテ各々其損失ノ償ヲ擔當ス可キ契約ヲ云フ此請合ニ於テハ其請
合ヲ受クル各人社中ノ事務ヲ處置スルノ費用トシテ定リタル金高ヲ拂フ可シト雖モ非常ノ事ナ
ケレハ其他ノ金高ヲ出スニ及ハス若シ又非常ノ事アルハ其事ノ大小ニ准シテ拂フ可キ金高ニ
モ亦大小アリトス而シテ此非常ノ災ノ爲メ拂フ金高ハ請合中ニ加リタル諸人ニ各其請合ヲ爲シ
タル金高ニ准シテ之ヲ割附ク可シ

火災請合ニハ此類ノ請合ヲ用フルコト多ク霰雹荒壞請合ハ此類ノミニ限ル可シ

請合金ヲ出ス可キ請合トハ請合人契約通リノ金高ヲ得テ他ノ一人ノ損失ヲ償フコトヲ擔當スル請
合ナリトス
此請合ニ於テハ請合ヲ受クル者ヨリ拂フ可キ金高ハ災難ノ有無ニ拘ハラズ契約ノ時之ヲ定ム可

請合ヲ爲
ス者ト請
合ヲ受ク
ル者ノ義
務

キモノニシテ多クハ此人ト彼人取結フモノニ非ス請合會社ト他ノ一人ト取結フモノトス

請合ヲ爲ス者ト請合ヲ受クル者ノ義務

請合ヲ受クル者ハ請合ヲ爲ス者ノ承知ス可キ條件ハ十分綿密ニ之ヲ告知ス可シ若シ之ヲ告知セサルニ於テハ契約ノ効ナカル可シ

又請合ヲ受ル者ハ請合ヲ爲ス者ニ契約通リノ請合金ヲ渡ス可ク若シ雙方相互ノ請合ナルキハ災害アリシ時ニ自己ノ出ス可キ割前金高ヲ拂フ可シ

又請合ヲ受ル者ニ若シ災難アリシ時ハ速カニ之ヲ請合ヲ爲ス者ニ告知スルヲ要ス尤モ災難ノ時ニ當リ總テ救フヲ得可キ物ハ之ヲ救ハサル可カラス

請合ヲ爲ス者ノ義務ハ請合ヲ受ル者ニ其請合契約ノ目的タル損害ヲ償フニアリトス

生命請合及ヒ種々ノ方法

生命請合ノ契約ノ方法ハ數種アリテ皆死人計表簿ヲ參考シ之ニ依テ巧ミニ將來ノ見積リヲ爲スニアリトス例ヘハ人特定ノ齡ニ至リ死スル時ハ其請合ヲ爲ス者ヨリ死者ノ相續人ニ若干ノ金高ヲ渡ス可キヲ契約シ又ハ甲者乙者ノ特定ノ年齡ニ至ラハ請合ヲ爲ス者ヨリ乙者ニ金高ヲ渡ス可キヲ契約スルヲアルカ如シ但シ最終ニ記スル方法ハ父ノ其數子ニ對シ贈遺ヲ爲スニ最モ適當ノ者トス

生命請合ハ請合金ヲ出ス請合ト雙方相互ノ請合トヲ以テ爲ス可ク而シテ雙方相互ノ生命請合ハ

生命請合

以太利人「トンチー」ト云フ者初メテ佛國ニ於テ之ヲ行ヒタルニ因リ此請合ヲ名付テ「トンチーヌ」ト云フ

生命請合ハ請合會社ニアラサレハ之ヲ爲ス可カラス又千八百六十七年六月二十四日ノ法律ニ從ヘハ「トンチンヌ」ノ性質アル請合ノ會社、雙方相互ノ請合會社及ヒ請合金ヲ受取ルノ請合會社ハ政府ノ允許ヲ得サレハ之ヲ設クルヲ許サス

【備考】本書ノ序（明治六年二月權大法官濱津宜光撰）ニヨレバ原本ハ獨刺屈爾西氏著「佛國政典」ニシテ江藤司法卿命大井憲太郎譯是書更囑箕作大外史校定之トアリ

明治七年

佛國商法講義 全四冊 佛國チヨルジブスケ氏講義 司法省藏版

【發行年月ハ不明ナルモ小田切盛徳氏ノ序文ニハ明治八年五月トアリ、明治十六年十二月刻成ノモノニハ佛國法律博士ブスケ氏講義黒川誠一郎口譯トアリ】

卷之一（抄）

第一ニ事ヲ慥カニ爲スニハ相場會社ヘ政府ヨリ命シタル官員アルヲ左ノ如シ

商業世話人
手形賣買世話人

右ハイツレモ賣買ヲナス即チ賣買ノ代人トナルモノナリ

第一編 一般資料

海上請合

第二ニ事ヲ慥カニ爲スモノハ
海上請合之レナリ

卷之三(抄)

第十二會 明治七年十一月十二日

トントン
會社

千六百六十七年ノ規則中ニ「トントン」會社其他アリ其「トントン」會社ヲ説カントス
「トントン」會社ハ性命ヲ保スル會社ヲ社中ニテ之レヲ爲ス如キモノナリ
譬ヘハ十人ニテ會社ヲ結ヒ八人ノ死シタルトキハ残り二人ニテ其金ヲ取ルナリ
佛字書「トントンチー」ハ人ノ名ナリ「イタリヤ」ノ「ナーブル」街ノ人ナリ此人此會社ヲ始メタリ
又之レニ反スルモノアリ
譬ヘハ十八ニテ會社ヲ結フニ死シタルモノ、子孫ヲ残りタル人ニテ之レヲ養フナリ
之レハ「ラツボール」ハ無シ只々約定ノミナリ
譬ヘハ四人死シタルキハ残り六人ニテ之レヲ養フナリ
後ニ死スル人ハ養フモノ無シ
請合會社ナルモノアリ之レハ社中ノ禍難ヲ救フモノナリ
譬ヘハ農夫ノ水災ニ遭フモノ又ハ電ノ爲メニ稼ヲ損スルヲ救フ等ナリ皆其種類ヲ定メテアルナリ

請合會社

之レハ互ヒニ社員ニテ請合ナリ

又甲ニテ乙ニ云テ曰ク君年々金額何許ヲ我ニ與ヘヨ然ラハ我レ君ノ家ノ燒失シタルトキハ之レ
ヲ償ハント云フ之レヲ以テ會社ヲ爲スモノアリ

此ノ如キヲ千八百六十七年ノ規則ノ末ニ一言云フテアリ

第一「トントン」

第二 互救

第三 會社ニ金ヲ入レテ請合ハシモル

之レハ商會社ニハアラス民事會社ナリ

無名會社ハ政府ノ許可ヲ受ケズシテ之レヲ爲スヲ得ルト雖モ以上三ツノ會社ハ政府ノ許可ヲ
受ケザルベカラス故ニ千八百六十七年ノ規則ニ入レタルモノナリ

是レ等ノ支配方十分確實ナラザルベカラズ然ラザレハ種々ノ奸計ヲ生ズ

三 附錄

佛國商業會社法

千八百六十七年第七月二
十四日同二十九日決定

第五卷

「トントン」會社

數人ニテ社ヲ組ミ各々若干ノ金ヲ投集シ尙活
殘リタル者金額ヲ得ル約定ヲ爲ス會社ヲ云

及ヒ請合會社

第六十六條

「トントン」ノ組合及ヒ生命請合又ハ互ヒニ相請合又ハ「ブリーム」

所有物請合ノタメ
金額ヲ投入スルヲ

第一編 一般資料

一五

トントン
會社及請

會社ヲ設立スルニハ政府ノ許可及ヒ監督ヲ請ケザルベカラズ○其他ノ請合會社ハ政府ノ許可ヲ得ズシテ設立スルコトヲ得ベシ此等ノ會社ヲ組立得ヘキ契約ハ行政規則ニ因テ定メラルベシ第六十七條 前條ノ第二節ニ掲載シタル現行ハル、處ノ請合會社ハ政府ノ允許ヲ得ズシテ社則變更ニ付前ニ定メタル格法及ヒ契約ニ從ヒ行政ノ規則ニ因テ定ムル所ノ制度ヲ以テ組立ツベシ

明治九年

佛蘭西五法略 全四冊 近藤圭造抄錄

明治九年第四月刻成 東京坂上半七發兌

民法ノ部卷下——第三章 契約 第一款 契約及ヒ義務

○契約ノ種類

雙方ニ義務ヲ生スル契約ヲ雙務ノ契約ト云ヒ其一方ニノミ義務ノ生スルヲ片務ノ契約ト云フ 譬ヘハ賣買ノ約束ハ雙方ノ契約ニシテ無賃ノ貸借ノ如キハ片務ノ契約ナリ 又一方ノ者ヨリ他ノ一方ノ者ニ償ヲ得スシテ利益ヲ得セシムル契約ヲ恩惠ノ契約ト云ヒ一方ノ者他ノ一方ヨリ得タル所ノ償トシテ爲ス可キ義務ノ其契約ハ之ヲ要償ノ契約ト云フ、 右ノ外互易ノ契約トハ互ヒニ或ル事ヲ約スル事ヲ云ヒ偶生ノ事ニ管スル契約トハ將來ノ模様ニ因テ雙方ニ得失アル者ヲ云フ

譬ヘハ畢生間ノ年金ヲ得ル爲ニ母銀ヲ貸出スカ如キ債主長壽ナル時ハ負債者失多ク之ニ反シ

テ債主短命ナラハ負債者得多キノミナラス其母銀ヲ己レニ有シ得ルノ類ヲ偶生ノ契約ト云フ

第八款 偶生ノ事ニ管スル契約

○偶生ノ事ニ管スル契約ノ種類

偶生ノ事ニ管スル契約中ノ、重モナルモノハ、畢生間ノ年金、海上請合、火災請合船舶、又ハ積荷ヲ抵當トシタル貸借ノ契約、及遊戯賭博ノ類ナリ、 遊戯及ヒ賭博ニ勝タル金高ハ、之ヲ訴フルヲ得ス、又負ケタル者モ、隨意ニ拂フタル金高ハ之ヲ取戻スコトヲ得ス、(勝タルモノニ詐僞説 計アラハ格別ナリ)但シ鬪走競馬競車ノ如キ、身體ヲ輕捷壯健ナラシム可キ遊戯ハ此限ニアラス、

○畢生間ノ年金

金員、又ハ價ヲ知り得可キ動産不動産ヲ渡シ、之ヲ得シ者ヨリ、其償トシテ、年々其本人又ハ本人ノ差定メタルモノニ、金子ヲ與フルヲ年金ト云ヒ、其年金ヲ得ルモノ、畢生間之ヲ與フルヲ畢生間ノ年金ト云フ、(無期ノ年金ハ前ニ詳ナリ) 又生存中、或ハ遺囑ノ贈遺ニ因リ、得タル物件ノ爲メニ、其償ニ非スシテ、或ル者ニ對シ與フル年金ヲ、不充償ノ年金ト云ヒ、前項ニ記セシ年金ハ、之ヲ充償ノ年金ト云ヘリ、(兩ツナガラ、畢生間ノ年金ナリ) 年金ノ高ハ、契約ヲ結ブ雙方ノ者、隨意ニ之ヲ取極ムベシ、且之ヲ出スモノヲシテ、保證人ヲ立シムルヲ要ス、

年金ヲ出スモノ定期ニ至リ之ヲ出スヲ怠リシ時ハ、其者ノ財産ヲ、年金ヲ得可キモノニ差押ヘラレ、之ヲ賣拂ハル、トモ、異論ナカルベシ、然レドモ賣拂代ノ中ヨリ、滯リタル年金ノ高ヲ引去リ、其餘ハ己レニ取返スベシ、
 畢生間ノ年金ハ、縦令元金(或ハ動産)ヲ返ストモ、之ヲ半途ニテ廢スルヲ得ス、但シ之ヲ得ルモノハ、生存スル證ナケレハ、年金ヲ拂フニ及ハズ、且之ヲ得ル者ノ、債主ヨリ差留ヲ受タル時ハ、渡スヲ見合スベシ、

明治十年

佛國 商工法鑑

全十冊

大井憲太郎譯

明治十年七月印行
司法省藏版

卷之三 第七章 雇主ト職工及ヒ弟子トノ關係 第一款 總論(抄)

職工共救會社

職工共救會社ハ職工中疾病等ノ不幸アル時互ニ其窮困ヲ救護スル爲ニ設ケタル者ニシテ其方法ハ些少ノ金ヲ集テ積金トナシ若シ疾病等ノ不幸ニ遇テ勞働ヲ爲シ能ハサル者アレハ醫者ノ謝金、藥價及ヒ其賃銀ノ一部ニ代ハル可キ其日用資金等ヲ其積金中ヨリ受取ルヲ得可キ者トス又此社ハ時アリテハ其積金ヲ以テ職工ノ養老金ニ備ヘ或ハ本人死去セシ時ノ葬式料及ヒ其妻子ノ救助用ニ供スルヲ有リ

職工共救會社

(7)

職工共救會社ハ或ハ私ニ設ケタル者アリ或ハ政府ノ公準ヲ經テ設ケタル者アリ政府ノ公準ヲ受ケタル者ハ巨大ノ利益即チ政府ノ資助金ヲ得テ以テ積金ノ不足ヲ補フヲ得可キ者トス
 此社中ニハ積金ヲ出シテ其配分ヲ受ル社員ト身富豪ニシテ一モ其配當ヲ受ケス唯榮譽ノ爲ニ出金シテ加入スル社員(即チ榮譽社員)トノ二者有リ

此會社ノ進歩セシト甚タ著明ニシテ千八百五十一年ノ末ニ於テハ會社ノ數二千二百三十七箇アリテ其社員ノ總數二十五万五千四百七十二名ニシテ其資本金ノ全額ハ九百四十六万九千「フランク」ナリシカ其後未タ幾ナラスシテ千八百六十七年ニ至テハ會社ノ數大ニ増加シテ五千五百八十一個ト爲リ其内三千九百二十四箇ハ政府ノ公準ヲ受ケタル者ナリ故ニ僅ニ十五箇年間ニ増加セル會社ノ數二倍以上ニ至リタリ而シテ其社員中積金ノ配分ヲ受クヘキ者ハ七十万人以上ニシテ榮譽社員ハ十万人以上アリ又是ヨリ先キ千八百六十五年十二月三十一日ノ計表ニ據レハ總會社ノ資本金ノ總額三千九百八十三万「フランク」ニシテ其他一千〇五十万「フランク」ハ養老金ノ爲メニ備ヘタル別段ノ金額ナリ但右會社ハ此資本ノ利分ヲ以テ老年ノ社員千百九十六名ニ其養老金ヲ供シタリ
 此會社ニハ其勸奨及ヒ監督ヲ爲ス所ノ上等委員アリ又其社員ノ勉勵ト忠實トニ由リテ衆ニ擢絶シタル者ニハ榮譽ノ保賞トシテ金、銀、銅ノ賞牌ヲ與フルヲ有リ

養老金預リ所

養老金預り所ハ政府ヨリ支配セル者ニシテ預ケ主ハ漸次ニ其金ヲ預ケ置キ老年ニ至リテ之ヲ養
老金ト爲スヲ得可シ但シ其金員ノ最大數千五百「フランク」ニ超ユルヲ得ス

卷之五 第十章 商業媒介人 第四款 商業世話人 (抄)

請合世話人

請合トハ一箇ノ契約ニシテ請合人ト名クル一方ノ者ノ他ノ一方ノ請合依頼人ト名クル者ヨリ一
箇ノ金高即チ受合金ヲ受取り若シ不意ノ事件アリテ其依頼人ノ爲メ損害ヲ生スル時ハ之ヲ補償
ス可キヲ約スルモノヲ云フ

請合ヲ爲ス可キ事項數多アリ即チ火難請合、船舶及ヒ積荷請合等ノ如キ是レナリ蓋シ海上ノ危
難ヲ受合フヲ名ケテ之ヲ海上請合ト云フ

海上請合世話人ハ特ニ海上請合ノノミニ任シテ海上請合ノ世話ヲ爲シ受合契約書ヲ記シ且ツ
自己ノ記名調印ヲ以テ其契約書ノ真正ナルヲ證ス可シ

請合ノノニ付テハ必シモ請合世話人ノ之ニ干預スルヲ要スルニ非ス故ニ双方本人ハ請合世話
人ニ依頼スルヲナクシテ自ラ契約ヲ結ヒ且ツ自ラ契約書ヲ記シ若シクハ公證人ヲシテ之ヲ記セ
シムルヲ得可シ

又請合世話人特ニ請合貨ヲ證スルノ權ヲ有スル者トス

卷之六 第十一章 會社 第二款 諸種ノ商業會社 第四節 無名會社 (抄)

「トンチーヌ」會社及ヒ生命請合會社ノ爲メニ設ケタル特別ノ規則

現今無名會社ハ政府ノ允許ヲ受ケスシテ之ヲ設立スルヲ得可シト雖モ會社ニ因リテハ現今尙
ホ此允許ヲ受ク可キ者アリ是レ蓋シ其會社ノ體裁ニ關スルニ非ス其營業ノ種類ニ因リ然ルナリ
例ヘハ「トンチーヌ」會社(下ニ詳
一カナリ)及ヒ生命請合會社ノ如キ是ナリ

「トンチーヌ」ト稱スル會社ハ數人ニテ資本金ヲ出シ合セ定期ニ至リテ其社員ノ中現ニ生存スル
者ノミノ間ニ各々其出金高ニ準シテ之ヲ分派スル爲メニ設ケタル會社ヲ云ヒ又生命請合會社トハ
其事業ニ不同アリト雖モ總テ人ノ年度ニ因リテ其此世ニ生存スル時間ノ長短ニ基ツキタル一箇
ノ業ヲ爲ス爲メニ設立シタル者ヲ云フ今其事業ノ最モ見易キ一例ヲ舉クレハ死亡請合ノ如キ是レ
ナリ故ニ生命請合會社ニ於テハ死亡表ニ照シテ其年齡ニ準シ毎年幾許ノ掛金ヲ受取り以テ其被
護人ノ死去シタル時ハ其相續人又ハ其死者ノ特ニ定メタル者ニ幾許ノ金高ヲ渡ス可キヲ約ス
ル者ナリ

「トンチーヌ」會社ヲ設立スルニ付キ政府ノ允許ヲ受ク可キ法制ヲ設ケタルノ主意ハ千八百〇九
年ノ參議院意見書ニ詳カナリ依テ左ニ其文ヲ略記ス

曰ク「トンチーヌ」會社ハ民間ニ於テ取結フ通常ノ契約外ノ者タルヲ固ヨリ瞭然タリ而シテ此
會社ハ絶テ其社員ヲシテ監督ヲ爲サシムルノ方法ナク又其會社存立ノ期限ニ定リナクシテ或

ハ百年ノ永キニ至ルコアリ且ツ男女老幼ノ別ナク之ニ加入スルコヲ得可クシテ又其結社ノ方法ニ定リナク社員各自ノ命運モ亦之ヲ期ス可ラサルカ故ニ若シ之ヲシテ政府ノ允許ヲ受ケスシテ自由ニ之ヲ設立スルコヲ得セシムルキハ甚タ危害ヲ生シ易キヲ以テ斷然其自由ヲ得セシメサルニ若カス」ト

生命請合會社ニ於テモ亦同上ノ主意ニ基ツキ必ス政府ノ允許ヲ受ケサルヲ得ス但シ其允許ハ參議院ノ議ニ附シタル皇帝ノ勅命ヲ以テス可ク特ニ「トンチーヌ」會社ノ如キハ農工商事務卿ノ管下ニ設ケタル特別ノ委員ヨリ嚴密ノ監督ヲ受クル者タリ

生命請合ニ非ラサル他ノ請合會社

生命請合ニ非ラサル他ノ請合會社トハ海上請合、火災請合、電害請合等ヲ目的ト爲ス者ニシテ此等ノ會社ハ別段政府ノ允許ヲ受クルコトナク無名會社ノ法式ニ從テ之ヲ設立スルコヲ得可シ然レモ千八百六十七年ノ法律ヲ以テ預告セシ一箇ノ行政規則書ニ此等ノ會社ノ履行ス可キ成規ヲ定ム可キ筈ナリトス

卷之八―第十三章 海上貿易ノ事 商法第二編第九十條 乃至第四百三十六條 (抄)

海上受合ノ契約并ニ其本質

凡ソ意外ニ生スル危險ハ人ノ能ク之ヲ前知シテ未然ニ防クヲ得サルモノナリト雖モ之ヲ以テ契

生命請合會社ハ政府ノ允許ヲ要ス

海上火災請合會社ハ允許ヲ要セズ

海上請合ノ契約并

ニ其本質

約ノ目的ト爲スコヲ得可シ是レ家屋ノ所有者ハ其家屋ニ付テ火災ヲ受合ハシメ耕作者ハ其收納物ニ付テ電難ヲ受合ハシメ親ハ其子ノ徵兵ノ探圖ニ當ルコヲ受合ハシムル如キ受合ノ契約アル所以ナリ而シテ船ノ機裝者又ハ荷主ノ其船若クハ其積荷ニ付テ海上ノ危險ヲ受合ハシムルモ亦此理ニ由ル所ニシテ所謂海上受合ノ契約ナル者ハ即チ是レナリ

海上受合ヲ爲ス者(即チ保人)ハ之カ爲メニ相當ノ金高ヲ受ケ若シ航海中其受合フタル物件ノ滅盡若クハ破損シタル時ハ被護人(即チ機裝者及ノ荷主ヲ云フ)ノ爲メニ之ヲ償フ可キノ義務ヲ負フ可シ

右ノ如ク危險ヲ擔當ス可キノ義務ヲ負フタル者ヲ名ケテ保護人(即チ受合人)ト云ヒ此保護人ト契約ヲ結ヒ之ヲシテ危險ヲ受合ハシムル者ヲ被護人ト云ヒ又其危險受合料トシテ被護人ヨリ保護人ニ拂フ可キ金高ヲ受合賃ト云フ

海上受合ノ契約ヲ取結フ方法

海上ノ受合ヲ爲シ得可キ物件(即チ船若クハ積荷ノ商品若クハ此等ノ物品ヲ抵當トシテ貸與ヘタル金高其他總テ評價スルコトヲ得テ且航海ノ危險ニ當レル物件)ニ就キ其受合ヲ爲シタル保護人ハ若シ風難、破船、火災、海賊、捕掣等ノ如キ總テ海上ノ危難ニ因テ此等ノ物件ノ滅盡シ若クハ破損シタル時ハ自ラ之ヲ償フノ責ニ任セサル可カラス

然レモ其受合ヲ爲シタル物件ノ性質不良ナルニ由テ生シタル損害若クハ船長又ハ機裝者又ハ其代理人ノ過失ニ由テ生シタル損害ノ如キハ保護人之ヲ償フノ責ニ任スルコトナシ

海上請合契約取結方法

海上受合ノ期限ハ總テ其契約ヲ以テ之ヲ定ム可ク若シ別段契約ヲ以テ之ヲ定メサル時ハ船ニ就テハ其出帆ノ時ヲ以テ其期限ノ始ト爲シ商品ニ就テハ之ヲ商船ニ積込ミ若クハ之ヲ商船ニ運輸ス可キ小艇ニ積込ミタル時ヲ以テ其期限ノ始ト爲ス可シ

此受合期限ノ既ニ始マリシ上ハ保護人ハ直ニ其受合貨銀ヲ所得ト爲ス可ク且船ノ既ニ出帆シタル後ハ假令航海ヲ終ヘスシテ歸港シタル時ト雖モ其被保護人ハ亦其受合貨銀ノ全額ヲ拂ハサル可カラス

然リト雖モ船ノ往返共ニ受合ヲ爲シタル時全ク其荷物ヲ積込ムコトナク或ハ不充分ノ荷物ヲ積込テ歸港セシニ於テハ保護人ハ其受合貨銀ノ三分ノ二ノミヲ受取ルコトヲ得可シ

若シ又船ノ出帆セサル前ニ其航海ヲ止メタル時ハ全ク其受合ノ契約ヲ取消ス可シト雖モ然ル時ハ保護人ハ其償トシテ受合金高ノ百ニ付キ二百分ノ一〔即チ百フランクニ付キ一五十サンチムノ割合〕ヲ受取ルコトヲ得可シ

海上受合ノ効及ヒ其無効ト爲ル可キ原因

海上受合ノ契約ハ原ト被保護人ヲシテ利益ヲ得セシムル爲ニ取結フモノニ非ス故ニ其契約ヲ取結ヒタル金高ノ如何ヲ問ハス被保護人ハ唯其現ニ受ケタル所ノ損害ヲ償ハシムルノ權利ヲ有スルニ過キササルナリ

若シ被保護人ノ詐僞ヲ以テ受合ヲ爲サンメタル物件ニ格外ノ虚價ヲ附シタル時ハ保護人其契約ノ

海上受合
無効及ヒ

無効〔即チ一取消〕ヲ出訴スルコトヲ得可ク若シ其格外ノ虚價ヲ附シタルコト全ク錯誤ニ出タル時ハ其虚價ヲ物件ノ實價ニ減ス可シ但シ然ル時ハ其實價ニ付テハ契約ノ効アル者トス

又被保護人詐僞ノ陳述ヲ爲シ又ハ保護人ヲシテ其受合ヒタル危難ヲ僞テ實況ヨリ少ナシト思想セシメ若クハ其危難ノ景況ヲ誤認セシム可キ所業ヲ爲シタル時ハ其契約亦全ク無効ニ屬ス可シ

又契約ヲ爲シタル時其受合ヲ爲シタル物件ノ既ニ安着シ若クハ其物件ノ既ニ損害ヲ受ケタル場合ト雖モ雙方ノ者未タ眞ニ之ヲ知ラサルニ於テハ其契約ヲ法ニ適シタルモノト爲ス可シ然レモ

若シ保護人ハ既ニ其船ノ安着シタルコトヲ知リ又被保護人ハ既ニ其船又ハ積荷ノ損害ヲ受ケタルコトヲ知リテ其契約ヲ取結ヒタルノ明證アルニ於テハ其契約亦無効ニ屬ス可シ是レ蓋シ如此キ時ハ復タ受合契約ノ主要タル海上ノ危難ナキヲ以テナリ

但シ右ノ如ク一方ノ者ヨリ詐僞ヲ以テ契約ヲ取結ヒタル時ハ他ノ一方ノ者ニ對シ償トシテ受合貨銀ノ二倍高ヲ拂フ可ク且ツ懲治裁判所ニ告訴セラル可シ

海上受合契約ノ方式及ヒ其契約書

海上受合ノ契約ハ必ス之ヲ書面ニ認ム可ク之ヲ記シタル證書ヲ名ケテ海上受合ノ契約書ト云フ而シテ其契約ハ双方ノ本人自ラ之ヲ取結フコトヲ得可ク又ハ商業世話人若クハ公證人ヲシテ之ヲ取結ハシムルコトヲ得可シ

海上受合ノ契約書ハ裏書證書ノ式ニ從テ記スルコトヲ得可ク又其契約書ニハ必ス其月日ヲ記シ且

海上受合
契約書

ツ午前ニ姓名ヲ手署シタルカ若クハ午後ニ姓名ヲ手署シタルカヲ記入ス可キ者トス
 其他此契約書ニハ契約ノ本體タル諸件ヲ記ス可キニ因リ双方ノ姓名受合ヲ爲ス物件ノ種類并ニ
 其價格船ノ名及ヒ船長ノ姓名船ノ出帆スル港并ニ其到着ス可キ港災害ニ逢フタル時受合人ノ出
 ス可キ金高及ヒ受合貨銀其他契約ヲ爲セシ始終ノ期日ヲ記載セサル可カラズ但シ此契約書ハ必
 ス之ヲ印紙ニ記セサルヲ得ス

被護人及ヒ保護人ノ義務

海上受合ノ契約ヲ取結ヒタル時ハ被護人及ヒ保護人ノ双方ニ義務ヲ生ス可シ
 被護人ノ義務ハ先ツ受合貨銀ヲ拂フヲ以テ第一トシ其他受合ヲ爲サシメタル物件ノ災難ヲ受ケ
 タルコトヲ承知シタル時ハ其時ヨリ三日内ニ其旨ヲ保護人ニ通知シ且ツ其災難アリシ證ヲ立テ並
 ニ其受合ヲ爲サシメタル物件ニ損害ヲ受ケタルノ證ヲ立テサル可カラズ
 又保護人ノ義務ハ被護人ノ受ケタル損害ヲ擔當スルニ在リテ其義務ヲ執行スルニ二様ノ方法ア
 リ其一ハ被護人ヨリ其受合ヲ爲サシメタル物件ノ殘餘ヲ拋棄シテ償金ノ全額ヲ求ムル時ハ之ヲ
 償フ可キ義務ニシテ又一ハ被護人ヨリ其受合ヲ爲サシメタル物件ノ殘餘ヲ保有シテ其損害ニ準
 シタル償金ノミヲ求ムル時ハ之ヲ償フ可キノ義務ナリトス
 但シ第一ノ場合ヲ名ケテ被護人物件ノ殘餘ヲ拋棄シテ償金ノ全額ヲ要ムルト云ヒ第二ノ場合ヲ
 名ケテ被護人殘餘ノ物件ヲ保有シテ唯其損害ニ準シタル償金ノミヲ要ムルト云フ今此二様ノ事

被護人及
保護人ノ
義務

項ヲ論述スルコト左ノ如シ

被護人殘餘ノ物件ヲ拋棄シテ其償金ノ全額ヲ要ムル事并ニ
 此事ヲ執行ス可キ場合及ヒ其時限

被護人ノ
殘餘物件
拋棄

被護人殘餘ノ物件ヲ拋棄シテ其償金ノ全額ヲ要ムルトハ保護人ヲシテ償金ノ全額ヲ拂ハシメ以
 テ殘餘ノ物件トニ管スル諸權利トヲ領有セシムルヲ云フナリ
 今此事ヲ執行スルヲ得可キ種々ノ場合中其重立タル者ヲ掲クレハ風波ノ爲ニ破船シタル時海上
 ニテ危難ニ逢ヒ船ノ航海ニ堪ヘサルニ至リシ時又受合ヲ爲サシメタル積荷ノ滅盡シ若クハ其總
 高四分ノ三以上破損シタル時又通常ノ航海ニ於テハ六月間遠路ノ航海ニ於テハ一年間船ノ音信
 ヲ得ルコトナキ時ノ如キ是レナリ
 又被護人ハ受合ヲ爲サシメタル物件ノ損害ヲ受ケシ音信ヲ得タル時ヨリ其地ノ遠近ニ準シテ六
 月間一年間若クハ十八月間ニ殘餘ノ物件ヲ拋棄シテ其償金ノ全額ヲ要メサル可カラズ若シ此
 期限内ニ之ヲ要メサル時ハ其權利ヲ失フ可シ但シ之ヲ要ムルニハ被護人ヨリ保護人ニ通知ヲ爲
 ス可キニ因リ保護人ハ其通知ヲ得タル時ヨリ三月間ニ其契約シタル受合金高ヲ拂ハサル可カラ
 ス

被護人殘餘ノ物件ヲ保有シテ唯其損害ニ準シタル償金ノミヲ要ムルコト

被護人殘餘ノ物件ヲ保有シテ唯其損害ニ準シタル償金ノミヲ要ムルハ海上受合ノ契約ヲ執行ス

ル第二ノ方法ニシテ總テ前文ニ記スル方法ニ從ハサル場合ニ於テハ此方法ヲ執行スルコトヲ得可ク又被護人ノ好ニ因リ前文ニ記スル方法ヲ執行スルコトヲ得可キ場合ニ於テモ亦此第二ノ方法ヲ適用スルコトヲ得可シ

損害ニ準シテ償金ヲ要ムル方法ノ効ハ一ハ被護人ヲシテ其受合ハシメタル物件ノ殘餘ヲ保有セシメ一ハ保護人ヲシテ其受合ヒタル物件ノ損害ニ準シテ其償金ヲ拂ハシムルニ在リトス
若シ海上受合ノ契約書中別段ニ物件ノ損害ニ準スル償金ヲ受合フコトヲナク唯殘餘ノ物件ヲ拋棄ス可キ大害ノミヲ受合フ可キ旨ノ文言ヲ記入シタル時ハ保護人ハ損害ニ準スル償金ヲ擔當スルニ及ハス唯殘餘ノ物件ヲ拋棄ス可キ場合ニ於テノミ其責ニ任ス可シ
凡ソ損害ニ準シテ償金ヲ拂フコト及ヒ其他海上受合ノ契約書中ニ定メタルコトニ付テノ訴訟ヲ爲スハ殘餘ノ物件ヲ拋棄シテ受合ノ全額ヲ得ル場合ト異リテ總テ其契約ノ日附ヨリ以後五年間ヲ以テ期滿免除ノ期限トス

船及ヒ積荷ノ兩者ニ管スル損害ト船若クハ積荷ノ一者ノミニ管スル損害トノ別區

損害ニ準シテ償金ヲ要ムル事ハ獨リ海上受合ノ契約ヲ爲シタル場合ノミニ限レルニ非ス受合ヲ爲サシメサル場合ニ於テモ亦之ヲ適用スルコトヲ得可シ蓋シ損害ト云ヘル語ハ船及ヒ積荷ニ管スル總テノ損害ヨリ船及ヒ積荷ノ兩者ヲ救ヒ若クハ其一者ヲ救フ爲ニ生シタル臨時ノ失費迄ヲ指言

スルノ語ナリ故ニ損害ヲ償フノ方法ヲ定ムル爲メニ其損害ヲ區別シテ二種トシ一ヲ船及ヒ積荷ノ兩者ニ管スル損害トシ一ヲ船若クハ積荷ノ一者ノミニ管スル損害トス

船及ヒ積荷ノ兩者ニ管スル損害トハ船及ヒ積荷ヲ救フ爲ニ故ラニ爲シタル損害若クハ意外ニ爲シタル失費ヲ云フ例ヘハ船ヲ救フ爲ニ海中ニ投棄シタル物件ノ損失若クハ船及ヒ積荷ノ兩者ヲ救フ爲ニ海中ニ棄テタル錨及ヒ其他ノ器具ノ損失ノ如キ是レナリ此等ノ損害ハ積荷ニ付テハ其全價ノ割合ヲ以テ之ヲ償フ可ク船及ヒ船賃ニ付テハ其半額ノ割合ヲ以テ之ヲ償フ可シ

又船若クハ積荷ノ一者ノミニ管スル損害トハ唯船ノミニ又ハ積荷ノミニ付キ眞ニ意外ニ生シタル損害及ヒ非常ノ失費ヲ云フ例ヘハ風波ノ爲ニ積荷ニ受ケタル損害若クハ其積荷ヲ救フ爲ニ生シタル失費ノ如キ是レナリ此等ノ損害ハ其損害ヲ受ケタル物件又ハ失費ヲ生セシメタル物件ノ所有者ノミニ特ニ之ヲ擔任スヘシ

但シ右二類ノ損害ニ付キ其償ヲ要ムルニハ其損害ノ一定ノ金高ニ至ルヲ要トス故ニ船及ヒ積荷ノ兩者ニ管スル損害ニ付テハ其損害ノ高ノ船及ヒ積荷ヲ合算シタル高ノ百分一以上ニ當ルヲ要トシ船若クハ積荷ノ一者ノミニ管スル損害ニ付テハ其損害ノ高ノ其損害ヲ受ケタル物件價格ノ百分一以上ニ當ルヲ要トス

投荷ノ事

投荷トハ風波ノ爲ニ船ノ危急ナル時其船ヲ輕ク爲ス爲メニ其積荷ノ全部又ハ一部ヲ海中ニ投棄

第二類 說

スル事ヲ云フ但シ投荷ヲ爲ス時ハ船長ハ積荷ニ關係アル者船中ニ在ルニ於テハ其者ト相談シ並ニ乗組人中ノ重立タル者ト相談セサル可カラス而シテ已ムヲ得スシテ物件ヲ海中ニ投棄ス可キ順序ハ法律ヲ以テ之ヲ定メタリ(商法第四百一十一條見合)

船ト積荷トノ兩者ニ管スル損害ヲ擔當スル割合ノ事

船ト積荷トノ兩者ニ管スル損害ハ双方ニテ之ヲ擔任セサル可カラス而シテ投荷ノ價船及ヒ積荷ノ兩者ヲ救フ爲メニ失ヒシ物件ノ價並ニ船及ヒ積荷ヲ救フ爲ニ生シタル費用高ハ船及ヒ船賃ト積荷トノ間ニ之ヲ割付ク可ク此割合ヲ名ケテ損害ヲ擔當スル割合ト云フ

此割合ハ船價ノ半額及ヒ船賃ノ半額ト救ヒ得タル積荷及ヒ海ニ投シタル積荷ノ價トニ付テ之ヲ定ムル者ニシテ之ヲ割附ルニハ荷卸ヲ爲セシ場所ニ於テ監定人ヲシテ損失ノ目錄ヲ記セシメタル後其損失高ノ割附ヲ爲サシム可シ

但シ此割附ヲ承諾セサル者アルニ於テハ佛國ニ在テハ商法裁判所ノ允許ヲ受ク可ク外國ノ港ニ在テハ佛國領事官ノ允許ヲ受ク可ク若シ其領事官アラサル時ハ其地ノ相當ナル裁判所ノ允許ヲ受ク可シ

明治十一年

郵便報知新聞

第一五九七號

明治十一年五月二十五日

(8)

保險會社設立スヘキノ論 千駄ヶ谷 井田忠信

國を守る小兵士あり、人武を保護する小巡查あり、故小物あれば必ず之を守護スヘキ者有テ、禍亂を塞ぎ以テ國を保つ、され禍亂の未だ發せざる小制法、災害の未だ來らざる小救ひて以テ諸物悉く其宜きを得ヘキあり、然り而して、今日銀行の設立は我國未だ曾てあらざる如く其數已ハ六十有餘及ヒ全國行く所として之の設あらざるはかく、而して其設立の方法を論ズ、其營業の方法を説く者ありと雖も、之小付屬之を贊助スヘキ商業獨り銀行のみならず、他商小於ても又緊要缺く可らざる者は、則ち保險會社の事あり、予聊論する所あらんとす、夫れ銀行ありて而して此會社なきは、車片輪小して兩輪なきの如ク、故小數百の銀行有テ如何なる金融の道を開くも此會社微せは焉能く商業の隆盛を致ス物産を繁殖セシむる等の小を得んや、抑も此商業たるものは銀行者と共小運搬の便を謀リ通商の進歩を輔翼スヘキ者小して、商業上小取ては緊要のものとも稱スヘキものあり、而して其職務とする所は、諸物の危難を請合ふの會社小して、其社數種ありと雖も、今其大略を擧げば火災請合、海上請合、人命請合等あり、總而平日皆何割の口錢を取テ其の危難を請合ふあり、火災請合とは家屋其他物品の火災を請合ふあり、故小火災請合小於ては、若シ其請合たる諸物火災の爲めに燒失する小とあれば社中金を出して以テ之を償ふあり、海上請合も其請合たる諸物難船の爲めに沈没するか或はある害を受くる時は其價を償ふあり、人命請合とは若シ請合たる人死す時は死する迄の療治料、

死後妻子養育の手當までも償ふかり、此諸請合は皆商業上必要緊切缺く可らざる者なり、凡る商をなす者は必らず人家稠密の熱鬧に住居せざるを得ず、故に火災の患ある事甚た多く數万圓の物品も一朝祝融のため小鳥有る歸去、遂に身代を灰燼に去再び振ふ能はざるに至るもの多し豈憫然ならずや、然りと雖も此會社ありて諸物盡く之に委ねは火災の患ある事なま、又商業を爲すには航海の術を盛く運輸の道達せざる可ならず、然りと雖も航海を爲すには必ず難船の患あり、然るに此會社ありて而して之に依頼せは一の患なく、益々其術を盛く去以て運輸の便を得へし、人命請合も此人俄に死するも其妻子此會社より金を請取り差むき狼狽の患を免るへし、我輩の言はむ、論者必ず云はん、され誠不善、おれとも危き商にして所謂山師則ち投機商なり、若し其請合たる家屋其他の諸物盡く焼失し、或は請合たる船積の諸物盡く沈没するも、或は他の難に係り其請合たる人俄に死せる時は如何せんやと、然りと雖も諸物盡く危難に係るもの非ず、且つ初め請合の時其約束を爲すに當て其請合んとする所の物品を評價し、若し其價千圓ありとせば之に百圓程を減去八百圓を以て之を請合ひ、又此の請合へき期限を定め一年或は十年とし條約書を制し、而して年一割又は二三割の口錢を以て之を請合あり、然りと雖も人命を請合ふには其價を計るゝと能はず故に、人命を請合ぬ時は醫師を雇ふて其身體を診査せしめ、若し其人身體壯健ありとせば其請合料廉價にして、若し其人弱からは其請合料高し、然り而して此商業は決して投機商買からず、如何とあれは譬へは今千圓の品

物百株請合若し此價十萬圓ふして此内危難に係るものを十株とするも價は聊の千圓に過ぎず、而して其請合の料を一株に付二割とするも其價貳萬圓あるへし、故に之より損の高を引くとも壹萬圓は即ち純益あるへし嗚呼近頃銀行等志すもの此會社を創立せば、自己の利益のみならず、大に我國開商の一助たらん、我輩の聞く所に依れば某有志者ありて已に此會社設立着手せられんとすと、然らば此社の創立あるも日を期して待つへきなり

(9)

西國事物紀原 全四卷 西村茂樹編纂 明治十一年十二月二十八日版權免許
卷二 第十一 商事 貨幣附(抄)

擔保會。即ち災難受合

商人會社ヲ結び、他人ノ金ヲ受ケ、其人ノ爲ニ時期ヲ定メテ貨物ヲ擔保シ、若シ其間ニ貨物ノ破壊損亡スルコトアレバ、悉ク其價ヲ償フ是ヲ名ケテ擔保會ト云フ、其根原ハ羅馬人ニ出シト云フ説アレバ未ダ其確證ヲ見ズ、千八百八十二年法蘭西王、腓立奧古士都、猶大人ヲ逐ヒシ時、猶大人始メテ此事ヲ行ヒシト云フハ、以テ確説トスルニ足ル、然レバ此法ハ猶大人ヲ以テ開創者ト爲シテ可ナルベシ、初メハ唯住居ヲ轉移スル時ノミ其家財ヲ擔保セシガ後ニハ貿易ノ貨物ヲモ擔保スルニ至レリ、火災ノ擔保會ハ千七百年代ノ中葉ニ始マル、初メハ唯家屋ノミヲ擔保セシガ、後ニハ貨財ヲモ擔保スルニ至ル、性命ノ擔保會ハ、第十七期中葉、法蘭西人始

擔保會即
ち災難受
合

メテ之ヲ行フ、近年ニ至リテハ、擔保會ニ種々ノ方法アリト雖モ繁冗ニ涉ルヲ以テ之ヲ略ス

明治十二年

東京經濟雜誌 第二號 明治十二年二月二十七日

危嶮請負

人の世に在る生命最も重しとあす而して生命をして安全からしむるものは財産にあり故に其勉むるや之を得るに在り其争ふや之を守るにあり彼の人事の種多きも多くは皆財産に關係せざるかし財産の人生に必用なる以て見るべし

社會に政府あり以て財産を保護す然れども政府の力能く之を保護するに足らざる一事あり天災是あり、されば哀傷郷に云く(馬琴翁夢想兵衛胡蝶物語)「新婦が姑にあるは夢の間松の翠の黒髪も尾花が末の白髪と變じ玉を欺く容顏も澁紙のやうにある事速し其は齡に乏しからて共白髪のうへからは思ひ諦るともありかん老少不定は世のからひ御亭主が短命でも内儀が天折をされてもいづれ一方歛ねばならず」(生命請負の源由)又云く「この年頃心がけてやうやく普請は成就したれど藏造じやとてあてにはからず祝融舞馬の難あらば忽地烏有とありぬべし、よしさかとも百年と蠹朽さる家はあらず(火災請負の源由)と余之を讀み自ら之を想ふ亦た哀傷を催さざるを得ずと雖も天災あれば是非に及ばざる事あり然れども開明の天地に於ては別に其弊を

(10)

危嶮請負

減ずるの一法あり社會をして其損失を分擔せしむると是かり

蓋し一家族一商社にして此天折損亡を蒙むるときは其害此の如く其れ酷烈かりと雖も之を一社會の上に加ふれば實に九牛の一毛に過ぎざるあり今又一例を設けて之を示さんに譬へは我東京百万圓の家屋中年々火災に遇ふもの一万圓かりとせば今日の有様にては一万圓の財主を流離せしむるを免かれずと雖も若し百万圓の財主相寄て其損失を分擔するときは人々其資財の百分の一を損失するに過ぎざるべし若し又千万圓の家主相寄て之を分擔せば千分の一を損失するに過ぎざるへし此例に依て數多の財主相寄て天災に敵するときは例令損失の金高を減少するを得ずと雖も人々の之か爲に進取の氣を沮喪するものかく衰零轉軻するものかし豈に利からずや然りと雖も世能く他人の損失を分擔するものある乎

曰く人々若し前途を計らば之を行ふ事容易あるのみ請ふ其理由を説かん蓋し天災は豫測すべからざるが如しと雖も平均の上に就て算すれば概數を得がたきにあらず、されば火災の如き百年焼けざるの家あり年々類焼するの戸ありと雖も之を多年に平均すれば大約何れの地は何年目に大火ありとの概數を得べきあり其海難に於ける亦然り數々船舶を沈没するものあり全く其難を蒙らざるものありと雖も之を多年平均すれば何道の航海は年々何艘を沈没するの概數を得べきあり、其人命に於けるも亦た然りとす一家には十人の小兒悉く成人せり一家には五人の成年悉く死亡せりと雖ども之を多數に平均すれば小兒の成人より死亡多しとの概數を得べきあり抑も



此概定の數は人間社會の道理にして凡そ社會に在りて船業を營むものは必ず此概數の沈没を免かるべからず社會に在りて住居するものは必ず此概數の火災を免かるべからず社會に在りて生息するものは必ず此概數の死亡を免かるべからず或は此數より多きを蒙むるとあり或は此數より少きを蒙むるとありと雖とも先づ此概數を標準として豫め用意せざるを得ざるべし危嶮請負とは此概數の天災に相當せる金高を請取り以て其多數に關せず危嶮を請負ふものあり今其方法を略説せん譬へは北地の航海に於て危嶮の概數は十艘に付き一艘かりとせば各船主が蒙る所の危嶮の概數は一艘の十分の一に當るべし故に保險者は各船主より船價の十分一と別の手數料とを受取り置けば假令些毫の資本を備へざるも一艘の沈没を償ふに足るべし然れども危嶮の來る常に一樣からざるが爲に保險者は多數の沈没あるに當て之を代辨するの資本を備へざるべからず、されば能く危嶮の概數を計り其多少を平均するの資本を有して此業を營むときは甚だ確實安全の一商務かり當今歐米に於て此業盛に行はれ既に海上、火災、人命の三種ありと雖も懷ふに社會の人能く保險の利を知り其業の確實あるを解するに至らば此法の行はるゝ特に此三種に限らざるへし

然りと雖も社會の人未だ此理を解せず未だ財産を天災に防くの豫備を爲さざるに當て俄に之を起さんと欲せば余私に其事の至難あるを想起せずんばあらざるあり余之を聞く曩に華族諸君は東京横濱間の鐵道を拂下られんことを政府に請願したりしが其議中ごろ止み其金を以て海上保險會社を創立するに決せられ紳士某君其托を受け歐米諸國に行はるゝ取扱振を取捨折衷して我國に恰好すべきの方法を案出し其規程職制既に成り開業の事將に近きにあらんとすと寔に盛舉と云ふべし但し保險のものたる實に我國未開の業たるを以て人民未だ天災の免かるべからざる概數あるを知らず慢然危嶮の中に立て恬として恐るべきが如し余私に恐る世人皆万一を僥倖せんと欲して保險を以て餘計の心配と見做さんことを「然とも翻然思想を轉して今日の情況を回顧するに一箇の好望なきにあらず今日國立銀行各地に創立して荷爲替の業漸く盛かりと雖も其荷物に危嶮を請負たるものにあらずが爲めに銀行者は其荷主に向て高料の打歩を徵收し以て自家の安全を計らざるべからざるの勢ありされば若し保險會社創立の後商人等皆其荷物に保險證書を附して以て銀行に托せば銀行は必ず高料の打歩を徵收せざるべし果して然らば商人に於て格別入費を増すありとせざるなり況んや偶然の天災を免かるゝを得るをや且つ夫れ保險の習慣諸種の商業に浸染するに至れば貨物の價は豫め此費用を見込んで取引せらるゝこと必せり之を數錢を吝んで萬一を僥倖せんと欲する危道の商業に比するに其信用如何ぞや保險は決して無用の費用にあらず遠慮あるもの爲さざるべからざるものあり

又銀行者が今日行ふ所の荷爲替の如きは全く商買の信なきに出づるものれば是より以後銀行者は務めて保險證書と船荷送狀とに因て割引を許るし成るべく貨物との關係を絶つことを許るや疑を俟たざるべし果して然らば從來銀行者流が渴望したりし割引の事務は保險會社の創立に

據て漸く發生すべく而して保險會社は銀行者の自ら安全を計るに據て繁榮すべし今日の銀行者流は皆信用を重し安全を計るものあり故に余は保險の行はれ難からざるを思ふあり
嗚呼我政府財産を人災に防ぐに於て既に密あり而して今又財産を天災に防ぐを得筈筭翁をして今日に在らしめば復た哀傷の語を發する此の如くある能はざるべし

【備考】本篇ハ明治十五年經濟雜誌社出版田口卯吉著「經濟策」ニ收録サレアリ

朝野新聞 第一八二五號 明治十二年十月十日

○中外物價新報を見るに海上保險會社の儀は已に其筋より允許せられ、火災保險の事も其筋にて已に取調べに着手せられたる由ゆゑ是れも遠からず設立になるべし
又頃日有志の豪商が申合せ生命請合會社として鰥寡孤獨を救ふ社中を設くへき儀を府廳へ出願せりと記載せり追々結構なる事か行はれ升

(11) 海上、火災、生命、保險、會社、設立、ノ報

(12)

佛國法律提要 一冊

箕作麟祥合譯 大井憲太郎

明治十二年十月出版 東京保光社發兌

【備考】奥附ニハ明治九年十月三十日版權免許トアリ

第十一章 第三章

第十四款 偶生ノ事ニ管スル契約、受合、鬪戲、賭博及ヒ畢生間ノ年金契約

偶生ノ事ニ管スル契約 受合契約 火災等ノ危難受合

偶生ノ事ニ關スル契約トハ其契約ノ結果ノ一ニ偶然ノ事件ニ管スル者ヲ云フ而シテ航海ノ際ニ偶然受ケタル損害ヲ償フ可キ海上受合ノ契約(海上受合ノ契約ハ商法條下ニ詳ナリ)ノ如キモ亦其中ニ在リテ例ハハ生命受合、火事受合、奕戲、賭博及ヒ畢生年金ノ類ノ如キ皆是レナリ
(受合ノ契約)受合ノ契約トハ其契約ヲ爲ス者ニ於テ其約定シタル金額ヲ受取リテ其契約中特定ノ危難ヲ受ケタル者アル時ハ之ヲ保護ス可キヲ受合フ所ノ契約ヲ云フ此受合契約中ニ於テ最モ重要ナルモノハ即チ火災受合、電難受合、死去受合ノ類ノ如キ是レナリ
凡ソ火災電難第二付テ約定スル所ノ危難受合契約ハ皆ニ一方本人(即チ保護人)ト他ノ一方本人(即チ被保護人)トノ間ニ於テ結約ス可キモノニ限ルニ非ズ通常種々ノ方法ヲ設ケテ以テ受合會社ト被保護人トノ間ニ於テ訂約スルモノヲ以テ多シトス受合人(即チ保護人)ノ其受合ヲ爲スニ付キ被保護人ヨリ多少ノ年金ヲ得テ若シ災害ノ時(即チ火災等ノ時)ニ際スレバ其者ノ動産又ハ不動産ヲ保護ス可キ受合ノ契約ハ之ヲ稱シテ「アッシツランス、ア、プリーム」(即チ受合貨銀ヲ受取ル可キ契約)ト云フ是レ蓋シ受合ノ貨銀ト定メタル金額ヲ稱シテ「プリーム」ト云フニ由ル所ナリ
總テ受合契約ノ事ヲ包括スル所ノ證書ハ之ヲ名ケテ「ポリリス、ダッシユランス」(即チ受合契約證書)ト云ヒ若シ後日ニ至リ其契約證書ヲ變換セシ時ハ又之ヲ稱シテ「ポリリス、アブナン」ト云フ
被保護人ノ不幸ニ遭遇シタル場合ニ於テ其受合人ヨリ本人ニ渡ス可キ金高ハ之ヲ名ケテ「アムニテ、ダッシユランス」ト云フ之ヲ譯スレバ則チ受合料ノ義ナリ

數人相合シテ互ニ其共有スル所ノ財産ヲ受合フ爲メニ組合ヲ設ケタル時ハ之ヲ名ケテ互相ノ受合契約ト云フ此受合ニ於テハ別段其受合賃銀ヲ前收スルニ非ザルヲ以テ若シ災害ニ罹リシ者アレバ其財産ヲ償フニハ只其組合中ニ於テ各自ニ之ヲ分任スルニ在ルノミ

生命受合ハ其目的被護人ヲシテ或人ノ死去シタル時ニ當リテ其受ク可キ損失ヲ免カレシムルニ在ルヲ以テ若シ或人ノ死去シタル時ハ保護人ヨリ其被護人ニ特定ノ金員ヲ渡ス可キモノトス而シテ其契約ヲ結ブニハ數種ノ方法アリト雖モ大概被護人若クハ或者ノ特定ノ年齢ニ至リテ死スル時ハ其受合人ヨリ死者ノ相續人ニ對シテ若干ノ金額ヲ渡シ或ハ其被護人ノ特定ノ年齢ニ至リタル時ハ受合人ヨリ其被護人ニ渡スニ豫定ノ金額ヲ以テスルニ在リ但シ此類ノ受合ニ於ケル受合賃銀ハ或ハ一ケ年若干ト定ムルモノアリ或ハ一度ニ若干ノ金高ヲ拂フモノアリ

(博、賭、賭、博、富講) 法律上ニ於テハ賭博上ノ負債ヲ認定セササルヲ以テ賭博上ニ管スル訴訟モ亦之ヲ受理スルコトナシ然レモ夫ノ體操ニ管スル博、賭、賭(例ハ博、走、競、馬等)ノ如キハ此限ニ非ス

昔時ハ偶生ノ事ニ管スル博、賭、賭及ビ賭博ハ公然家屋內ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得タリシガ方今ニ至リテハ己ニ之ヲ制禁シタルガ故ニ偶生ノ事ニ管スル博、賭、賭等ヲ爲ス者ノ集會所ハ總テ隱密ノ事ニ屬ス是ヲ以テ若シ博、賭、賭等ヲ爲ス場所ヲ設置セシコトノ發覺シタル時ハ其犯人ヲ罰スルニ懲治ノ刑ヲ以ス

又法律上ニ於テハ賭博等ト等シク富講ノ如キモ亦之ヲ制禁セリ蓋シ其然ル所以ノモノハ他ナシ富講ナルモノハ一時ニ巨萬ノ財産ヲ棄擲ス可キモノニシテ貧人等ハ之ガ爲メニ己レノ居宅ヲ擧テ之ヲ拋棄スルニ至ル等ノ事アリテ畢竟非常ノ危險ヲ誘起スルノ一具タルニ過ギザレバナリ佛蘭西人タルト外國人タルト問ハズ富講ヲ發起シ若クハ之ヲ廣告シ若クハ其切手ヲ配布スル者アレハ之ヲ處スルニ懲治ノ刑ヲ以テス但シ惠恤施行ノ爲メニスルカ若クハ工業獎勵ノ爲メニ政府ノ允許ヲ得テ設立シタル富講ノ如キハ此限ニ非ザルナリ

(畢生間ノ年金契約) 畢生間ノ年金契約ハ元來人ノ命數ノ長短ニ據リテ契約ス可キ者タレバ其性質ノ偶然ノ事ニ管スルヤ固ヨリ解ヲ待ズシテ明晰ナリ而シテ法律上ニ於テモ亦其年金ノ員額(即チ資本金ノ利子ニ相當ス可キ者)ヲ制限セザルモノハ他ナシ凡ソ人ノ命數ノ長短ハ固ヨリ預定シ難キモノタレバナリ故ニ畢生間ノ年金高ハ之ヲ得可キ者ト之ヲ拂フ可キ者トノ間ニ於テ其時ノ景況ニ從ヒ雙方本人ノ隨意ニ之ヲ定ムルコトヲ得可キモノトス

畢生間ノ年金ハ其契約ヲ爲ス雙方本人ニ於テ他ノ一方本人ヨリ或種ノ財産ヲ得タル報償トシテ之ヲ拂フ可キ契約(即チ有酬ノ年金契約)ヲ結ブコトヲ得可ク或ハ其報償ニ非ズシテ唯畢生間之ヲ拂フ可キ契約(即チ恩惠ノ年金契約)ヲ結ブコトヲ得可シ

既ニ死去シタル人ヲ以テ目的ト爲シタル畢生間ノ年金契約又ハ其契約書ノ日附ヨリ二十日以内ニ死去シタル病者ヲ以テ目的ト爲シタル畢生間ノ年金契約ノ如キハ總テ無効ノモノタリトス

有酬ノ年金契約ヲ結ビテ己レノ畢生間其年金ヲ得可キ者(即チ年金債主)ハ若シ之ヲ拂フ可キ者(即チ負債者)ニ於テ契約ノ如ク其保證人ヲ立テザル時ハ其契約ヲ取消サント訴フルコトヲ得可ク若シ又其負債者ヨリ其年金ヲ拂ハザル時ハ其財産ヲ差押ヘテ之ヲ賣拂ヒ其代金中ヨリ年金高ニ至ル迄ノ金額ヲ己レニ領收スルコトヲ得可シ但シ畢生間ノ年金債主ハ其負債者ニ對シテ自己ノ存命ナル證ヲ立テズンバアル可カラズ

第廿二篇 第二章

第七款 海上貿易及ヒ其契約

海上受合ノ事

海上受合

海上請合トハ一種ノ契約ニシテ即チ契約本人(海上受合ヲ爲スモノト荷主ト云フ)中ノ一方(海上受合人)相當ノ金高即チ受合料ヲ受取り若シ受合品ノ滅盡シ若クハ破損シタル片ハ他ノ一方即チ荷主ニ對シテ辨償スヘキコトヲ約訂スル所ノモノナリトス而シテ一箇或ハ數箇ノ荷物ニ對シテ出ス所ノ海上受合書ハ之ヲ名ケテ「ポリス」ト云フ蓋シ此受合契約書ハ私ノ證書ヲ以テスルコトヲ得ルナリ而シテ凡テ法律ヲ以テ禁止セサル船及ヒ物品ハ何品ニ論ナク時日及ヒ路程ト物品ノ量目トニ從ヒテ海上受合ヲ爲シ得ヘキモノナリ

受合依頼人即チ荷主ハ荷物送方ニ付キ其事實ヲ偽リ述ヘ又ハ受合契約書ト積荷目錄トノ差違ニ因リテ受合人ヲシテ誤テ其受合ノ危難ヲ實ヨリ更ニ少シト思ハシメ又ハ其危難ノ模様ヲ誤ラシムルコトアル片ハ假令其詐僞又ハ差違ノ爲メニ受合品ノ滅盡破損ニ差響キ無キト雖モ受合人ヨリ受合契約書ノ取消ヲ爲シ得ヘシ其他又受合期限内ニ受合人又ハ受合依頼人ニ於テ家資分散ヲ爲セシコトアル片ハ受合依頼人又ハ受合人ヨリ家資分散者ヲシテ相當ノ保證人ヲ立テシムル歟又ハ受合契約ヲ取消スコトヲ得可シ又受合品ノ既ニ滅盡シタル后ニ於テ訂結セシ受合契約ハ無効ノモノナリトス

又海上受合人ニ於テ自カラ受合タル物品ヲ以テ更ニ他人ニ受合ハシムル如キハ妨ナキモノタリ未タ船ノ出帆セサル前ニ航海ヲ止メタルニ於テハ船舶未タ危險ノ地位ニ至ラサル故ニ受合ノ契約アリト雖モ之ヨリ義務ヲ生スルコトナシトス而シテ人ノ所爲ニ因ラスシテ全ク海上危難(フヲルチニヌドメル)ニ由リテ受合品ヲ失ヒ又ハ之ヲ損シタル時ノ如キハ受合人ニ於テ其損失ヲ辨償スヘシト雖モ受合人ノ責任ハ船ヲ易ヘタル事契約書ニ記シタルヨリ更ニ遠地ニ船ヲ遣リシ事特ニ定メタル受合期限ノ終ル事等ニ由リテ解消ス可キモノナリ而シテ又受合依頼人ノ責任ハ受合賃銀ノ拂方ヲ以テ主要トシ其他ニ受合品ノ災難ニ罹リタル片ハ其由ヲ受合人ニ通知スヘシ(此通知アレハ受合人ヲシテ損害辨償ノ責ニ任セシムルモノナリ)又受合品ニ非常ノ損害ヲ受ケシ場合ニ於テ受合人ニ對シ物品ヲ抛出シテ辨償金ヲ得ント求ムルニハ法律上ニテ規定シタル期限内ト法式トニ依ラスンハアル可ラス蓋シ然ル片ハ受合依頼人ハ受合人ニ受合品ノ殘餘ヲ引渡シテ恰モ受合品ノ全部滅盡シタル時ノ如ク受合契約面ノ償金ヲ要スルコトヲ得ルナリ

第二十三篇

第三章 「トンチン」會社

トンチン會社

無名會社ハ政府ノ允許ヲ受ケスシテ之ヲ設立シ得ルト雖モ「トンチン」會社ハ其目的人間ノ生命ニ管セシモノナレハ無允許ニテ之ヲ設立スルコトヲ許サス蓋シ此制規ヲ設ケタルノ主旨ハ人民ノ安寧ヲ謀ルノ點ニ在リトス

「トンチン」ト稱スル會社ハ數人ニテ資本金ヲ出シ合セ定期ニ至リテ其社員中現ニ生存スル者ノミノ間ニ各其出金高ニ準シテ之ヲ分派スル爲メニ設ケタル會社ヲ云フ

生命請合會社ニ於テモ亦政府ノ允許ヲ受ケサレハ之ヲ設立ス可カラス蓋シ其主旨ハ上ノ「トンチン」ニ於ケルト同一ナリ

明治十三年

(13)

保險要書 全一冊

英國 ベチット著述
日本 佐藤茂一譯述

明治十三年四月發行
東京書肆松井氏藏版

序 敬字 中村正直 【寫真版】

保險要書序

船舶於毀損。家屋於火災。人命於生死。人事於吉凶艱難。皆天數之所不能免也。歐米諸國有慮於此。設立會社。以備凡百災厄於未至之前。可謂良舉也。今也船舶已有會社。以保危險。而火災人命不虞三社。未設。識者憾焉。吾友佐藤茂一譯是書。條例規則。皆可舉而措焉者。苟有好義者。取法于此。以講普濟之法。有船舶者。不患毀損。有家屋者。不患火災。生死吉凶。皆有會社。以防凡百災厄於未至之前。使斯民長免流離貧困。相踵於道路之患。則不特稱古先聖王富民之意。歐米殷富。亦可得而庶幾也。

明治十三年三月

仙臺 岡 千 仞 撰

保險要書序

保險法之於人民。豈可忽哉。曩者。官既設火災保險課。頃者華族。相謀以創立海上保險會社。我邦有保險法始於茲也。某氏嘗譯海上保險法。而不一言及人命火災不虞保險之事。爲可憾焉。余學洋藉有年。不自賤淺學菲才。譯是書。夫異邦殊俗。文辭不同。旨趣亦異。故譯者拘原書。則不成章法。泥行文。則悖原意。西哲有言。原書如美玉。譯書如瓦礫。是譯書之所以難也。況以余輩之菲才。譯其至難者。美玉之變爲瓦礫。不亦宜乎。余於此書。以不悖原意爲首。蓋欲強爲章法。不得不悖原意。悖

保 險 要 書

英國 ベチツト 著述
日本 佐藤茂一 譯述

人命保險ノ部

(一) 人命保險ノ要旨

一國人民中極メテ下等ノ赤貧漢ヲ除クノ外ハ保險ノ利益ヲ蒙ラサル者幾ント希ナリ而ルニ今其何物タルヲ解スル者少キヨリ滋養トナルベキ菓實ノ枝上ニ腐敗シ壞々タル五穀ノ田野ニ消耗スルカ如キコアルハ歎スルニ堪エタリ今夫レ英國ニ於テ保險料ヲ拂テ人命保險ヲ約シ或ハ其財産ノ爲ニ火災保險ヲ約スル人員ノ統計表無キヲ以テ其精數ナル計算ヲ得ルニ由ナシト雖モ各種ノ保險會社ニ多少ノ保險料ヲ拂フ者ハ總計凡ソ一百万人ト臆算スヘシ然レモ今モシ保險法ノ主義解説(即チ保險法ノ規則及其方法)及ビ保險法ニ依テ能ク直接ト間接トノ兩利益ヲ得ヘキコトヲ人々一般ニ盡ク知ラシメバ保險ヲ受クルモノ、總員ハ十ヶ年毎ニ一倍シ二十年目毎ニ二倍スルノ比例ニ至ルヘキナリ近來輿人ハ保險法ノ企ニ善ナルモノアリ惡シキモノアリ又或ハ善惡相半スルモノアルヲ知ルニ至レリ何人ナリトモ一年或ハ半年毎ニ若干ノ保險料ヲ保險會社ニ拂ハ、以テ其人ノ財産モ百般ノ不慮災難モ皆保險ヲ取極ムヘキコトヲ知ル且又船舶ノ海上危險モ市街ノ家屋及財産モ保險ヲ約スベキヲ知ル而シテ是ヨリ更ニ重ンズベキハ人命保險法ニシテ人其生前ニ於

テ相當ノ金圓ヲ會社ニ納メ置カバ何時死去スルトモ會社ヨリ遺族ノ爲メニ必ス扶助料ヲ支給スヘシ其他鐵道ノ過ヨリ四肢ノ傷害ヲ被ムリ或ハ夜間強盜ノ爲メニ生命ヲ失ヒ或ハ田獵及ヒ戰鬪ノ爲メニ被ル諸難ニ至ルマテ保險ヲ約スベカラサルモノナン加之菓穀ノ風雨洪水ノ爲メニ受ル損害或ハ婢僕ノ不注意ヨリ生スル硝子陶器等ノ破損或ハ惡人狂人ノ爲メニ受クル危險或ハ牛馬ノ疾病ヨリ生スル損失モ金ヲ借シテ取レサルキノ損失モ借地料ノ滯ヨリ家屋財産ヲ引揚ケラル、キノ損失等モ皆保險ヲ約ス可キモノナリ且保險會社ハ被保險者ノ爲メニ可成的自由ナル約條ヲ取リ結ヒ最モ確實ナル利益ヲ與フルモノトス然ルニ世人尙ホ保險會社ニ對シテ右諸件ノ保險ハ果シテ之ヲ爲シ得ル乎其方法如何、其故如何信任ヲ受クル所ノ保險會社ハ如何ナル法ヲ以テ其事務ヲ取扱ヒ會社ノ利益ヲモ得ヘキ乎、又タ保險ヲ托スル者ニモ充分ノ利益ヲ與フヘキ乎ト疑團ヲ抱クハ愚ノ至ナリ故ニ此書ノ眼目トスル所ハ則チ人命或ハ火災保險ノ方法ト其理ト其効用トヲ辨明スルニ在リ

夫レ人命保險法ハ最モ緊要ナルモノナレトモ世人ノ最モ能ク明解セサル所ナルガ故ニ先ツ之レヲ論辨セントス人命保險ノ要旨ハ他日鰥寡孤獨ノ者ノ爲メニ扶助ヲ約スルヲナリ而シテ其扶助金ハ保險會社ヨリ本人ノ都合ニ隨ヒ一年或ハ半期或ハ四季毎ニ給與スルヲ以テ會社ノ務トス

人命保險法ニヨレハ相當ノ收入金ヲ有スル人或ハ一定ノ俸給ヲ以テ衣食スル者ハ會社ト條約ヲ結ヒ若干ノ保險料ヲ會社ニ納メ置カバ何時何等ノ事故ニ遭遇スルトモ悉皆會社ニ於テ之レヲ引受ケ扶助スルカ故ニ會社ノ保險ヲ受ケタルモノハ生涯安樂ニ生活スルヲ得ヘキナリ

人命保險法ニ依ラスシテ他日父兄良人或ハ一家ノ勞動者タルモノ悉皆死亡シタル時遺族寡婦ノ爲メニ扶助金ヲ貯蓄セントスルニハ必ス許多ノ星霜ヲ經過セサルヘカラス然リト雖此人命保險法ニ依レハ一旦會社ト約束ヲ取結保險料ヲ

一回ニテモ數回ニテモ拂ヒタランニハ其人ハ直ニ死スルトモ約束シタル會社ノ義務ハ依然トシテ消滅セス故ニ死者ノ遺族ハ條約面ニ隨ヒ其扶助金ヲ會社ヨリ申受クルヲ得ヘシ

抑モ人命保險法ノ有用ニシテ欠ク可カラサルヤ此ノ如シ火災保險法モ亦緊要ニシテ設ケスンバアル可カラズト雖氏家屋財産ノ保險ヲ約シテ火災ノ憂ヲ救フハ人命保險ヲ約シテ其避ク可カラザル死亡ノ憂ニ備フルノ急ナルニ如カズ故ニ人命保險法ハ火災保險法ニ比スレハ一層急務ナルヲ知ルヘシ世間ノ事千態萬狀固ヨリ豫メ期シ難キモノナルガ故ニ今日ノ用意ハ即チ明日ニ備フルノ義務ナリ今日其妻子ノ爲メニ衣食住ノ計ヲ爲スノミヲ以テ義務トスベカラス一旦疾病死亡等ニ依テ妻子眷屬ヲ養フ能ハサル時ノ預備ヲ爲スモ亦以テ義務ト思フヘキナリ

人命保險法ハ亦幾分人命ノ長短ヲ平均スル經濟ノ一法トモ稱ス可シ何トナレハ此法ニ依レハ健康ニシテ長壽ナル者ハ薄弱ニシテ短命ナル者ヲ扶助スルガ故ナリ又斯法ニ依レハ定命ノ前ニ死セシ人ノ遺族ハ定命ヨリ長生シタル人ノ餘福ヲ被ムルヲ得ヘシ而シテ長生スル者ハ長生ノ益ヲ得タル上ニ又保險ノ利ヲ得ベシ又時宜ニ依リ定例ノ保險料ヲ全ク會社ニ取ラザルノミナラス年金ヲ支給ス而シテ其保險資金ハ預シメ被保險者ノ死亡ニ備フルモノトス

人命保險法ハ其他種々ノ効用アリ第一何歳ノ時ニ至リ或ハ死スルノ日ニ至リ若干ノ金圓ヲ遺サント欲スル人ニハ尤モ好キ貯金預所ト謂フベシ故ニ此法ニ由ル者死亡スルカ老耆ニ至リ力衰ヘ氣盡キテ產業ヲ營ムト能ハサルキハ均シク會社ヨリ扶助料ヲ受クヘキナリ

第二人命保險法ハ爲換手形ノ用ヲ爲スヘシ何トナレハ斯保險證書ヲ所持スルモノハ之ヲ抵當トシテ他ヨリ金圓ヲ借入ル、ヲ得ベク而シテ保險證書ハ望ニ隨テ認メラル、モノナレバナリ第三人命保險法ハ凡ソ債主ヲシテ負債者ヲ信セシムルノ便宜トナリ債主ニ對シテ確實ナル抵當トナルベシ斯法ハ婚姻ノ前ニ當ツテ新ニ身代ヲ興コス者ノ爲メニ好

機會ヲ得易カラシメ又タ職業ニ從事セント欲スル者ノ爲メニモ種々ノ利益アルベシ且夫レ人タルモノハ各々其眷屬ノ養フノ義務アルハ論スルニ及ハスト雖モ尙ホ預メ將來不慮ノ變ニ應スヘキ準備ヲモ爲サ、ルヘカラス而シテ其將來不慮ノ變ニ應スヘキ衣食住ノ備トナルモノ、中ニ有形ノ物品タル以上ハ則チ其ノ貯蓄ノ際ニ於テ之レガ安全ノ計ヲ爲サ、ルベカラス然レモ此法ハ確實トスヘカラス何トナレハ今日ノ富ハ明日ノ貧トナラサルヲ必ス可カラス試ミニ見ヨ何等ノ貯金アリトモ強盜ニ奪ハレ火災ニ遇ハ、無一物ノ素寒貧トナルヲ免レ難キヲ又タ見ヨ支那ノ戰爭、歐羅巴ノ革命、亞米利加ノ反亂ニテ商法家ノ大損害ヲ被ムリ巨萬ノ資金ヲ烏有ニ歸セシモノ算ス可カラサルヲ

然リト雖モ人命保險法ニ依レハ決シテ一ノ危難ナシ故ニ人命保險法ニ資本金ヲ入レ置カスシテ他ニ資金ヲ出スハ大ナル過ト云フベシ家屋ハ燒失ヲ免レス銀行ハ破産ヲ免レス資本ヲ入レタル品物ノ原價ヨリ低價トナル等其危險ナルニシテ足ラス然ルニ此ノ人命保險法ハ頗ル嚴重ナルカ故ニ確實ニシテ名譽アル會社ニ托スレハ一度約定シタル保險ノ金ハ謬誤ナク被保險者ノ眷屬ノ所有ニ歸スヘシ

今茲ニ人アリ疾病死亡等ノ時ニ當ツテ眷屬妻子ヲ貧窶ニ陥ラシムルト否ラサルトハ何レカ智ニシテ何レカ愚ナル何レカ得ニシテ何レカ失ナル辨論ヲ待タズシテ明矣

然ルニ世間ニ於テ生命保險法ヲ大ニ厭忌スル所以ノモノアルハ何ソヤ是レ其先見ノ明ヲ欠キ遠慮ナキニ坐スル者歟將タ其金ヲ他ニ使用シテ大利ヲ占メンカ爲歟抑モ守錢奴タルヲ欲スルニ因ル歟或人言アリ曰ハク

余ハ健康ニシテ長生スヘキ血統ナリ病氣短折等ノ憂ナシ故ニ余ハ職業ニ於テ囊金ヲ使用スル好機會アルベシ余ハ必ス長生シ子孫ノ成立ヲ見ルコトヲ得ベシ又タ生前ニ於テ我家ヲ興スヘシ安ンゾ我囊中ノ金錢ヲ出シテ之ヲ人命保險會社ノ如キモノニ托スルヲ要センヤ

夫レ此如キノ謊言妄想ヲ以テ人命保險法ヲ擯斥スルモノハ其愚痴蒙昧ニシテ深慮ナキニ由ルノミ請フ之ヲ辨セン茲ニ人アリ人命保險法ニ拂フヘキ金高ハ固ヨリ些少ノモノ故ニ之レヲ會社ニ拂ハスシテ自ラ此金ヲ以テ商法或ハ工業ノ株主トナルカ又タ自ラ此商法工業ヲ營ムコトアルモ未ダ釐毛ノ利ヲ見サル内ニ死亡シテ資本金ヲ併セテ失フノ憂アリ或ハ此金ヲ年々積置キテ大事業ヲ起スノ資本トナサント欲スルモ未ダ其目的ヲ達セサル内ニ中途ニシテ死亡スルコトアラハ其遺族ハ將タ誰レニ倚ツテ衣食ヲ仰クコトヲ得ヘキ其ノ貧窶ニ陥リ再ヒ安樂ノ域ニ上ル能ハサルヤ必然ノ理ナリ

今一例ヲ掲ケ以テ或人ノ惑ヒヲ解キ且ツ人命保險法ノ確實ニシテ大利益アルヲ示サン人アリ歲三十三至り年々二十五磅宛貯蓄シ年利五分ニテ貸付ケ置カバ二十ヶ年ノ末ニ至リ僅ニ其元利合テ大約八百六十八磅ニ上ルニ過キス然ルニ同シク三十歳ヨリ年々二十五磅ヲ人命保險會社ニ拂ハ、其約定シタル時ヨリ一千磅ヲ得ルノ權ヲ有スヘク且ツ何時死スルトモ此一千磅ハ會社ヨリ必ス其遺族ニ拂フ可キモノナリ其利益アル豈ニ他ノ方法ノ能ク及ブ所ナラン哉固ヨリ規則嚴正ナル保險會社ニ依頼セハ恰モ利息ノ形情ニテ保險料ヘ莫大ノ利益ヲ加フヘシ故ニ米國ノ大賢「フンクリン」嘗テ曰ク「家族ノ爲メ後來ノ生産ヲ預備スルニ最モ廉價ニシテ最モ確實ナル方法ハ則チ善良ナル人命保險法ニ過クルモノナシ」ト信ナルカナ言ヤ

故ニ凡ソ資金ヲ拂込ムノ諸法ノ中人命保險ハ遺族ノ爲メニ極メテ利益アリ而シテ天下公衆ト利益ヲ共ニスルノ一法ト謂フモ亦タ決シテ過言ニ非ラサルナリ

余ハ以上ノ諸論ヲ以テ思惟スルニ能ク人命保險法ニ依ルモノハ二重ノ利益ヲ得テ無限ノ幸福ヲ消受スヘシ而ルニ尋常淺見臆測ヲ以テ生命保險法ヲ蔑視シ一良法ト看做サ、ルハ豈ニ社會ノ大不幸ニアラスヤ嗚呼生命保險法ハ一日モ早く之レヲ設立シ盛大ニセズンバ有ル可カラサルナリ

(二) 人命保險會社表

此表ハ滿三十年ノ者ニ一十磅ヲ保險スル爲メニ毎年拂フヘキ保險料ヲ示ス但シ會社ノ利益配當金モ此内ニ在リ

設立	社名	位 置	保 險 事 務	保 險 料
一八六六年	アクシデント	バンクビルディング、ノルスバリ、七番地	不虞、普通及鐵道ノ保險	磅 志 邊
一八六四	アルピラン	チエンセーリーレニー一百二十番地	生命、書替及給與金	二 九 六
一八二四	アルリヤンス	パアルゾロミレニー	生命及火災	二 九 二
一八二四	アルリヤンス	カペールコールト	海上	
一八三三	アルゴース	キングストリート、コーベントガアデン二十七番地	生命	二 九 四
一八七三	アルチャーヤンゼル	ファイレンチ、レニー八番地	海上、	
一八七〇	アーク、アシウランス、ラフ、スコットランド	ニコラスレニー三十一番地	生命、	二 九 三
一八〇八	アトラース	チイブサイト九十二番地	生命及火災、	二、一〇、二

一八二二	アトラース、ラフ、ペインナ ライス	ジーラルジストリート、マンソ ンハアウス十五番地	火災、	
一八七一	アゼーニダ、アサイシウト ライス	プリンスストリート、バンク 番地	火災及海上、	
一八七〇	ベイラースト	ロリンバアルドストリート八十 三番地	火災、	
一八六八	ポルデール、カアンテイス	レーデンバアルストリート四十 五番地	火災、	
一八六三	ブリタニーヤ	ストランド四百二十九番地	火災、	
一八七四	プリリチス、エンド、フレジ ン、マリニー	コールンビル二十六番地	海上	
一八七四	プリリチス、エンド、アイル ス、マアチウエルトラスト	セント、ハイゼンスレニー二 十九番地	資本及貯蓄ノ預所	
一八七四	プリリチス、コロニエル、エン ド、フレイシシ、プロバアチ ー	アブチーヤルチレニー三十三番 地	洪水及火災	
一八四七	プリリチス、インバアイヤ、マ アチウエル	ニウブウリージストライト、ブ ラークフリーエルス卅二番地	生命	二 八 三
一八五四	プリリチス、エク、エライ アル	クインストリート、ケンーンセ ット四番地	生命	二 九 〇
一八六九	プリリチス、ガールデイヤン	ガールリツクストリート、タフ ルウイシ十七番地	生命、給與金、及請人	二、一〇、九

一八六七	ブリチスインベリアル	ニールブリッジストリート、イ ー、シ二十九番地	生命	二 二 三
一八七一	ブリチス、ナシヨウナル	バルトリート十二番地	火災及確實ナル保證	
一八七〇	ブリチス、プロバイデント	チャン、トス、ストリート、カ ベンドス十一番地	生命、保證、及健康	
一八五四	ブリトン、メデーカールエ ンド、ゼニール	ストランド四百二十九番地	生命給與金及裏書	二 八 五
一八六三	ケイース、ゼニール	ロインバルド、ストリート三 十九番地	火災再保險	二 〇 一
一八〇五	カレドニーヤン	ローラスバリー三十九番地	生命及火災	二、九、〇一
一八七〇	カルリエージ	セント、ハイシンズレーニ 二十一番地	車轎ノ不虞	
一八四〇	チャリース、ヲブ、インゲ ランド	キングストリート、チープサド イ九及十番地	生命及火災	二、六、一〇
一八三八	シーチー、ヲフ、グラスゴー	キングウイリヤムストリート、 エ、シ、十二番地	生命	二 八 五
一八二四	クレトリカール、メデカア ルエンドゼニール	セント、ゼイムススクエール、 エス、ダブルウイ、	生命	二 八 九
一八二九年	クレールジームチユエル	グロッド、サンクチュエリー、 ウイストミニースト二番地	生命及證書裏書等	二 六 四

一八六七	コロニーエール	ケンノンストリート八十九番地	生命ノ給與金及裏書	二 二 四
一八七四	コンメルシールガラン チ	セント、バルスチャチャール ド四番地	請合	
一八六一	コンメルシールユニー ラン	コイルンヒール十九及二十番地	火災、生命及海上	二 九 五
一八七二	コンチンタアルインシウ ランスアゼンシイ	ロンバルドストリート三十九 番地	火災及海上	
一八六六	コンチンタアル (ヲナ、ニウヨールク)	バルトリート十一番地	生命及裏書海上	
一八〇六	カアンチー	レゼントストリート五十番地	火災	
一八二五	ララン	フレートストリート百八十八番 地	生命	二 七 四
一八〇七	エイゲル	バルマル七十九番地	生命	二、一〇 八
一八二三年	エコーノミツク	ニウブリーウジストリート、六 番地	生命	二 四 三
一八七四	エコーノミツク	フライデーストリート、エイ、シ 五十九番地	火災	
一八二三	エデンバアルフ	キングウキルリーヤムストリー ト十一番地	生命及給與金	二 七 七

一八五三	インペローラル	カンノンストリート五十二番地	生命給與金及裏書	二九三
一八五五	インペローラル	カンノンストリート五十二番地	火災	
一八六四	イングリスインドスコチー	スレイドニッドルストリート五十八番地	海上	
一八三九	イングリスインドスコチー	ヲータアローブレイス十二番地	生命、給與金及裏書	二九
一八四四	イクエチーエンドロウ	レンコルンスインプエルド十八番地	生命及給與金	二八〇
一八五九	イクエタアブルライフ	プリンス、ストリート一番地	生命及給與金	
一八六二	エークイタアブルンサイチ	マンソンハウスストリート、エー、シー	生命及檢閱	二、一三、四
一八三五	エクイタアブルレボルシヨウナリ	ランカストルブウレレス、ストランド十番地	生命利益及相續スル	
一八七四	フアヤレイインシウラン	クインビルデングス、マンソンハウス	火災再保險料	
一八七〇	フランカールトルレイイニシウラン	ロンバアルドコールドエー、シー、三番地	火災及海上	
一八三七	ゼーニラール	キングウイールリーヤムストリート六十二番地	生命及火災	二、九、一〇

一八三一	ゼーニラールラフグロニー	ゼーニラールラフグロニー	火災	
一八三六	ゼーニラールラフグロニー	ペイルジ	火災	
一八七〇	ゼーニラールラフグロニー	ヨウナリ	海上	
一八四三	ゴーパール子セツース	クロウアマリン	政府ノ給與金	二八四
一八四四年	グーレイトブリタチン	グーレイトブリタチン	生命	二
一八七一	グレイトブリタチン	グレイトブリタチン	火災	
一八四八	グレイシヤム	グレイシヤム	生命	二九七
一八四〇	ガレンチーソサイチ	ガレンチーソサイチ	確實保證	
一八二一	ガールデン	ガールデン	火災及生命	二、一〇、四
一八六三	ガールデン	ガールデン	硝子	
一八五四	ハンペールジブレソン	ハンペールジブレソン	火災	

一六九六	ハンドインハンド	ニールブリッジストリート三十番地	火災生命及給與金	二、一〇、八
一八六四	ホームエンドコロロニーエ	スレイドニッドルストリート五十二番地	海上	
一八五三	ホーム(紐育ノ)	ロウヤル、エキスチャン、ビル ルンデクス一番地	火災	
一八七四	ハウスホルド	セント、パアルノチャウヤルド 四番地	火災	
一八〇三	インベリヤル	ヲールド、プロウド、ストリー ト一番地	火災	
一八二〇	インベリヤル	ヲールド、プロウド、ストリー ト一番地	人命	二、一〇、三
一八六六	インベリヤル、ユニラン	ファインスバリー、ブレイスン ウス九番地	人命及不虞	二、八、五
一八二四	インデニーチー、マリニー	グレイト、ウエチストル、スト リート	海上	
一八六九	イントルナショナル、ユニ ラン	マンション、ハウスビルデン グ	火災	
一八〇二	ケント	バグロウ、カンノンストリート 二十六番地	火災	
一八五二	ランカセール	キングウイリヤムストリート 十四番地	人命及火災	二、八、六

一八四五	ロウ、フハヤ	チャンセリーレニ、	火災	二、一三、五
一八二三	ロウ、ライフ	フレトストリート、子キストセ ント、ダNSTANSTANノチャ ウチ	人命	二、九、五
一八五〇	ロウプロウバアチー	エシツクストリートストラ ンド 三十番地	人命	
一八五三	ロウレボルシヨウナリイ ントレスト	チャンセリーレニ六十番地	相續給與金及ヒ裏書	
一八五四	ロウユニラン	同町一百二十六番地	火災人命給與金	二、九、四
一八三六	レガウルエンドゼニラル	フレイトストリート拾番地	人命	二、一〇、九
一八三八	ライファツシエーシヨ ンヲスコツトランド	ロンバルドストリート五番地	人命給與金	二、一〇、〇
一八三六	レイボウルアウルエンド ロ ンデンエンドグロウア	コルンヒル一番地	火災人命及給與金	二、九、五
一八七四	ライフストウ、クインシ ユ ランストラングレイトグリ ダイン	ウイストストランド四百四十六 番地	馬及家畜等	
一七六五	ロンドンアンニーチー ンサ イチー	セルジャントインフレイト スト リート		
一七二〇	ロンドンアシユラン スコ ル ボウレイシヨ	ロウヤルエキスチャン チ七番地	火災人命及海上	二、九、六

一八七三	ロンドンエンドカウンチー	セント、パアルノチャチャール ド四番地	人命ノ給與金及裏書	二、一一、七
一八七一	プロバインデント	ビショプスゲイトストリート、 イウスイン七番地		
一八六一	ロンドンエンドゼニラル	ルードゲット二番地		
一八六二	ロンドンエンドランカール	レीडデンホウルストリート、コ ルンヒル	人命及火災	二 六一〇
一八六六	ロンドンエンドマンチース タルインダストリーエル	ソウスヤールゲエクスチャンジ	人命不虞等	
一八四五	ロンドンエンドプロバイン エルロウ	フレイトストリート二十一番地	人命	二 九一〇
一八六〇	ロンドンエンドプロバイン エルマリーニー	ロウヤルエクスチャンジビルデ ング二番地	海上	
一八六四	ロンドンエンドソウスヤ ルク	キングウイリヤムストリー ト七十三番地	火災人命裏書及給與金	二 九四
一八六七	ロンドンエンドウイストミ ニストル	グラスチャウチストリート八十 九番地		
一八六九	ロンドン、イーストイン ヤンエンドコロニエル	マンションハウスビルデング	人命	二 九四
一八六九	ロンドンガランチーエンド アクシデント	ムールゲットストリート六十一 番地		

一八〇六	ロンドンライファツソシエ ション	キングウイリヤムストリー ト八十一番地	人命	二 一九三
一八七四	ロンドンムチエルボウシ ル	クインビクトリヤストリート十 六番地	火災	
一八四四	マグデパアルジ	クインビクトリヤストリート十 番地	火災	
一八二四	マンチーストル	チーアサイド	火災	
一八五二	マリニーエンドゼニラルム チエル	レデンホウルストリート十四番 地	人命及給與金	二 一〇二
一八三六	マリニー	ワールドプロウドストリート二 十番地	船舶及貨物	
一八六八	マリニツク	ニウブリツジストリート九番地	人命及給與金	二 八九
一八七一	マルチャントマリニー	ロウヤルエクスチャンジビルラ ング一番地	海上	
一八三五	メトロボウリータール	プリンスストリー、バンク三番 地	人命	二 九九
一八七四	ミドレシツク	フハインスバリーシルク八番地	火災	
一八五一	ミドランドカウンチー	グレスハム、ビルデング、バス イングホルストリート	火災人命	二 九二

一八三四	ムチエル	キングストリート、チープサイド三十九番地	人命	二一〇
一八四七	ムチエルプロバイデントアルリヤンス	アルビランプレス、ブラックファリエル二番地	疾病、人命、給與金	二九
一八二二	ナシヨナル(アイラン)	キングウイリヤムストリート八十六番地	火災、人命、給與金	二、一〇、二
一六九七	ナシヨナルデルトマヒース	テールドゼーリー		
一八七〇	ナシヨナルホンダ	フハインスベアリースクエル三十三番地	人命給與金ノ請合	二、一六、一〇
一八六五	ナシヨナルガンディン	ヲツクスホウルドストリート四千八百四番地	人命	二八
一八五四	ナシヨナルインダストリエル	ニウブリツジストリート二十九番地	人命	
一八三〇	ナシヨナルライフソサイチ	キングウイリヤムストリート二番地	人命	二、一〇、四
一八三五	ナシヨナルプロバイデント	グラスチャウチストリート四十八番地	人命	二、一〇、二
一八五四	ナシヨナルプロバインシエル	ロウドゲットヒル六十六番地		
一八三七	ナシヨナルレボルシヨナリ	ヲールドプロウドストリート六十三番地	相續	

一八四五	ニゼルンラド	ナイシヨレイレニー三十一番地	火災	二、一〇、二
一八七三	ニウアマカプル	プロウムスバリー、スクエル六番地	人命	
一八四五	ニウヨルク	チープサイド七十六番地	人命ノ給與金	一、一〇、二
一八六二	ノルスアメリカ	ロンバルドストリート三十五番地	人命	二、一〇、二
一八〇九	ノルスブリチスエンドマルカントイル	スレイドニツドルストリート六十一番地	火災人命及給與金	二、九、一〇
一八三六	ノルゼルン	ムールゲツトストリート一番地	火災及人命	二、八、〇
一八五六	ノルウイチエンドロンドン	同町四十九番地		
一八〇八	ノルウイチユニラン	フレイトストリート五十番地	人命	二八
一八五九	ヲシヤンマリニー	ヲールドプロウド、ストリート二番地		
一八七二	ヲシヤン、レルウエーエング ドゼニラルトラベルイナング	マンシヨンハウスビルデング		
一八六四	パアル	シチーロウド三十九番地	人命及資本	二、八、一〇

一七九七	ペリカン	ロンバルドストリート	人命	二、一〇、四
一七八二	ホウニツク	同町十九番地	火災	
一八五二	ブレイトグラスインシュラ ンス	リムストリート五十三番地		
一八七〇	ボウシイチープ	レッドホルドスクエル五十三番 地	人命	二、一六、一〇
一八六六	ボウストヲヒース	マルチンスレイブランド	人命給與金	
一八七三	プロウヒタ	グラスチャルチストリート五十 三番地	火災、海上、地代及資本	
一八五三	プロチツクトール	キングストリート、チープサイ ト三十四番地	給與金	二 八 三
一八五二	プロバインシエル	クインビクトリヤストリート八 番地	人命	二一〇、七
一八〇六	プロバイデント	レゼントストリート五十番地	人命	二一〇 二
一八四〇	プロバイデントクラルク	ムールゲットストリート十五番 地	人命	二 六 四
一八七三	プロバイデント	ニウブリツジストリート十七番 地	火災	

一八四八	プロバイデントタール	ルウドゲツトヒル六十二番地	人命	二 九 六
一八五七	クイン	グラスチャウチストリート	火災、人命、給與金	二 九 四
一八七四	レールウエアクシデント ムチエル	バアトリー四十二番地	鐵道不虞	
一八四九	レールウエアバアセイジル	コロンヒル六十四番地	鐵道及普通ノ不虞	
一八四〇	レルレインス	キングウイリヤムストリート 七十一番地	人命	二 九 四
一八二三	レボルシヨナリーイントス ト	キングアルムスヤルド十七番地		
一八〇六	ルツク	ニウブリツジストリート十五番 地		
一八四五	ロヤール	ロンバルドストリート	火災人命及給與金	二 九 九
一七二〇	ロヤールエキスチャンヂア シユレンス	ロヤールエキスチャウジ	火災、人命、給與及航海	二 二 七
一八四〇	ロヤールホルメル	ノルホルクストリート、ストラ ンド三番地		
一八六四	シヨアトル	フハインスバリープレイスウ ス十三番地	人命	二 二 九

一八二六	スコチツスアミカブル	スレードニツドルストリート一 番地	火災、人命、及給與金	二 九 一
一八六六	スコチツスココンメルシエル	ワイルドブロードストリート八 十二番地	命	二 二 九
一八三一	スコチスエクイテール	キングウイリヤムストリート 六十九番地	家畜	
一八七二	スコチスフハメルスライフ ストウク	マアクレニー六十六番地	火災	
一八六六	スコチスライフ	コルンヒール七十九番地	火災人命及給與金	二 九 三
一八六五	スコチスインベリエル	キングウイリヤムストリート 二番地	同	二 九 〇
一八四一	スコチスナシヨナル	キングウイリヤム三番地	人命及給與金	二 一 六
一八四五	スコチスプロバイデント	同町十八番地	火災人命及給與金	二 八 一
一八五二	同	カンノルストリート九十二番地	火災及人命	二、一、 九
一八二四	スコチスユニラン	コルンヒール三十七番地	人命	二、一、 九
一八一五	スコチスウイドウフーインド	同町二十八番地	人命	

一八七〇	セキウリチー	マンションハウスビルデング	同	二 九 四
一八四五	ソペレジン	セントゼイムストリート四十八 番地	火災	
一八七〇	スタフアルドシイル	カンノルストリート一百六番地	火災	
一八二五	スタンダルド	キングウイリヤムストリー ト八十二番地	人命	二 一 〇
一八四三	スタアル	ムールゲツトストリート四十八 番地	人命給與金及裏書	二 八 九
一七一〇	サン	スレードニツドルストリート	火災	
一八一〇	サン	同町	人命	二 九 二
一八六〇	ゼイムスエンドメルシー	ロヤルエキスタンジビルデン グ一番地	海上	
一八七〇	ゼイト	同町二番並三番地	海上	
	トランセツトレンチツク	マシヨンハウスビルデング	火災	
一七十四	ユニラン	コルンヒル	火災人命	二、一〇、 六

第一編 一般資料 佐藤茂一譯 保険要書

一八六六	ユナイテッドキングダム	フハインズバアリースクエル二百七十番地	人命	二八二
一八四〇	ユナイテッドキングダム ンベレンスエンド子ニラル	アデーレイドブレース、ロンドンブリッジ一番地	人命	二八一〇
一八三四	ユニベルセル	キングウイリヤムストリート一番地	人命	二、八、一〇
一八七〇	ユニベルセル	プリンスバアリーブレイス二十番地	火災	
一八五九	ユニベルセルマリーニ	コルンヒル三十五番地	海上	
一八二五	ユニベルシーチー	バアルマアル二十五番地	人命	二、一〇、九
一八六〇	ビクトリーヤ	フレートストリート四十九番地		
一八〇七	ウイストロフイングランド	ニウブリッジストリート二十番地	火災及人命	二、一、三
一八六三	スイストルンカウンチース エンドロンドン	同町二十一番地	人命	二、七、二
一六三六	ウイストミニストル ゼニラール	キングストリート、コウベント ガルデル二十八番地	人命及給與金	二、八、一〇
一七十七	ウイストミニストル	同町二十七番地	火災	

一八五五	ワシントン	ムールデットストリート三十七番地	人命	二八〇
------	-------	------------------	----	-----

(三) 各種ノ人命保險法ノ説明

人命保險ノ緊要ナルヲハ前章ニ於テ既ニ之ヲ論シ盡シタリ因テ更ニ轉シテ各種ノ人命保險法ヲ論シ又タ其諸表ヲ擧ゲントス今此編ニ掲グル諸表ハ甚タ精密ナル保險料等ヲ示スモノニ非ラスト雖モ方今盛大ナル二三ノ保險會社ノ法則ニ據リタル者ナルカ故ニ其示ス所ノ金高ハ大抵過不及無キモノトス(若シ夫レ各社ノ體裁ハ各異同アリ故ニ其實際ノ細密ヲ知ラント欲スル者ハ該社或ハ其理事者ニ就テ之ヲ面談スルニ非ラサレバ盡ス能ハス)然レモ保險會社ノ發起人ノ爲メニ其目的ヲ達スルニ必用ナル保險料ノ預算ヲ示スニ於テハ充分ナルベシ

第一表ハ保險ヲ托スル者死セシ時利益金ヲ附セザル若干ノ金高受取方ヲ約スル爲メニ其ノ年齢ニ隨テ一年毎ニ或ハ半年毎ニ納ム可キ保險料ヲ示ス

第二表ハ總ヘテ第一表ニ異ナラスト雖モ只タ利益金ヲ附スルモノヲ示ス

第三表ハ初メ五ヶ年相續キ保險料ヲ納メシ者ハ爾後若干ノ利息ヲ會社ヨリ渡スヘキ保險料ヲ示ス

第四表ハ金子借用或ハ暫時ノ企ニ保險證書ノ有用ナルヲ示ス

第五表ハ被保險者死セシ時受ク可キ金高ヲ約スル爲メニ其年齢ニ隨テ若干ノ年限中ニ納ム可キ保險料ヲ示ス

第六表ニ掲グルハ屢々實際ニ行ハル、モノニシテ被保險者約束ノ年齢以前ニ死セハ其時ニ於テ得可キ金高ヲ約スル爲メニ年々納ム可キ保險料ヲ示ス然リ而シテ若シ其人約束ノ年齢ニ達シ死セサルキハ約束シタル金高ハ保險證書ノ所有主ニ歸スルモノトス故ニ保險ノ目的ハ左ノ二個ニ分ツヘシ

第二類總 說

- 第一 若干ノ年限中尋常ノ生命請合ヲ受ク可シ
 - 第二 死後ノ扶助及ヒ榮養ニ供ス可キ金高ヲ受ク可シ
 - 第七表ハ取極メタル年齢ニ達シタル時ニ限り會社ヨリ受クベキ金高ヲ約スル爲メニ納ムル保險料ヲ示ス
 - 第八表ハ二人ノ商會中一人死亡スル時或ハ其加入シタル資本ヲ引去ル時ノ如キ格別ノ不慮ニ備フル爲メニ保險會社ノ緊要ナルコトアリ何トナレハ他ノ一人ヲシテ死者ノ約束シタル金高ヲ會社ヨリ申受テ此ノ如キノ不慮ヲ免レシム可キガ故ナリ且又タ此法ハ必ラスシモ二人ニ限ラス幾人ノ會社ニモ適用セラル、コトヲ示ス
 - 第九表ハ甲乙二人ノ組合中、後レテ死スルモノニ會社ヨリ拂ヒ渡スヘキ金高ヲ約スル爲メニ納ムベキ保險料ヲ示ス
 - 第十表ハ甲乙二人ノ中若シ甲ナル者長生シ乙ナル者ノ死スルキニ於テ會社ヨリ申受可キ金高ヲ約スル爲メニ納ム可キ保險料ヲ示ス
 - 第十一表ハ親戚ナク他ニ金圓ヲ用ウル所無ク身後所持ノ金圓ヲ人ニ遺スベキ望ナキ人ノ保險ニ倍徒ノ利益金ヲ與フル爲メニ納ム可キ保險料ヲ示ス○此法ハ此ノ如キ者ノ爲メニ其身代ニ適シタル快樂ヲ容易ニ受クベキコト更ニ他法ノ能ク及ブ所ニ非ラス
 - 第十二表ハ甲乙二人アリ若シ甲長生スル時ハ乙ノ死後一ケ年間十磅ヲ甲ニ約スル爲メニ甲ノ生涯中會社ヘ納ム可キ保險料ヲ示ス
 - 第十三表ハ或ル年齢ノ小兒丁年ニ至テ申受ク可キ金高ヲ約ス爲メニ納ム可キ保險料ヲ示ス
- (四) 各種ノ人命保險表
- 第一表

利益金ノ配當(該保險會社ノ株主及被保險者ノ間ニ配當スルモノヲ云フ)無ク一百磅ヲ約スル爲メニ生涯年々納ム可キ保險料

滿年齢	毎 年	半 季 毎 二	滿 年 齡	期 毎 半	半 季 毎 二
十 五	一 磅 九 志 七 邊	〇 一 志 五 邊	四 十 五	三 磅 六 志 四 邊	一 磅 一 志 四 邊
二 十	一 一 志 三 七 邊	〇 一 志 七 四 邊	五 十	三 一 志 九 八 邊	二 一 志 一 〇 邊
二 十 五	一 一 志 七 八 邊	〇 一 志 九 五 邊	五 十 五	四 一 志 七 五 邊	二 一 志 〇 二 邊
三 十	二 一 志 二 六 八 邊	一 一 志 一 一 一 邊	六 十	六 一 志 一 六 六 邊	三 一 志 二 〇 九 邊
三 十 五	二 二 志 八 六 六 邊	一 一 志 五 〇 〇 邊	六 十 五	七 一 志 四 一 八 邊	四 一 志 〇 二 二 邊
四 十	二 二 志 六 三 三 邊	一 一 志 九 〇 〇 邊			

例ハ年齢廿五ノ人毎年ナラハ一磅、十七志八邊若シ半季宛ナラハ十九志五邊宛會社ヘ納レハ一百磅ヲ約定スヘシ

○ 第二表

利益金ノ配當アル一百磅ヲ約ス爲メニ生涯納ム可キ年々ノ保險料

滿 年 齡	毎 年	半 季 宛	滿 年 齡	毎 年	半 季 宛
十 五	一 磅 一 志 二 八 邊	〇 磅 一 志 六 九 邊	二 十	一 磅 一 志 一 邊	〇 磅 一 志 〇 邊

第二類 總 說

二十五	二二六	一一〇	四十五	三一七	一一九一〇
三十	二九二	一一三	五十	四一四	二八四
三十五	二六八	一一一	五十六	五一九	三一六
四十	三六六	一一四	六十	七四十一	三一九五

例ハ二十五歳ノ人一百磅ノ請合及ヒ會社ノ利益金ノ配當トフ合セ得ル爲メニ毎年ナラハ二磅二志六邊若シ毎半季ナラハ一磅一志十邊ヲ納ムベキモノナリ

第三表

初メ五年間納メタル年々ノ割合金高

年 齡	初メ五年間納ム可キ金高ノ割合	五年以後納ム可キ金高ノ割合	年 齡	初メ五年間納ム可キ金高ノ割合	五年以後納ム可キ金高ノ割合
二十	一〇志一邊	一一七志六邊	三十	一一志三邊	三志一邊
二十三	一一志一邊	一二〇志五邊	三十三	一一志五邊	三志七邊
二十六	一二志三邊	一二三志八邊	三十六	一二志八邊	三志九邊
二十九	一三志五邊	一二七志五邊	三十九	一二志八邊	四志一四邊
三十二	一四志七邊	一三一志七邊	四十二	一三志一八邊	四志一四邊
三十五	一五志九邊	一三五志八邊	四十五	一三志二〇邊	四志一四邊

例ハ利益金ノ配當ナキ一百磅或ハ一百磅以上ヲ會社ト約束スル爲メニ三十二年ノ人ハ其生命保險料トシテ初五年間毎年百毎ニ一磅七志五邊ヲ納メ爾後ハ毎年百毎ニ二磅一志七邊ヲ納ム可キモノトス

第四表

短期保險 被保險者若シ約束年中ニ物故スル時ニ於テ利益金ノ配當ナク一百磅ヲ約束スル爲メニ納ム可キ保險料

年 齡	一 年	三 年	五 年	七 年	十 年
二〇	一〇志三邊	一一志〇邊	一一志九邊	一二志六邊	一三志八邊
二五	一四志三邊	一六志〇邊	一七志二邊	一七志八邊	一八志四邊
三〇	一六志六邊	一八志二邊	一九志七邊	二〇志六邊	二一志一〇邊
三五	一八志四邊	二〇志八邊	二一志九邊	二二志五邊	二三志一〇邊
四〇	二二志五邊	二四志四邊	二五志三邊	二六志二邊	二七志一五邊
四五	二六志八邊	二八志七邊	二九志一三邊	三〇志一五邊	三一志一六邊
五〇	三一志五邊	三三志九邊	三五志一七邊	三六志一八邊	三七志一八邊

例ハ滿二十五年ニナル人初年一磅四志三邊ヲ納メテ死スルトモ或ハ三ケ年間一磅四志九邊宛納メテ死スルトモ或ハ毎年幾許ノ金ヲ納メテ多年ノ後死亡スルトモ會社ヨリ一百磅ヲ請クベキモノナリ

第五表

第一編 一般資料 佐藤茂一譯 保險要書

納ム可シ

○第九表

甲乙兩人相合シテ保險ヲ受ケ甲乙中一人後ニ死スル時利益金ノ配當無ク一百磅ヲ約束スル爲メニ納ム可キ保險料

満年 年齢	年々ノ保險料	満年 年齢	年々ノ保險料	満年 年齢	年々ノ保險料
一五	〇一七二	六	一〇九	一五	一〇五
一四	〇一八	七	一一三	一四	一〇〇
一三	〇一八	八	一二三	一三	九五
一二	〇一八	九	一三三	一二	九〇
一一	〇一八	一〇	一四三	一一	八五
一〇	〇一八	一一	一五三	一〇	八〇
九	〇一八	一二	一六三	九	七五
八	〇一八	一三	一七三	八	七〇
七	〇一八	一四	一八三	七	六五
六	〇一八	一五	一九三	六	六〇
五	〇一八	一六	二〇三	五	五五
四	〇一八	一七	二一三	四	五〇
三	〇一八	一八	二二三	三	四五
二	〇一八	一九	二三三	二	四〇
一	〇一八	二〇	二四三	一	三五
〇	〇一八	二一	二五三	〇	三〇

例ハ乙ノ死亡スル時ニ於テ一百磅ヲ約束スル爲メニ毎年一磅八志三邊拂フ可シ

○第十表

甲ノ乙ニ先ツテ死スル時利益金ノ配當ナク一百磅ヲ約束スル爲メニ年々納ム可キ保險料

四	五	六	七	八	九	一〇	一〇	一〇	一〇
八	七	六	五	四	三	二	一	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
三	三	二	二	二	二	二	二	二	二
五	二	一	一	一	一	一	一	一	一
一	〇	一	三	八	四	九	九	九	九
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
八	七	六	五	四	三	二	一	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
四	四	三	三	三	三	三	三	三	三
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	六	九	七	九	九	九	九	九	九
一	九	九	七	九	九	九	九	九	九
六	五	六	六	六	六	六	六	六	六
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
八	七	六	五	四	三	二	一	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
六	六	五	五	四	四	四	四	四	四
一	〇	八	一	一	一	一	一	一	一
九	〇	七	七	七	七	七	七	七	七
〇	七	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

甲乙ノ年齢	年々ノ保險料	甲乙ノ年齢	年々ノ保險料
二〇	一磅七志七邊	三	一磅九志七邊
三〇	一磅五志四邊	四	一磅六志一七邊
四〇	一磅三志三邊	五	一磅四志一七邊

ラスシテ數度ニ納メント欲スルモノハ四磅十八志十一邊宛毎年納ム可シ然レモ返濟ノ規則ニ由ラント欲スルモノハ五磅三志六邊宛毎年納ム可シ返濟ノ規則トハ則チ其子供何時死スルモ無利息ニテ其納金ヲ會社ヨリ返濟スルコトヲ云フ凡テ右諸表ハ以テ一家ノ生活上ニ於テ起ル事變ニ付テ尋常ノ保險ヲ受ケント欲スル人ノ望ヲ滿スニ足ルベシ抑モ人間ノ此世ニ處スル時情ニ隨テ千變萬化ス可キ者ナレハ世界旅行ノ免狀ヲ得サル可カラス而シテ被保險者モ亦タ此ノ如キ場合ニ必ス遭遇ス可シ故ニ其旅行ノ免狀ヲ得テ歐洲ノ一部分或ハ他邦ニ向ツテ旅行スル便宜ヲ欠ク可カラス此ノ如キ場合ニ於テ尋常保險料ノ外更ニ百ニ付キ五志ヲ拂フ可シ而シテ此ノ如キ定規ノ保險料ノ外ニ小許ノ増金ヲ拂フ者ハ歐羅巴ヨリ他洲ニ向ツテ旅行或ハ移住ス可キ免狀ヲ會社ヨリ附與ス可シ故ニ被保險者此ノ如キ場合ニ逢フキ必ラズ預カシメ書面ニテ之レヲ會社ニ通告シ増金ヲ納メ旅行或ハ移住ノ免狀ヲ受ク可シ

(五) 利益金附

凡ソ保險會社ハ各自固有ノ體裁アルモノナレバ其保險規則ニ於テ亦タ是非得失利害便否アルハ固ヨリ互ニ相免カレサル所ナリ然リト雖モ是レ余輩ノ敢テ臆測輕斷スベキニアラス且又タ余輩ノ任ニ非ラサル可シ故ニ今其一例ヲ舉ケテ以テ之ヲ示サン曰ハク或保險會社ハ保險證書ヲ有スル者ニ會社ノ利益金ヲ配當スルコト無クシテ之レニ換ユルニ保險料ノ減額ヲ以セリ此法ハ寧ロ之ヲ例外ト看做ス可シ何トナレハ方今ノ會社中十二八九ハ次ノ三類中ニ於テ被保險人ノ最モ利益多シト認メ撰ブ所ニ任セリ (第一) 保險料ノ額ヲ増加ス (第二) 相當ノ保險料ヲ中受ク (第三) 保險料ヲ減少ス蓋シ第一ハ利益金ヲ配當スルカ爲メニ保險料ヲ高スルモノナリ第三ハ正シク之ニ反對シ利益金ヲ配當セサルカ爲メニ其保險料ヲ低クスルモノナリ而シテ第二ハ第一第三ノ其中庸ヲ取りタルモノナリ請フ保險ヲ受ケント欲スル者此ノ三ツ者ヲ擇ベ

(六) 人命保險料ノ納日

保險料ノ納日ハ通例之ヲ三十日間ト定ム此ノ三十日間ニ納ムルモノハ假令ヒ期限中ニ於テ死亡スルトモ其保險證書ハ依然トシテ有効ナル可シ

(七) 保險證書ノ書換

保險料ノ拂ヒ込ハ何時ニ限ラス其人ノ意ニ隨ツテ之ヲ中途ニ廢止スルコトヲ得ベシ然レモ廢止シタル後三ヶ月間ノ中ニアツテ其人強壯舊ニ減セサルキハ其保險證書ハ容易ナル約束ニ由ツテ復タ書替ヘラル、コトヲ得テ以前ト同一ナル効アルモノト成ル可シ

(八) 被保險人ノ利益ニ關係スルコト

凡ソ保險證書ノ裏面ニ於テハ被保險人モシ自殺或ハ私闘又ハ刑罰ニ由ツテ死スルキハ其保險證書ハ効無キモノト成ル可シトノケ條ヲ書入レ置クベシ然レモ如此ノ場合ニ當ツテ能ク巨細ノ情實ヲ會社ニ報告シ苟モ取ル可キ所アレハ大概ノ會社ハ其人ノ爲メニ保險ノ利益ヲ全ク失ハサル様ニ好ク其情實ヲ酌量シ便宜ニ依テ處置ヲ施スベシ

(九) 人命保險證書ヲ會社ニ買戻ス

被保險人ノ時情ニ依ツテ保險ヲ受クルコトヲ中止セント欲セハ該會社ハ公平無私ノ約束ヲ以テ此證書ヲ買戻ス可シ而シテ尋常生涯ノ生命保險證書ヲ該會社ニ引取ルキハ通例納メシ保險料ノ金額ノ三分一ヲ以テスルヲ一般ノ法トス

(十) 拂濟ノ保險證書

或會社ニ於テハ終身ノ生命保險證書ヲ出シ其保險料ハ若干回ニ約定ヲ以テ之ヲ分納セシム此ノ如キ場合ニ於テハ其請合金ノ比例ニ從ツテ保險料拂濟ノ證書ヲ與フ而シテ拂濟ミタル保險料ノ數ハ何時ニテモ事故出來シテ被保險人ノ保險

料ヲ納續スル能ハサルニ至リテ其全數ヲ戻ス可シ然レモ許可ヲ得タル土地ノ外ニ住居ス可カラス

(十一) 人命保險證書ノ抵當

生命保險證書ヲ抵當トシテ金ヲ該社ニ借ラント欲スル者アル時ハ此證書ヲ引取買戻ス時ノ如ク大抵此證書ニ付キ既ニ納メタル保險料ノ三分一ノ金高ヲ貸シ與フ可シ○此金高ノ借受人タルモノハ抵當ノ取扱手續料少許ヲ出ス可シ而シテ此手續料ノ多少ハ會社ニ由ツテ隨意ニ定ム可シ

(十二) 保險證書讓與ノ

凡ソ保險證書ヲ他ニ讓與スル時ハ其委細ヲ認メ之ヲ該會社ニ報告ス可シ該會社ハ之ヲ受ケ之ヲ其ノ帳簿ニ記寫ス可シ(筆役料ノ有無ハ社ニ依テ異同アリ)而シテ此往復ノ掛タル委員ハ證書讓與ノ報告ヲ慥カニ社ノ帳簿ニ記載シタルヤ否ヲ檢ス可シ

(十三) 婚嫁シタル婦人ノ財産法

婚嫁シタル婦人ノ財産法ハ乃チ一千八百七十年國會ニ於テ公認セラレタル新法中ノ一ナリ曰ク夫ニ屬ス可キ保險證書ハ夫ノ所有タルベシ婦ノ保險證書ハ婦ニ屬ス可シ子ノ保險證書ハ子ニ屬ス可シ故ニ婦ノ保險證書ハ假令ヒ其夫巨多ノ借財アリモ婦ノ保險證書ヲ奪フコトヲ得ス飽ク迄モ婦ノ所有權内ニ屬スルモノトス婦ノ生命保險證書モ亦此ノ如ク其所有ノ權ハ獨リ婦人ニ屬スルモノニシテ其夫及其夫ノ債主ハ毫モ之レニ關涉スルコトヲ得ズ是レ其權理無キヲ以ナリ

(十四) 人命保險會社ノ稅

人命保險會社ハ其保險ヲ受クル人民ヨリ相當ノ保險料ヲ申受クベシ之ヲ名ケテ該社ノ收入金ト云フ而シテ此收入金高

ノ中ヨリ相當ノ稅ヲ該會社ヨリ政府ノ稅則ニ從テ上納セサル可カラス然レモ此稅ノ上納ハ必竟人民ノ出ス所ニシテ該會社ハ之ヲ取續スルノ道理ナリ

(十五) 人命保險實施ノ方法

各種ノ保險ノ行ヒ得ベキ所以ハ既ニ之ヲ論シ盡セリ故ニ今ヨリ論旨ヲ改メ人命保險法ニ就テ意見ヲ陳スルハ亦タ無用ノ辯ニ非ラサルベシ○抑モ人命保險ノ事務ヲ知り之ヲ實踐親施セント欲スル人ノ殊更注目ス可キコトハ乃チ該會社ト相互ニ密接シテ須臾モ離ル可カラサル次ノ三項ノ事ナリ第一安寧無事、第二人間ノ貴重ナル名譽、第三保險事務章程是ナリ○安寧無事ハ最モ緊要ナルモノ故極メテ鞏固ナラサルヘカラス何トナレハ保險ヲ受クル者一人其安寧鞏固ヲ知ツテ之ヲ頌美セバ千萬人亦タ從ツテ此ノ如シ而シテ其安寧鞏固ナラサルモノハ之レニ反ス
安寧名譽ノ二者ハ其貴重ナル固ヨリ優劣ヲ判シ難シ安寧無キノ名譽ハ獨其功ヲ奏スル能ハス名譽無キノ安寧モ亦タ然リ是以テ名譽安寧ハ必ラス相須テ而シテ後用ヲ成シ並馳セテ功ヲ顯ハスモノニシテ其關係甚ダ密接シテ分離ス可カラズ然リト雖モ實際ノ事ハ最詳ニセズンバアルヘカラス會社ノ役員ハ毎年交代アリト雖モ會社ノ事務ハ始終變スベカラズ故ニ會社ハ幸ヒニ聲價ヲ博シタリト雖モ是レヲ以テ満足スヘカラス若シ一朝其事務ヲ取扱フコト疎漏ナルトハ忽チ衆人ノ惡評ヲ招キ其社ノ損害トナリ甚シケレハ顛覆ノ患ヲ免カレズ豈之ヲ慎ミ且恐レサル可ケン乎哉
安寧名譽ノ外尙要用ナルケ條アリ諸會社ハ同等ノ地位ヲ占ムト雖モ其互ニ一得一失アルヲ免レサル者ハ人或ハ之ヲ誤ツテ名譽安寧ヨリ影響スル者ト看做サン然レモ其一得一失ハ會社ノ事務取扱ノ當否何如ニ職トシテ是レ由ル又會社ノ外見ト内實ト大ニ相反スルコトアリ外見ヲ以テ内實ヲ判スベカラス外見ノ美ナル者ハ其内實亦タ美ナル乎外見ノ美ナラサル者ハ其内部亦タ美ナラサル乎是レ未タ必シモ盡ク此ノ如クナラサルナリ故ニ苟モ會社ノ盛大ヲ望マハ其外面而已

ヲ獨美ニスヘカラス特ニ其内實ヲ美ニセスンバアル可カラサルナリ若シ然ラズシテ其社ノ隆盛ヲ期スト雖氏豈ニ得易カル可ケン乎

保險ヲ請ハントスル者ハ先ヅ之ヲ依頼セント欲スル會社ヲ取極メ次キニ該會社ヨリ草案及雛形ヲ受ク可シ(是ノ草案及雛形ハ何レモ皆無料タルヘシ)且又生命保險上ニ須要ナル醫員ノ俸給、捺印及ヒ臨時ノ諸入費ハ固ヨリ該會社ノ擔當スベキ所タリコノ故ニ被保險人ハ唯保險料ヲ拂フノミニシテ毫モ其他ヲ顧ルニ及ハサルナリ○此草案ニ於テ其納ム可キ保險料ノ各割合ヲ示ス表ヲ含ム可シ而シテ其人ノ年齢ハ確實無妄ニシテ該會社ノ之ニ對シテ盡スベキ義務ヲ明記セル式ヲ要ス以上諸件ハ即チ會社ト被保險人トノ間ニ於テ成ル契約ノ基本タル可キモノナレハ之ヲ忽カセニス可カラズ然レモ右ノ問題ハ決シテ人ヲ驚駭スベキ程ノ難事ニ非ラス至簡至易ニシテ單ニ被保險人ノ宿所、姓名、職業、生地、誕辰、(保險證書面ノ金高ノ要求乃チ保險料ヲ會社ニ納ムル前ニ於テ被保險人ノ年齢ヲ取調ルコトハ最モ緊要ナルカ故ニ成ル可キ丈ケハ保險證書ヲ附與スル前ニ於テ誕辰ヲ取調齊頓ス可シ此如スル所以ハ被保險人ノ萬一死亡セシ後ニ於テ其代理人ヲシテ無益ノ困難ト多少ノ不便ヲ省キ去ランメンガ爲ナリ)及本人平生ノ健康強弱ト又其ノ短折疾病等ニ罹ル可キ事情ヲ熟知シタル親友或ハ知己二人ノ姓名ヲ被保險人ニ問ヒ正ス可シ

以上ノ諸件相濟ミ然ル後ニ會社ハ被保險人タラントスル者ニ約シテ某日某時該社附屬ノ醫員ノ前ニ至リ診斷ヲ受ケヨト告ク可シ若シ内國人タレハ其土地ノ確實ナル醫師ノ診斷書ヲ出サシメテ可ナリ此體格檢査終ツテ次ニ既ニ會社ト前ニ言合セタル諸事皆承認スルヤ否ヲ談判シ終ニ其保險證書ヲ直ニ會社ヨリ授ケ同時ニ其保險料ヲ納メシム故ニ保險料ト證書ハ引替ニスベシ於是始メテ會社ト被保險人トノ間ニ保險ノ契約全ク確成スルモノトス而シテ會社ハ之ヲ其附屬醫員ニ報告ス可シ

(十六) 人命保險ニ付キ約束ス可キ條

第一條 凡ソ保險ノ契約後ニ於テ約條通ノ保險料ヲ納メサル者ノ保險證書ハ效無キモノタル可シ○然レモ保險料ノ納方ヲ怠テ後三ヶ月間ニ能ク之ヲ納メ其體格ハ依然トシテ前ニ異ナル所無ケレバ舊法ニ依テ之ト契約シ其保險高ニ應シタル多少ノ料料ヲ出サシメ而後其保險證書ハ之ヲ書換エ再ビ有效ノモノト成ル可シ

第二條 凡ソ生命保險證書ヲ有シテ其保險ヲ受クル者ハ海員ヲ除クノ外ハ南北緯三十三度以內ニ散在セル諸國ハ無論回歸線以南、喜望峰、那太耳、等ノ殖民地ニ向ツテ旅行或ハ移住スルコトヲ得ベシ且ツ地球上何ノ地タルヲ問ハス尋常ノ航海線路ニ由ツテ開行スルハ妨ケ無カル可シ

第三條 凡ソ其生命保險ヲ受ル者ハ(回歸線以南ノ濠洲、喜望峰、ノ殖民地及ヒ那太耳ニ向ツテ行旅居住スル者或ハ地球上尋常ノ航海線ニ從ツテ來往スルモノヲ除キ)該會社ノ書記或ハ社長ノ認可狀無クシテ南北緯各三十三度以內ニ行旅スル時或ハ如此ノ地ニ行旅スルコトヲ許可セラレタル者ニ非ラスシテ涉々漫々タル大海ニ覆没シテ魚鼈ノ腹中ニ葬レタル時ハ其人ノ生命保險證書ハ無効ノ廢物タル可シ

第四條 凡ソ生命保險ヲ受ル者會社ノ書記或ハ其社長ノ認可狀無クシテ縱マニ兵事ニ干涉シ或ハ他國ノ爭亂ニ赴ク時ハ固ヨリ其住居スベキ區域外タルヲ以テ之ヲ論シ其保險證書ハ無効ノ廢物タルベシ

第五條 凡ソ第四條ノ如キ場合ニ會遇シテ其心跡ハ實ニ之ヲ避ケント欲スレモ實際其時ニ臨ンテ萬々不得已ノ情理アリ其ノ認可狀ヲ受クルニ違アラザル者ハ其情理始末ヲ委ク會社ノ社長ニ通申シ社長之ヲ實ニ尤ナリト認承スル時ハ特別ノ規則ニ從ヒテ保險料ノ割増ヲ出サシメ於是其ノ保險證書ハ復タ有効ノ物ト看做スベシ

第六條 凡ソ生命保險ヲ受クル者發狂スルト發狂セサルトヲ問ハス私闘ト刑戮トヲ論ゼズ自ラ死ヲ致ス者ハ其保險證

書ノ效ヲ失フベシ然レモ疾病薄命ニ由ツテ死スル者或ハ他人ヨリ故ナクシテ打殺サレタル者ハ決シテ其保險證書ノ效ヲ失ハサルベシ

第七條 凡ソ軍人海員ノ生命保險ヲ受ル者ハ割増ノ保險料ヲ納メシムベシ如此人ノ爲メニ會社ノ社長ハ格別ノ保險料ヲ取極ムル十分ノ權利ヲ有スベシ

第八條 凡保險ヲ受ケテ危篤ノ病ニ罹リ若シ會社ヨリ求ムル所アレバ誓ヲ立テ盟約書ヲ作り社長之レヲ認メテ是トスヘキ報道ヲ缺クベカラズ而シテ死スル時其ノ納ム可キ保險料ハ死亡届ノ後會社ニ因ツテ一ヶ月乃至六ヶ月間ノ猶豫ヲ與フ

第九條 生命保險會社ノ印判或ハ該社ノ書記或ハ理事者ノ記名コレ無キ保險料ノ請取書ハ悉皆無効ノ廢物タルヘシ

(十七) 給與金

此章ニ於テハ第十一表及ヒ給與金ノ買入レニ關シテ此ノ買入ヲ爲スニ最モ便且速ナルヲ欲セバ如何ス可キ歟ヲ講究セントス夫レ是ノ給與金ヲ買度キ者ハ其由ヲ書面ニ記シ此書付ニ其年齡ノ證書ヲ添エテ之ヲ會社ニ致スベシ○如此ノ場合ニ於テハ固ヨリ醫員ノ診斷ヲ要セス唯其誕辰ノ證據及ヒ以前ノ人ト同斷ノ報告ヲ爲スノ外更ニ用無シ但其報告ハ今度保險ヲ受ル人ノ誕辰證據ト前ノ人ト同様タルヲ知ラシムルモノトス
會社ヨリ給與金ヲ被保險人ニ渡ス前ニ於テ會社ヨリ其書付ヲ被保險者ニ遞送ス可シ被保險者此書付ヲ持參シテ其給與金拂渡ノ日或ハ次ノ日ニ於テ同區内ノ僧ヲ立會トシ且ツ其ノ存命ナルヲ記シタル證書ヲ得ルヲ要ス而シテ此證書ハ如何ニシテ其給與金拂方ノ指示ヲ表スル爲メニ會社ニ致ス可キモノナリ爰ニ至リ初テ給與金ハ次ノ拂日ヲ以テ渡サル可シ

(十八) 人命保險證書ニ付キ會社ニ要求スヘキ

人命保險ノ記事ハ前章ニ於テ既ニ之レヲ説盡セリ故ニ是レヨリ被保險人ノ不幸ニシテ死亡シタル時ニ當テ保險證書面ノ如ク履行ス可キ方法ニ付キ一二ノ辨ヲ費ヤサントス
死者ノ代理人ハ其死亡届ヲ會社ニ爲ス可シ尤モ其死亡届中ニハ保險證書ノ番號ヲ記入ス可シ此ノ届書ハ甚タ緊要ナルモノナリ會社ハ即チ之レヲ被保險人ノ臨終ニ立會ハシタル醫員ニ附シ其保險ヲ完全ニスベキ書付ヲ彼レニ與フ可シ而シテ死者ノ知己ハ社員ト相會シ條約書ニ從ツテ葬式ヲ營マシム可シ而シテ保險ノ金高ハ會社ヨリ之ヲ給ス可シ遺言ノ證ヲ爲シ約定シタル金高ノ拂ヲ終ル可キ書付ヲ作り被保險人ハ證書面ノ金高ヲ受ク可シ會社モ亦タ證書面ノ金高ヲ拂ヒ天下ノ望ニ負カサル可シ然レモ此ノ如キ會社ヨリ拂ヒタル金圓ヲ浪リニ費用スルハ實ニ此上モナキ愚ト謂ツ可シ
余ノ是ニ至ル迄力ヲ盡シテ論辨シ來リタル所ハ固ヨリ眞面目ノ實事實事ニシテ唯讀者ノ注意ヲ引起サンガ爲メナレハ彼ノ有名ナル亞刺比亞夜話(書名)ノ如ク甚タ人ノ耳ヲ驚カシ人ノ目ヲ悅ハシム可キモノニ非ラス醫家ノ套語ニ云ハク父母ノ遺言アリト雖モ其讓受ク可キ遺物無キハ其遺書ヲ讀ムト恰モ父母ノ病中ニ費シタル一文錢ニタモ直ラズト又タ商人ノ套語ニ云ク千金ノ貸金ヲ有スト雖モ借主ノ破産ニ遇ヒシトキハ其貸金ヲ計算スルトモ無益ナリト其レ然リ豈ニ其レ然ランヤ少シク意ヲ用ヒル者忽チ其ノ事實ノ大ニ異ナル所ヲ知ラン君見ズヤ彼ノ議院ノ浩濬綜錯ナル律法ヲ講究スル者其律法中若シ人ノ産業ヲ破ルヘキ條有ラハ更ニ十分ノ觀察ヲ費スヲ惜マス抑モ此ノ如キ實際ノ著書ヲ世人ガ最モ愉快ナル論文ノ一部トシテ見做サマルモノハ何ゾヤ嗚呼參泥氏ノ著名ナル婚姻論ハ參泥氏ノ人ニ非ラズンバ十分ノ味ヲ覺エサルベシ蓋シ實際ノ事ヲ記載シタル文字ハ假令ヒ極メテ拙陋ナリト雖モ其功ハ至大ニシテ彼ノ奇且妙ヲ擅マニスル稗史小説等ノ能ク企及フ所ニ非ラザルナリ知ラス是書ヲ熟讀玩味スル者余ガ言ヲ以テ信トスルヤ否

○火災保險ノ部

火災保險ハ就中通邑大都ノ如キ人家稠密貨物輻湊ノ地ニ於テ一日モ忽カセニス可カラザル一大急務タルヤ恰モ火ヲ親ルガ如ク更ニ説明ヲ下スハ無益ノ贅言ニ屬ス然レモ滔々タル天下ノ人皆盡ク賢智ニ非ラスシテ之ヲ誤認輕視スルモノ蓋シ一ニシテ而シテ足ラズ是レ常人ノ淺見唯眼前錐刀ノ小利ハ能ク之ヲ見ルト雖モ將來無窮ノ大益ヲ計畫スルヲ能ハサルノ弊ナレバ之ヲ不得已ニ附シテ不問ニ措クベカラズ何トナレハ如此無智ノ謬說妄想ヲシテ世間ニ存在セムルハ今日ノミナラス後世ニ至ルマデ不窮ノ大利益ヲ與フベキ此ノ火災保險ニ多少ノ障礙ヲ生シ公衆ノ迷惑トナランコ必然ノ勢ナリ故ニカヲ極メテ冥頑ヲ提醒シ愚癡ヲ警戒セシムアル可ラズ然レモ其謬誤妄想ハ英國ニ於テハ幸ニ曾テ龍動ノ大疫流行シテ數千萬人ノ生靈ヲ鬼籍ニ入ラシメテ未ダ餘毒ノ撲滅ニ歸セサル翌年然カモ前代未聞ノ大火ニテ全府ノ大半ヲ焦爛烏有ニ歸セシメタルガ故ニ火災保險ノ果シテ大急務タルコトヲ普ク世人ノ腦底ニ深ク感セシメシヤ神通力ヲ用ヒ魔術ヲ假ツテ之ヲ誘導シタルガ如キ狀アリタリ蓋シ常人ハ理勢ヲ未だ察シ難ク鬼焰ヲ未形ニ避ル能ハスト雖モ一朝之ヲ實際ニ目撃親視セハ其勢マタ恐懼心ヲ起シ惴々焉トシテ薄氷ヲ涉リ虎尾ヲ履ムカ如ク前後ヲ失ジ賢智ノ長計大策ヲ初メテ了會シ偏ヘニ此ニ依頼心ヲ表スルニ至ルモノ也

此ノ大災後該府ノ倫頓會社及ヒ諸般ノ商法社會ハ盡ク所謂驚慌ニ罹リ火ノ茲ニ熄ミタルカ如ク其慘憺ナル得テ名狀スベカラザルノ衰微ヲ露ハスニ至レリ此時新任ノ議員某氏ノ建言ニ曰ヘラク此ノ大火ハ倫頓府民ヲシテ火災保險事務ノ必要ナルコトヲ會得セシム可シト幾何クモ無クシテ此言果シテ實踐セラル、所トハ爲リタリ而シテ倫頓會社ハ裁判所ヨリ申渡ヲ受ケ取リシ時ニ至ル迄テハ依然トシテ其保險事務ヲ負擔セリ而シテ府民ハ何故ニ此ノ會社ガ其事

務ヲ斯ク廢止セサル歟ヲ知ラントセリ此時倫頓會社ハ裁判官ヲシテ領會セシムベキ辨明ヲ爲ス能ハス於是カ府下ノ火災保險ハ一般廢止セラレタリキ抑モ火災保險法ハ歐洲大陸ヨリ英國ニ輸入シ來ル一朝一夕ニ非ラス是ヨリ先キ既ニ此法ヲ實際ニ施行セシコト「アンゾニー、ガンザア、ヴラン、ブルデンバアルク」侯ニ勸ムル者アリ然レモ此侯ハ頗ル謬見ヲ懷キ火災保險ノ事タル天意ニ反シテ人爲ノ事業ヲ立ルヲ以テ天ヲ恐レサルニ異ナル無シト思惟セリ而シテ天ニ戻トルハ罪道ル可カラスト此侯ノ意見ニ雷同セシ人民ハ當時實ニ苦笑スベキノ不幸ニ陥リ確實ノ火災保險會社無キノ故ヲ以テ家屋市街ヲ燒失シ積倉百穀ヲ烏有ニ附シ商品ヲ一炬ニ滅シタルコト幾許ナルヲ知ラズ此ノ如キ時ニ當ツテ皆此ノ補救ヲ得サルカ故ニ東西南北窮困ニ苦シ難艱ニ泣カサルモノ鮮シ是レ火災保險ノ確實ナルモノヲ設ケザルノ致ス所ナリ

然レモ幸ニ吾儕ハ斯ノ如キ矇昧ノ世ニ生レスシテ文明ノ今日ニ際會セルヲ以テ一物ノ保險ヲ托ス可カラサルモノ無キヲ得ルハ天ノ賜ト謂ツ可シ

(十九) 各種ノ火災保險

火災保險會社ハ人民ニ對シテ其ノ家屋、製造品、財産ヨリ生スル收入金、家具、物品、及ヒ商品、耕作用ノ屋舎、港内或ハ修船所ニ碇泊スル船舶或ハ製造中ノ船舶等ノ火災ニ由ツテ生スル損害ヲ請合フ可シ

(二十) 建物ノ通常ノ火災保險料

英國ニ於テ建物ノ通常ノ火災保險料ハ(或ル場合ヲ除キ)大抵左ノ如シ

- 普通ノ火災保險 百磅ニ就キ 一志 六邊
- 危難ニ涉ル火災保險 百磅ニ就キ 二志 六邊

一層危難ニ涉ル火災保險

百磅ニ就キ

四志 六邊

(廿一) 特別ノ火災保險

特別ノ火災保險ノ部ニ屬スヘキモノハ危險ノ恐レ多キ製造場、粉穀車場、化學工場、砂糖製造所ニシテ如此キ種類ハ尋常一様ノ火災保險ヨリモ更ニ一層危險ナルヲ以テ其保險料ハ別格ニシテ實際危險ノ度ニ從ヒ事情ヲ斟酌シテ價ヲ定ムベシ

(廿二) 家財ノ通常保險

瓦石ノ建築ニシテ其屋根モマタ瓦石ヲ以テ蔽ヘル尋常私有ノ家屋ニ於テ一般ノ家具ハ(磁器、硝石、圖書、寶玉等ヨリ家中ニ備置ク可キ什器、麻布、衣類、等ニ至ルマデ危險ノ多少ハアレモ皆此家具中ニ包藏ス方今其保險料大抵一百磅ニ付キニ志ニ下落セリ即チ左表ノ如シ

- 一百五十磅ニ付 三志
- 二百磅ニ付 四志
- 二百五十磅ニ付 五志
- 五百磅ニ付 十志
- 一千磅ニ付 廿志
- 五千磅ニ付 百志

其他推シテ知ルベシ而シテ中間ノ奇數(例ヘハ一百五十磅ヨリ多ク二百磅ヨリ少キ金高)モ同様ノ割合タルベシ然レモ火災保險金高繼カニ一百磅ナルカ或ハ一百磅以下ナレハ火災保險會社ニ依テ之ニ最小ノ割合ト看做シテ三志ノ保險

料ヲ要スル所アリ

(廿三) 家財ノ特別保險

家具保險ノ金額ハ巨萬ニ登ルカ或ハ前章ニ於ルカ如ク諸物品ヲ一團ニ保險シ難キ性質ノ物品ハ巨額ノ出費ヲ避ケンガ爲メニ物ノ種類ヲ區別シテ各種類ニ相當ノ火災保險料ヲ附スベシ其大略左ノ如シ

- 一 什器、麻布、衣裳、金屬ノ延板、出版書、酒類、及飲料ノ總テ私用ニ屬スルモノ 何磅
- 一 磁器、硝子、鏡、陶器ノ保險料 何磅
- 一 出版書籍、油繪、繪圖(目錄表題工人ノ名、及ヒ各自ノ價直ヲ記ス)ノ保險料 何磅
- 一 懷中時計、八角時計、寶玉、寶石、玩物、賞牌、奇物、及ヒ雕刻物ノ保險料 何磅
- 一 樂器、算術器械、物理器械ノ保險料 何磅

(廿四) 厩ノ火災保險

厩ノ火災保險ハ左ノ如シ

馬ヲ入置ク房屋及ヒ車ヲ入置ク屋舎ハ(重屋ニ建繼キタルト重屋ノ内ニ在ルトヲ問ハス)其ノ建築シタル物料、屋根ヲ葺キタル物料及ヒ其ノ位置ノ如何ニ因ツテ其火災保險料ハ何磅ト定ムベシ

(廿五) 馬ノ火災保險

馬ノ火災保險ニ屬ス可キモノハ馬、馬具、車、厩ノ道具、飼料ニシテ其ノ火災保險料ハ一匹ニ付キ何磅ヨリ超過セサルベシ

(廿六) 尋常商品ノ火災保險

尋常ノ商買品ニ係ル火災保險ハ其式如左

家具ノ火災保險 何磅

但シ此保險ハ家具ノ尋常保險ノ條ニ論セシカ如ク家具ノ種類ヲ區別シテ各相當ノ保險料ヲ各種ノ金高ニ應シテ附スベシ時宜ニ依テハ家具ノ特別保險ニ於ケルカ如ク明細ニシテ保險ヲ約定スベシ

(廿七) 商産

一 商賣ノ資本及ヒ商賣上ノ器物 勝手向ノ小道ノ火災保險料 何磅

一 商賣ノ家具 家中ノ雜作及ヒ諸道具ヲ云フ 商賣ニ用ユル粧飾物(板硝子ヲ除ク)火災保險料 何磅

一 板硝子及ヒ店頭飾付ノ硝子類ノ火災保險料 何磅

一 間屋或ハ元方ヨリ引受ケ賣捌クベキ商品被保險者ノ責任ニ屬スルモノ、火災保險料 何磅

一 厩等ノ火災保險料 何磅

一 馬、荷車、馬具、厩ノ道具、飼料等(一馬ニ付キ何磅以下タルベシ)火災保險料 何磅

(廿八) 農産

農産ノ火災保險ハ其保險料ヲ平均資本金高ノ五分ト 百圓ニ付キ五圓ノ割合ヲ云フ 定ムベシ而シテ此ノ火災保險ニ主トシテ約定スベキ條ハ左ノ如シ

一 無生活物ニ屬スル農産(穀物等ノ收納ヲ含マズ) 田野ノ房屋及ヒ小舎 穀物ヲ刈リテ假リニ入レ置ク所ヲ云フ 火災保險料 何磅

一 百般ノ農具火災保險料 何磅

但シ穀物ノ穂ヲ打落ス爲メニ使用スル蒸氣器械ヲ除ク

一 生活物ニ屬スル農産火災保險料 何磅

但シ四十磅以下ノ價直アル一動物ヲ損セザル時ニ限り四十磅以上ナレハ此ノ場合ニ入ル可カラズ

一 馬ノ火災保險料 何磅

但シ四十磅以上ノ價直アル一馬ヲ損セザル時ノ場合ニノミ限ル可シ

但シ馬ノ火災保險ハ唯一頭ニノミ限ラス都合ニ依テ(被保險者ノ)幾何頭ニ至ルトモ之ヲ保險ス可シ若シ此ノ幾何頭ノ馬不幸ニシテ火災ニ罹リ損失スルハ一頭ニ付キ各六十磅迄ノ價銀ヲ保險會社ヨリ被保險人ニ拂フ可シ而ルニ此ノ如キ損失ノ場合ニ於テ馬ハ生活物ニ屬スル資本タリト雖モ本文ニ掲ケタル一般ノ動物火災保險内ニハ入ラサル可シ若シ又六十磅以上ニシテ馬ヲ保險シ或ハ四十磅以上ニシテ馬ヨリ他ノ動物(羊、山羊、驢馬)ヲ保險スルコトヲ要求セラルル時ニ於テハ馬ト佗ノ動物トハ種類ニ從ツテ別記スベシ而シテ其ノ火災保險ハ各自ノ金高ニ因ツテ保險料ヲ定ルコト別々タル可シ

但シ各種ノ穀物ノ火災ヲ保險スル時ハ先ツ各種ノ穀物ニ其金高ヲ別々ニ定ムルコト要用ナリ然ラスンハ混雜ノ憂ヲ免レ難シ

一 田野ニ在ツテ未タ取り入レザル穀物ノ火災保險料(刈取タル儘カ或ハ束子タルモノ) 何磅

右總高金 何磅

但シ凡ソ火災保險ハ鐵道線ヨリ六十「ヤルド」(一「ヤルド」ハ凡ソ我カ三尺)以内ノ距離ノ地ニ在ル物ハ一切之ヲ保護セサルヲ以テ規則トス而シテ或ル製造場カ又ハ或製造場ニ附屬シタル建物ヲ距ルコト六十「ヤルト」以内ナル時モ前ト同様タルベシ是レ一般普通ノ規則ナリ

一 火災ノ損失ニ付キ誤解ヲ避ケンメンガ爲ニハ從來實行シタル約條ノ結果ヲ保險人ニ注意熟知セシメントヲ要ス其約條トハ火災保險會社ノ現今一般ニ採用スルモノニシテ凡農産ノ火災保險ノケ條中ノ一ナリ而シテ其條目ハ左ニ列記スルガ如シ

一 耕作ヨリ生シタル物産ニ保險セラル、金高ハ他ノ物品商品等ノ手數ノ少シ掛ルモノノ火災ニ保險セラレタル價直ノ高ノ四分ノ三ヨリ減少セラル可シ(農産ト他ノ物品ヲ各々別ニ保險スルモ或ハ此ノ二物一結ニ保險スルモ本文ノ比例ニ從フ)然ル時ニハ火災保險會社ヨリ被保險人ニ對シテ拂フベキ金高ハ火災ノ節ニ生シタル損失ノ多少ニ隨テ其ノ割合ヲ定ム可ク而シテ全所有物金高ヲ定メタノ總金高ニ保險會社ヨリ拂フベキモノハ損失ニ屬シタル金高ニ因ルベシノ火災ハ厄介多キ物ナルガ故ニ他ノ物品ト同格ヲ以テ保險スベト雖モ農産ハ然ラズ其價四百圓ナレバ唯三百圓ヲ以テ保險スルノ意カラズ他ノ物品ハ四百圓ノ價アレバ四百圓ノ保險ヲ爲スベシナリ單言セバ農産ハ厄介丈ケ價ヲ減シテ保險會社ニテ請合トス

是ノ約條ノ目的ハ則チ農産ノ價ノ四分ノ三以下ニシテ農産ノ物ノ火災保險ヲ儲ニスルニ在リ何トナレハ此約條ニ依レハ農産ノ價ヲ減少シタルノ故ヲ以テ其保險スベキ金高ハ他ノ物品ト同様ニ成リタレバナリ故ニ收納後直チニ鑑定シテ取極メタル農産ノ金額ノ價ノ四分ニシテ然ラサレハ被保險人ハ火災ノ場合ニ依テ生シタル損失ヲ比例シタル一部分ノミ補償ヲ得ルニ過キサル可シ實際ノ事跡ニ就テ之ヲ徵スルニ火災ノ頻數ノ場合ニ於テハ金額ノ小數ノミ保險セラレタリ而シテ資産ノ火災ニ遭遇スルモ多ク分散セルモノ故ニ其ノ損失モ寧ニ資産ノ幾百分ニ過キズト思ハル然レモ此法ニ遵ヒタル火災保險會社ハ數年間農産ノ火災保險ヲ爲シテ常ニ損ヲ受ケタリ是以テ火災保險ヲ充分ニシ利益ヲ得ン爲メニハ必要ナル疑問ノケ條アリシ也

此ケ條ノ效果ハ左ノ如キモノナル可シ曰ハク今假リニ保險セラレタル金額ハ三百磅ニシテ火災ノ時ニ於テ農産ノ全體ノ價ハ四百磅ナリト定メン然ル時ハ會社ト被保險人トノ間ニ成立セル約束ハ遂ケサル可シ何トナレハ保險セラレタル金高ハ農産ノ價直ノ四分ノ三タルガ故ナリ然リト雖モ保險セラレタル金高ハ前ノ如ク三百磅ニシテ農産ノ價直ハ六百磅ナル時ニ於テハ右ノ約束ハ速カニ遂グルヲ得ン何トナレハ保險ノ金高ハ資産ノ全額ノ價ノ四分ノ三ヨリ尠程減少シタルガ故ナリ是以テ保險會社ノ被保險人ニ對シテ拂フ可キ所ハ只損失シタル物品ノ全額ノ半額タルナリ且ツ保險ノ金高ハ總テ物品ノ全價ニ應シタル損失ノ割合ナルモノ故ニ其半額即チ三百磅トナルモ或ハ此ヨリ一層減少スルモ敢テ妨ケナキナリ

是故ニ農者ハ既ニ收納後ニ於テ直チニ其物産ヲ可成丈ケ高價ヲ以テ保險セラレントヲ欲ス可シ是レ農者ノ爲メニハ都合宜キモ其ノ約條ヲ遂ル可シ能ハサル可シ而シテ必ラス物産總金高ノ四分ノ三ヨリ減少スヘカラス

(廿九) 格別之事

建物ハ各其ノ種類ニ從ツテ金高ヲ別々ニ記載セサル可カラズ而シテ他ノ建物ニ附屬セザル建物ハ其種類ニ因ツテ其金高ヲ別々ニ記載セサル可カラズ

建物アリ其前面後面ハ皆煉瓦ニシテ四壁モ亦同質ノ煉瓦ヲ以テ成ルモノハ之ヲ磚石造ト記スベシ若シ前面後面及四壁ノ内材木塗土壁ノ處アレバ磚及木造ト記ス可シ而シテ若シ木材ノミヲ以テ造レル建物ナレハ木造ト記ス可キナリ普通ノ火爐ノ外更ニ火熱ヲ要スル片ハ煖室爐ストーブ或ハ他ノ火熱ヲ生スル裝置シカケヲ使用スルコトアル可シ如此場合ニ於テハ之ヲ特別ニ記載スルコト甚緊要ナリトス

(三十) 火災保險料ノ減價

若シ火災保險ヲ依頼セラレタル財産ハ或ル危險ナル商賣ノ難ニ罹リ近ツキ易キ片ハ之ヲ特書スルハ最モ肝要ナリトス

火災保險料ハ一年分ヲ納ルヲ以テ通例トス然レモ數年分ヲ前納スルモ可ナリ然ルモ其割引ヲ爲スベシ故ニ一年分ヲ拂フ者ヨリハ稍々低價ヲ以テ同様ノ保險ヲ受ルヲ得可シ例ヘバ通例ノ拂ナレハ六百磅ヲ以テ六年間ノ保險ヲ受ク可シト雖モ前拂ニセハ六百磅ヲ以テ七年間ノ保險ヲ受ルヲ得可シ故ニ前拂ノ法ニ從ヘハ同一ノ金高ヲ以テ一年間ノ保險ヲ多ク受クベキノミナラス許多ノ煩勞及ヒ雜費等ヲ省去スルノ便利アル可シ

(卅一) 火災保險證書ノ移動

茲ニ甲乙二個ノ火災保險會社アリ甲社ノ保險ヲ受ル者事故アツテ他ニ轉居シ乙社ノ保險ヲ受ケント欲セハ甲社ノ添書ヲ受ケテ其保險證書ヲ乙社ニ出ス可シ而シテ手数料等ハ一錢モ拂フニ及ハス但シ年々ノ保險料ハ無論爾後乙社ニ納メサル可カラス

(卅二) 電火ヨリ生スル損害

電火ヨリ生スル損害ハ火災保險ヲ受ケタル建物ノ只電火ノ爲メニ延燒スル所ノ損失ニ限ル故ニ電火ヨリ他ノ原因ヲ以テ損壞スルモノ即チ土藏等ノ内ニテ自ラ蒸燒トナリタルモノハ會社ノ關スル所ニ非ラス

(卅三) 瓦斯ヨリ生ズル損害

瓦斯ノ爆發ヨリ生ズル損害ハ若シ瓦斯ノ仕事ヲ爲サザル建物内ニ起ル時ハ其損害ヲ會社ヨリ補償ス可シ

(卅四) 家賃ノ損失

火災ヨリ生シタル家賃ノ損失ヲ保險シタルルキハ必ラス一年内ニ於テ其家屋建物ヲ新築シテ之ガ保險ヲ卒ル可シ

(卅五) 検査

凡ソ保險スヘキ物件上ニ於テ若シ危險ノ恐アル可シト認メタルルキ保險會社ハ必ラス速カニ之ガ精密ナル検査ヲ爲サ、

ルヘカラス之ヲ検査セントスルニハ相應ノ智識經驗ヲ具ヘテ其ノ任ニ堪ニベキ人物ヲ擇ラヒ之カ委員ト爲シ充分ノ検査ヲ施行スルコトヲ要ス而シテ其費用及委員ノ給料等ハ會社ノ負擔タル可シ

(卅六) 保險料ノ納日

保險料ハ會社ノ規則ニ從ツテ然ルヘキ一定ノ時日ヲ以テ之ヲ納メシムベシ若シ實際不得止ノ事故アツテ其期ニ納ムルコト能ハサル者アランニ於テハ其者ノ願ニ依ツテ該日ヨリ後更ニ十五日間ノ猶豫ヲ與フルコトアルベシ而シテ此十五日間ニ起リタル損失ハ無論保險會社ノ責任ニ屬ス可キモノトス

(卅七) 暫時ノ保險法

暫時ノ火災保險ハ短期ノ危險保護ヲ屢々要スルモノナルガ故ニ如此ノ保險ハ尋常ノ保險料ノ比例ニ從ハズ更ニ之ニ準シタル相當ノ保險料ヲ取極メテ之ヲ申受クベキモノナリ

(卅八) 保險證書ノ裏書

被保險人ノ轉居其他火災保險ニ關シ變更アラン時ニ於テハ必ラス每次其ノ保險會社ニ報知スヘシ而シテ會社ノ役員ハ其報知次第ニ必ラス之ヲ失念ナク保險證書ノ裏面ニ於テ規則通りニ記載セシムハアルヘカラス然リ而シテ火災ノ危險ノ増加スル時ニ非レハ該會社ニ於テ更ニ其出金ヲ要求スルコトナカルヘシ

(卅九) 保險ス可カラサル物件

證文、契約書、爲替手形、貸借證券、金銀紙幣、抵當物、勘定書及ヒ彈丸硝藥ノ類ハ一切其保險ヲ約定ス可カラサルモノトス

(四十) 請求セラレタル拂金

保險シタル物件上ニ損失ノ起ル時ハ其ノ證ニ憑ツテ直チニ會社ヨリ其ノ請求ノ金高ヲ拂ヒ渡シ毫モ遲疑スヘカラズ而シテ無論其ノ手数料或ハ利息ヲ取ル間敷キ事ナリ

(四十一) 火災保險ニ就キ約束スベキ條

我輩ハ今通常火災保險證書ニ裏書スル所ノ約束ノ條ヲ竝ニ掲出セントス

第一條

凡ソ火災保險ノ約束ヲ爲スベキ財產ニ於テ著シキ誤記又ハ保險ヲ受クヘキ財產ヲ包有セル建物ニ就テ大ナル謬書及ヒ其實ヲ記載スルニ錯誤并ニ遺漏アランニ於テハ此ノ如キ不正ノ物件ヲ會社ハ決シテ保險スルヲ無カルヘシ

第二條

會社ノ保險シタル物件ニ於テ或ル危險アリト該社ノ既ニ了知シタル後ニ於テモシモ其危險ヲ非常ニ増加スベキ事業ヲ保險シタル財產ニ加フルカ或ハ物件ヲ藏シ置クモノトシテ記載シタル建物又ハ場所ヨリ外カニ該物件ヲ運搬スル時ハ被保險者ノ姦田タル明々白々タルヲ以テ該物件ニ關シタル保險證書ハ其效ヲ失ヒ保險會社ハ決シテ其責ニ任セサルベキモノナリ

第三條

火災保險會社ハ明カニ申出サル高價貴重ノ物件ハ敢テ之ヲ保險スベカラス然レモ之ニ反シテ若シモ明白ニ之ヲ申出ル者ニ於テハ輒之ガ保險ヲ肯ジ許スベシ即チ

磁器、玻璃、玻璃鏡、寶石、懷中時計、八角時計、玩物（指環ノ類）賞牌、珍奇ノ物品、法帖、草稿、印書圖畫、彫刻、樂器及ヒ算術測量ノ道具、致知格物ノ諸器械、模型、雛形等ノ類ハ一々特別ニ火災保險ノ證書面上ニ於

テ明記スルニ非ラスンバ保險ヲ得ヘカラズ

又證券、契約書、爲換手形、貸借證券、金銀紙幣、抵當物、印章、勘定書及ビ彈丸硝藥モ亦同斷ナリ又タ敵國外患内訌爭亂ノ爲メニ生スル損害モ亦タ前ト同斷ナリ若シ又タ保險シタル物件自然ニ發熱シテ其カ爲メニ起ル損失モ同斷ナリ○家屋中ノ瓦斯ノ爆發ノ爲メニ該家屋或ハ其内ニ包藏セル物件ノ損害ノ外右爆發ニ由テ直接ニ起ル損害モ同斷ナリ

第四條

火災保險ノ證書ハ保險ヲ受ケタル物件ニ關シ無効ニ歸スヘキコトアリ即チ被保險者ノ情願或ハ法ニ遵ハスシテ該物件猥リニ他人ノ掌中ニ落ルモノ是ナリ然レモ若シ其事故ヲ保險會社ニ於テ其證書ニ裏書シ會社ノ簿冊上ニモ登記シアリテ證書ノ所有主タルヲ判然無疑モノハ決シテ之ヲ無効ノ保險證券トハ看做サス必ラス充分ノ權利ヲ有スルモノトス

第五條

火災保險ヲ受ケタル物件ニ若シ損失ノ起ルコトアランニハ被保險者ヨリ直チニ書面ヲ以テ其損失ノ大小輕重及ヒ其外詳細ニ保險會社ニ申越スハ甚タ緊要ナリトス而シテ假令ヒ都合ト場合ニ依テ其時直チニ書面ヲ出ス能ハスシテ無據遲延スルニモセヨ其時ヨリ後十五日間迄ニ右ノ損失ニ就キ最モ實際ニ適合セル計算見込高ヲ保險會社ニ差出シ又タ火災ノ時ニ於テ毀損シタル物件及ヒ燒失等ノ雜物ハ其代價ノ計算表ヲ製シ其ノ確證或ハ確證タルヲ得ヘキ事件並ヒニ其ノ説明書ト共ニ相添エテ之ヲ保險會社ニ送附スベシ而シテ若シモ右ニ就キ謬誤或ハ不當ノ事アリト認メ之ヲ證議シテ果シテ之アル時ニ於テハ其被保險者ノ損失ノ爲メ要求スル所ハ一切之ヲ取用ヒサル可キナリ然リト雖モ若シ其ノ差出シタル計算憑據及ヒ説明ハ前者ニ反シ眞實無妄ニシテ實直ノモノナル時ニ於テハ其者ノ請求スル金圓ハ遲

緩ナク會社ヨリ之ヲ請求者ニ渡シ與フルヲ法トス

第六條

若シ被保險者ノ請求スル所ニ於テ幾分カ姦曲ヲ含ミ或ハ其差出シタル證據ニ於テ幾分カ詐僞狡黠ノ説明アル乎或ハ其者自身一己ノ便宜私慾ヲ營マンガ爲メ故意ニ放火シテ損害ヲ起シタルヲ既ニ明白ナランニ於テハ如此不都合ノ申立ニ依テ請求スル所ヲ保險會社ハ一切聞入レサルノミナラス其ノ得ヘキ保險ノ利益ヲ合併セテ悉皆沒取スヘシ

第七條

凡ソ何物タルヲ問ハス保險會社ノ保險シタルモノニシテ火災毀損ニ罹リタル物件アツテ其ノ損失ハ該會社ヨリ之ヲ無論補還スベキノ義務責任アリト認メタル時被保險者ノ爲メニ其ノ損失ヲ補償スルニ金ヲ以テセズシテ其ノ損失ヲ受ケタル物品ト同種類ニシテ同一ナル物ヲ以テ之ヲ補償スルヲ得ベシ然リ而シテ若シ此ノ火災毀損ノ患ニ罹ル物ヲシテ亦タ既ニ別ノ保險會社ノ保險ヲ受ケルモノタラシメンニ於テハ此ノ損失ヲ該會社ガ敢テ全ク補償スルノ責任無キカ故ニ必ラスヤ他ノ保險會社即チ此ノ損失ニ於テ保險ノ關係アル會社ト協議商量ノ上各自其會社丈ケノ義務ヲ限リテ之ヲ盡スベシ

第八條

會社ノ保險ヲ受ケタル建物又或ハ其内部ニ包有セル貨物火災ノ爲メニ毀壞損失スルハ被保險者ハ其ノ損失ノ補償ヲ該保險會社ニ向ツテ要求スルニ充分ノ權理ヲ有スルモノナレハ保險會社ハ如此ノ場合ニ於テ被保險者ノ要求ヲ受ケ嚴密ニ之ヲ調査ヲ爲シテ更ニ不都合ノ事件無クシテ全ク至當ノモノ也ト認ムルハ定約ノ期限中ニ於テ其ノ建物或ハ其ノ内ニ包有セシ貨物ヲ補還シテ原ノ如クニスベシ

第九條

該保險會社ニ於テ保險シタル物品ハ亦タ同時ニ他ノ保險會社ノ保險ヲ受ケルコトアリ此ノ如キノ場合ニ於テ此ノ物品ニ若シモ火災ノ爲メニ損失ノ起ル時ハ該會社ノ盡クスヘキ義務ハ固ヨリ之ヲ實施スルト雖モ該會社ノ義務外ニ屬スルモノハ敢テ一切之カ責ニ任セサルベシ尤モ該會社ト被保險者トノ間ニハ一定シタル約條モ之レアルコトナレバ此ノ條約ニ基ツキ該社ハ該社ノ引受クベキ物品ノミヲ保護スベク他ノ保險會社ハ亦タ其ノ受合ヒタル丈ケノ保險ヲ爲スモノトス故ニ此ノ如キ物件ノ損失ハ兩社相合シテ其ノ被保險者ノ受ケタル損失ノ全額ヲ補償スヘキモノトスベシ

第十條

此ニ記スルモノト同一ノ財産或ハ他ノ財産ト共ニ他ノ會社ニ約スル保險ハ被保險者本人或ハ他人ニ於テ取結ブモ平均同一ノ方法ニ依ルベシ而シテ前ニ豫カシメ記シタルカ如ク該會社ノ分界責任ヲ堅固ナラシムル爲メニ總テ平均ニ關スル此約東ハ宜ク參考スヘキモノナリ

第十一條

火災ヨリ生スル損失ノ大小多寡ニ關シ或ハ火災保險會社ト被保險者トノ契約シタル條ヲ果タスト果タサ、ルトニ由ツテ保險會社ト被保險者トノ間ニ於テ往々不都合ノ起リテ爭論ノ基トナリ紛議ヲ醸スコト少カラス斯ル時ニ於テハ雙方ヨリ各其平生信任ヲ置ク所ノモノ一名宛ヲ擇ラミ之ヲ其紛議取調委員又ハ仲裁委員ト爲シ以テ其事ノ理非曲直ヲ正シ毫釐モ自他ノ權利義務ヲ犯カシ或ハ之ヲ托グルヲ得サラシムベシ此ノ双方ヨリ差出シタル委員ノ以テ議定スル所ハ保險會社モ被保險者モ之ニ違背スルコトヲ得ス必ラス之レニ遵從スベキモノトス然リ而シテ此ノ紛議ノ爲メニ生スル雜費ハ悉皆該委員ノ實際報道スル所ニ因ツテ取計ラヒ之ヲ支給スルニ於テ双方トモ同一ノ出金ヲ爲シ互

ニ差違アル可カラス
第十二條

火災保險證書ハ毫釐モ保險規則ニ違背セサルトキハ固ヨリ充分ノ効ヲ有スルモノ也ト雖モ之レニ反シテ保險規則ニ違背スルコトアレバ全ク其ノ効ヲ消滅スベシ斯ル時ニ於テ保險會社ヘ被保險者ヨリ納メタル保險料ノ金額ハ盡ク之レヲ没入シテ保險會社ノ所有ニ歸ス可シ

變難保險ノ部

(四十二) 變難保險ノ要

廣且大ナル天地ノ活劇場ニ演スル人事ハ吉凶相因リ禍福相從ヒ其ノ隆替盛衰ハ千變萬化固ヨリ際限底極アルコト無シ故ニ苟モ人類ニ生レ此ノ劇場ニ在ルモノハ必ラス不慮ノ難アリ上下貴賤貧富ノ別ナク誰レカ能ク此ノ範圍ヲ脱スルモノアラン然ラハ則チ人々之ヲ避ルノ法ヲ豫カシメ講究セシテ可ナラン乎哉而シテ其之ヲ討求スルヤ大金ヲ擁シ巨資ヲ有スル者ノ損害ヲ免レント欲シテ焦心苦慮百方其法ヲ求ムルカ如クセスンハアル可ラサルナリ

然リト雖モ人世ノ事苟モ金銀貨幣無クシテ成シ得ベカラス故ニ不慮ノ難ヲ免レントスルニハ亦先ツ金錢ヲ要セザルヲ得ス人タル者金錢ヲ獲ルニ自ラ道アリ或ハ力ヲ勞シ或ハ心ヲ勞シテ後得ルモノトス然レモ力ヲ勞シ心ヲ勞スルニハ必ラス健全無病ノ時ニ非サレハ能ハス故ニ一旦不幸ニシテ疾病ニ罹リ事故ニ遭遇スルキハ力ヲ勞シ心ヲ勞セント欲スルモ得ヘカラス如此ナル時ハ膏ニ金錢ヲ正經ニ得ベカラサルノミニ非ラス必ラス又平昔ニ收入貯蓄シタル金錢ヲモ費シ盡スヲ免レズ夫レ新ラニ金錢ヲ獲ル能ハス貯金ヲ費ヤシ盡サバ何ヲ以テ衣食ヲ給シ家屋ヲ獻セン將タ何ヲ以テ父母妻子ヲシテ生ヲ全フセシメン此ノ時ニ當ツテモシ預カシメ堤防無クンバ艱難困苦ノ中ニ陥リ復タ如何トモスルコト能ハサ

ルヤ疑ヒ無シ是レ人々無事ナル時ニ務メテ勤儉ヲ主トシ不慮ノ災難ヲ免レンカ爲メニ保險法ニ依頼セスンハアル可カラサル所以ナリ

抑モ人々ヲシテ自ラ此法ニ從ハシムヘキ理アリ火災保險ハ火災ノ時ニ當リ慘毒ノ患ニ罹レル被保險者ヲシテ直チニ其ノ産業ヲ恢復スルノ便ヲ得セシムルヲ以テ大ニ公衆ヲ勸メ火災保險ノ益ヲ知ラシメ人命保險モ亦被保險者ヲシテ老年ニ至リ力ヲ勞セスシテ衣食住ノ費用ヲ得セシムルヲ以テ能ク公衆ヲ誘キ其法ニ從ハシムルナリ今此ノ變難保險法モ亦夕前ノ二者ト全ク同論ニシテ不慮ノ災難アルノ時ニ當ツテ人々要スル所ノ費用ヲ容易ニ得セシムヘキガ故ニ公衆ヲ勸メ其法ニ從ハシムヘシト信ス

抑モ變難保險ヲ受ヘキ所以ハ如何ト問フニ此ノ保險ヲ受クルハ心志ノ憂ヲ免カレ身體ノ苦ヲ脱センガ爲メナリト答フルハ大ナル誤解ト云フベシ實ニ變難保險ヲ受クルノ主意ハ唯不時ノ災難ニ依テ職業ニ從事スル能ハス此ニ因ツテ起ル所ノ不幸即チ不慮ノ災難ヲ容易ニ免カレシメント欲スルニ在リト言フベシ

尙ホ變難保險ノ緊要ナルコトヲ知ラシメン爲メニ之ヲ古ニ徵シ今ニ鑒スルニ例ヘバ茲ニ二百萬ノ人民アリトセン此人民ハ年々多少ノ災難ニ依テ傷害損失ヲ受ケサルコトナク其一萬人ハ殺戮ニ依テ即死スベク又其一萬人ハ終身廢人トナルベシ然而シテ其殘數ハ殆ント傷痍ヲ被ムリタル時ヨリ平癒ノ時ニ至ル迄職業ニ從事スルコトヲ得サルベシ此ノ死者廢人及ヒ傷痍者中職業ヲ怠ル者ノ爲メニ要スル所ノ金錢ヲ得セシメント欲セハ變難保險法ニ依ルニ如ク者無ルベシ

變難保險法ニ由レバ人々少許ノ保險料ヲ該保險會社ニ納メ置カハ一朝不慮ノ災難ニ罹ルトキ父母妻子眷族ヲシテ一切衣食住ノ憂ナカラシムヘシ是レ即チ此變難保險ノ主旨トスル所ナリ

變難保險ヲ實行セントスルニハ其ノ保險證書ヲ被保險者ニ與ヘ置キ其證書中ニ記載シタル不慮ノ災難ニ依ツテ死スル

者アラハ速カニ約定ノ金ヲ拂フベク而シテ被保險者死ニ至ラサレモ全ク或ハ少シク瘵人ト爲ルノ間ハ本人ノ納メタル年々ノ保險料ノ多寡ニ從ツテ一週間宛ノ扶持ヲ之ニ給スベシ但シ保險料ハ被保險者ノ身分職業ニ因ツテ變スルモノトス

尋常一樣ノ危險ヲ被ルヘキ職業ノ人ハ不慮ノ諸災難ノ保險ヲ約スル爲メニ毎年納ムベキ保險料ノ割合ハ次表ニ就テ其ノ大概ヲ知ラシム

死去或ハ全瘵疾ノ爲メニハ

保險ノ金高	毎週間ノ支給金	毎年ノ保險料	保險ノ金高	毎週間ノ支給金	毎年ノ保險料
一〇〇磅	〇磅 一二志	〇磅 一五志	六〇〇磅	三磅 一二志	二磅 〇志
二〇〇	一 一四	一 〇	七〇〇	四 四	二 二
三〇〇	一 一六	一 五	八〇〇	四 一六	二 一〇
四〇〇	二 八	一 〇	九〇〇	五 八	二 一五
五〇〇	三 〇	一 五	一〇〇〇	六 〇	三 〇

半瘵疾ノ爲メニハ凡ソ百分ノ二ヲ減スベシ

右ノ表ハ左ノ職業ニ従事スル被保險者ニ適用スヘシ曰ハク

染物屋、競賣師、代言師、書辨、旅商人、齒科醫、地主、農民(農家ノ首長ノミヲ指ス)紳士、旅館(小旅亭ヲ除

ク)ノ主人、道路土地之測量師、製造所長(力役者ヲ除ク)巨商大賈、海陸軍人(戰役ニ關セザル者)音樂師、外科醫、器械ヲ用キザル小商人、公務ヲ捌ク人、時計師等其他非常ノ危險ナキモノ是レナリ是ヲ第一表トス
危險ノ多キ職業ヲ爲ス人ノ爲メニ其死或ハ全瘵疾ノ保險ヲ約スルニ其保險料ノ割合左ノ如シ

保險金高	毎週間ノ支給金高	毎年ノ保險料	保險金高	毎週間ノ支給金高	毎年ノ保險料
一〇〇磅	〇磅 一二志	一磅 二志 六邊	六〇〇磅	三磅 一二志	三磅 〇志 〇邊
二〇〇	一 四	一 〇	七〇〇	四 四	三 七
三〇〇	一 一六	一 七	八〇〇	四 一六	三 一五
四〇〇	二 八	二 五	九〇〇	五 八	四 二
五〇〇	三 〇	二 六	一〇〇〇	六 〇	四 一〇

半瘵疾ノ爲メニハ凡ソ百分ノ二ヲ減スベシ

右ハ第二表ニシテ之レニ適スル被保險者ハ次ノ職業ニ従事スルモノトス即チ

建築師、麵包製造職人、籠ヲ造ル人、鐘ヲ掛クル人、酒類釀造人、屠獸人、船大工、煉瓦ヲ燒ク人、長靴半靴ヲ製造スル工人、指物師、大工、畜類商人、料理人、料理屋ノ主人、砂糖、菓子ヲ製造スル人、牧人、染工、馬醫、獸醫、魚鳥商人、園丁、障子ニ玻璃ヲ嵌メル職人、小銃ヲ製造スル人、家屋ヲ粧飾スル職人、器械師、借小屋ノ番人、鑲鍍ヲ造ル銀冶師、玻璃鏡ヲ造ル人、粉屋、石屋、壁ヲ塗ル職人、鉛ノ鑄物師、印刷工人、官署ノ番人、

停車場ノ長、鞍工、帆工、景色ノ畫工、船舶ヲ吟味スル人、織工、車工等ノ類是ナリ
又格別ノ危険職業ヲ營ム人ニシテ第一第二ノ兩表中ニ屬スヘカラサルモノアリ此ノ如キ人ノ保險ハ格別ノ割合ヲ以
テセサルヲ得ス即チ

屠者、御者、河蒸汽船ノ船將及ビ機關師、器械師、硝子ヲ吹ク工人、監獄人、土藏ヲ造ル職人、橋樑樁桿ノ職人、
木石ヲ取扱フ人、製粉車ヲ造ル大工、巡查、船大工、船銀冶、石炭酸水ノ製造人、電信線ノ架設及ビ修覆ノ職人、
鐵道ノ小役人（機關師、鐵道番人、點火夫、消火夫、荷物扱人、巡查、警部、時計番、門監）等はレナリ

(四十三) 海上變難保險

變難保險證書ハ航客ノ海上變難ニ依ツテ死亡スル時ノ保險ヲ約スル者ナリ然レモ唯一回航海ノ間ニノミ限ルベシ
汽船或ハ一等帆走船ニ一〇〇磅ノ保險ヲ約スル爲メニ納ムヘキ保險料ノ表

取 極	保 險 料
フーストラリヤノ諸港及ニウゼーランド	一〇志邊ヨリ 一五志邊ニ至ル
英領北亞米利加	一〇志邊ヨリ 一五志邊ニ至ル
ブラジル及ビリバブウレイ	一〇志邊ヨリ 一五志邊ニ至ル
喜望峯、マリチウ及ビシロン	一〇志邊ヨリ 一五志邊ニ至ル
東印土及ビ支那	一〇志邊ヨリ 一五志邊ニ至ル
地中海及ヒコンスタンチノウブル	一〇志邊ヨリ 一五志邊ニ至ル

取 極	保 險 料
大平海ノ諸港	一〇志邊ヨリ 一五志邊ニ至ル
合衆國及ヒ西印土	一〇志邊ヨリ 一五志邊ニ至ル
陸路ヨリ印土 支那迄或ハフーストラリヤ迄	一〇志邊ヨリ 一五志邊ニ至ル

但シ右ノ諸表ハ搭船客ノミニ限ルベシ而シテ四時ノ氣候ニ隨ツテ増減シ又タ船載貨物ニ因ツテ異ナル可シ○且ツ此
ノ諸表ハ汽船及ヒ壹等帆走船ノミニ限リテ適用スベク而シテ戰時ノ危険ハ之ヲ保護セサルヘシ

(四十四) 海員

船將助役及賄方ガ海上不慮ノ危険ヨリシテ死亡スルキニ一〇〇磅ヲ約定スベキ保險料ハ左ノ如シ

十二ヶ月ニ付キ	一磅ヨリ一磅十志ニ至ル
六ヶ月ニ付キ	十二志六邊ヨリ十七志六邊ニ至ル

(四十五) 鐵道變難保險

特別ナル鐵道變難保險ハ左ノ個條ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第一條 片道或ハ兩道旅行ノ保險

第二條 一ヶ月ヨリ十二ヶ月迄ノ間定期ノ保險

(甲) 傷害死亡ノ節ニ扶持ヲ與ヘ特別ノ金高ヲ保險スル

(乙) 生命ニ關スル危険ノミヲ保險スル

第三條 五年或ハ十年ノ保險

第四條 終身ノ保險

〔甲〕 壹次ノ拂金ニ依ツテノ保險

死亡ノ節ニ扶持或ハ格別ナル金高ヲ保險スルコト

生命ニ關スル災難ノミヲ保險スルコト

〔乙〕 第一片道或ハ往返兩道ノ保險

片道或ハ往返兩道ノ保險規則ハ殆ンドイギリス、スコットランド、及ピアイルランドノ重ナル鐵道線路ノ停車場ニ施行ス其ノ法ハ即チ議院ノ法令ニ依テ許サレタル保險會社ノ委員方停車場ニ於テ發行スル保險切符ヲ乘客ニ渡シ又ハ之ヲ受取ルコト總テ鐵道乘車切符ト同様タルベシ

保險料	車ノ等位	死亡ノ節ニ與 フヘキ保險高	傷害ノ爲メ全廢疾トナル者ニハ週與ヘキ俸給	傷害ノ爲メ半廢疾トナル者ニハ週與フヘキ俸給
一	三	〇	一	六
二	二	〇	〇	一五
三	一	〇	〇	〇
邊	等	一〇	六	一
	等	〇	〇	〇
	等	〇	〇	〇

歸路或ハ往返兩道ノ保險切符ハ右ニ掲載セル保險料ノ割合ニ比スレハ其ノ倍タルヘシ
片道或ハ往返兩道ノ保險切符ハ鐵道乘車切符ト同質ナリ而シテ其ノ鐵道乘客ノ旅中危險ヲ保護スルヤ唯近接ノ地ノミニ限ラス英國ノ境内ニ在ル鐵道ハ二三線ヲ越ニルモ鐵道切符ヲ受ケタル停車場ヨリ遠見シ得ヘキ乘客ノ危險ハ之ヲ保

護スヘシ然レモ歸路ハ新タニ保險切符ヲ受クベシ然ラスンバ預カジメ歸路或ハ往返ノ旅中保險切符ヲ受ケサルヘカラズ

上等ノ汽車ニ於テハ特別保險切符ヲ發シ乘客六邊士ノ旅中保險料ヲ出サバ五百磅ノ保險ヲ得ヘシ而シテ之レヲ渡スノ法ハ乘客ノ全廢疾タル間每週三磅ノ扶持ヲ與フベシ然レモ半廢人タルノ間ハ每週十五志タルヘシ

下等ノ汽車ニ於テモ亦タ特別保險切符ヲ發行シ危險ノ爲メニ乘客ノ死亡アル時一百磅ノ保險ヲ受ケンハ二邊士ノ保險料ヲ出サシムヘシ而シテ之ヲ渡スノ法ハ乘客ノ旅中危險ニ因ツテ全廢人トナル間ハ每週一磅ノ扶持ヲ以スベシ然レモ乘客ノ半廢人タル間ハ每週五志ノ扶持ヲ給スベシ

鐵道不慮ノ保險ヲ受ケントスル者ハ乘客一人ニ付キ一回ノ通行ニ一枚ノ保險切符ヲ要スベシ之レヲ數回用ユルコトヲ得ズ
各種ノ鐵道變難保險切符ヲ所持スル乘客ノ危險ニ依ツテ半廢人タル時ニ給スル扶持ハ一回ノ不慮災難ニ付キ二十六週間ヲ以テ定限トスヘシ○保險切符ハ鐵道ニテ乘客ノ旅行中ニ起ル傷害或ハ列車ノ變ニ依ツテ生スル限リハ之ヲ保險スルヤ無論ナリ然リ而シテ尋常ノ汽車小汽船ニ由ツテ中間繼立テ行客ヲ運送スルモノニ適用セス又渡船場ニ於テ乘客ニ起ル危害ニモ適用セス是故ニ變難保險ヲ實行スルハ唯鐵道ノ通行中ノミニ限ルモノトスベク英國ノ境域ヲ越ユルヲ得ズ

○第二 定期ノ保險

定期ノ鐵道保險切符ハ大不列顛、愛蘭士、及ヒ歐洲大陸某鐵道ノ或ル等ノ汽車ニ於テ旅行中ニ起ルベキ危難ヲ保護シ且ツ又タ英國内ノ鐵道災難ノ爲メニ起ル傷害ヲ保險スベキモノニシテ此切符ヲ發行スルモノハ州縣ノ委員或ハ保險會

社ノ役員ニシテ之ヲ鐵道停車場ニ於テ乗客ニ渡スヘキモノトス

〔甲〕 死亡ノ場合ニ於テ一千磅ヲ保險シ之ヲ渡スニ乗客ノ全癡人タル間ハ毎週六磅ノ扶持ヲ給シ半癡人タル間ハ毎週一磅十志ノ扶持ヲ給スヘシ

一ヶ月ノ保險料 五志

三ヶ月ノ保險料 十〇

六ヶ月ノ保險料 十六

十二ヶ月ノ保險料 二〇

近路旅行ノ爲ニハ地方保險切符ヲ發行シ鐵道線ノ二ヶ所ノ停車場ノ間ノ旅中危險ヲ保護ス而シテ双方ノ停車場ヨリ三十五英里ヨリ多カラサルノ距離以內ニ限ルベシ

十志ノ保險料ヲ以テ十二ヶ月間ヲ保險スル

死亡ノ節ニ當リ二百磅ヲ保險スルニ之ヲ給スルノ法ハ被保險人ノ傷害ニ依ツテ全癡人タル間ハ毎週一磅五志ツ、ノ扶持ヲ以スヘシ然レモ半癡人タル間ハ六志三邊ヲ以スベシ

毎年五志保險料ニテ保險スル

〔乙〕 鐵道不虞ノ變ニ因ツテ起ル死亡ノ節ニ一千磅ヲ保險スル

毎年五志ノ保險料ニテ保險スル

驛遞局ノ郵便取扱人、鐵道番人、器械取扱人或ハ尙ホ大ナル危險ニ罹ルヘキ鐵道ノ小役員ハ唯特別ナル保險料ノ割合ヲ以テノミ之ヲ保險スルモノトス

○第三 五年或ハ十年間ノ保險

鐵道危險ノ保險證書ハ一回ノ拂金ヲ以テ一千磅ノ保險ヲ五年或ハ十年間用ウベシ其割合左ノ如シ

死亡ノ節ニ當リ一千磅ヲ保險スルニハ之ヲ給スルニ被保險者ノ傷害ニ依ツテ全癡人タルノ間ハ毎週六磅ノ扶持ヲ以テスヘク半癡人タル間ハ一磅十志ヲ以スヘシ

保險料三磅十志ヲ一回ニ拂ラヒ以テ五年間ノ保險ヲ受クヘシ

保險料六磅ヲ一回ニ拂ラヒ以テ十年間ノ保險ヲ受クヘシ

○第四 生涯ノ保險

〔甲〕 保險料一回ノ拂金ナレハ左ノ如シ

〔上〕 鐵道危險ノ保險證書ハ一千磅ヨリ多カラサルノ金高ヲ被保險者死亡ノ節ニ保險スヘシ以テ被保險者ノ年齢ニ從ヒ保險料ヲ一回ニ拂ヒタル爲メ其傷害ヲ償フ即チ左表ノ如シ

年 齡	百磅ノ保險ニ付キ一回ニ拂フヘキ保險料	年 齡	百磅ノ保險ニ付キ一回ニ拂フヘキ保險料
二〇	一磅 一志 六邊	四〇	一六志 六邊
二五	一〇 〇 六	四五	一五 〇 六
三〇	一〇 〇 六	五〇	一三 〇 六
三五	一〇 〇 六	五五	一二 〇 六
四〇	一〇 〇 六	六〇	一一 〇 六

例へバ二十歳以上三十歳以下ノ人八十磅五志ノ保険料ヲ一回ニ拂ラヒ以テ鐵道不慮ノ災難ニ遭ヘバ一千磅ノ保険ヲ受ルコトヲ得ベシ

〔下〕 某年齢ノ人獨リ生命ニ關スル災難ノ起リタル節ニ限リ一千磅ヨリ多カラサル金高ノ保険ヲ約スルニハ毎百ニ六志ノ保険料ハ要ス是ヲ以テ三磅ノ保険料ヲ一回ニ拂ハハ一千磅ノ保険ヲ受クルヲ得ベシ

〔乙〕 毎年遞減保険料ノ拂金ニ依テ發行スル保險證書ハ某年齢ノ者ニ生涯一千磅ヲ保險スル爲メニシテ次ニ掲出スル所ノ毎年保險料ノ遞減表ニ依ルベシ

最初ノ五ケ年間ハ毎年	二十志宛
次キノ五ケ年間ハ毎年	十五志宛
次キノ五ケ年間ハ毎年	十志宛
爾後ハ毎年	五志宛

但シ定期年限ニテモ或ハ生涯ニテモ右ノ保險ハ總テ或ル等ノ汽車ニテ旅行中ノ危險ヲ保護シテ而シテ大不列顛、愛蘭土ノ某鐵道ニ於テモ此ノ如ク大陸鐵道ノミニ限リ慘毒ノ禍害ヲ保護スルモノニシテ毎年ノ保險切符ノ場合ニ於ケルカ如シ

鐵道變難保險證書或ハ切符ニ因ツテ保險セラレタル金高ハ被保險者ガ搭スル汽車ノ變ヨリ起ル傷害ノ有リシ時ヨリ三ケ月以内ニ該切符所有者ノ代理人ニ拂ヒ渡スベシ○保險ノ約束ニ於テ其ノ償賠ヲ確定シタル傷害ノ場合ニ限リテ右保險金高ハ被保險者ノ要求スル所ノ確證ヲ得テ後其ノ傷害ノ有無ニ隨ヒ必ラス二十六週間ヲ越エサル内ニ全額ヲ被保險者ニ與フベキモノトス

(四十六) 婚姻シタル婦人ノ財産條例

英國ノ法律上婚姻シタル婦人ノ財産ニ關係スル條例ヲ改正スベキ事アリ故ニ今婚姻シタル婦人ニ關スル財産條例及ヒ契約法ノ改良ヲ希望セサルヲ得ス而シテ我輩ノ希望スル所ハ英皇陛下ノ聖旨ト議院ニ集會セル貴族僧侶及ヒ平民ノ商量同意及ヒ權力トニ由ツテ制定セラレハシ

第一條 此條例施行ノ後婚姻シタル婦人其夫ヨリ分離獨立シテ營ム所ノ職業及ヒ文學技術學問ノ熟練ヲ以テ得タル所ノ給金、贈錢、及ヒ其得タル金錢、財産ノ元入レハ總テ其夫ニ關係セズジテ婦人ノ專用ニ供スベキ財産ナリト考定ス可シ而シテ婦人ノ受取書ノミニテ此等ノ給金、贈錢、銀錢、財産ニ對シテ善ク其負擔ヲ盡スモノトスベキナリ

第二條 第四世ジョージ王ノ十年ニ制定シタル條例ニ反對スル所アルニ拘ハラズ即ハチ其第二十四章ハ國債減少掛ノ役人ヲシテ終身俸或ハ定期ノ年俸ヲ與フルタメ或ハ儲金銀行及ヒ驛遞局儲金銀行ニ關係シタル條例ニ反對スルニ拘ハラズ此後ニ爲サレタル抵當及ヒ婚姻シタル婦人ノ名目ニ於ケル此條例中右ノ委員ニ依ツテ許サレタル年俸ハ斯ル抵當若クハ允許ヲ得ルノ後ニ於テ婚姻スルコトヲ得ヘキ婦人ノ名目ヲ以テ記載セルモノニ於ケルカ如ク總テ斯ル婦人ノ分有財産ナリト考定スベシ而シテ右ノ抵當及年俸ハ之ヲ既婚ノ婦人ニ拂フコト恰モ未婚ノ婦人ニ於ケルカ如クナルベシ若シ婚姻シタル婦人斯ル抵當ヲ爲スニ其夫ノ同意ヲ得ルコト無ク夫ノ金錢ヲ以シ或ハ斯ル年俸ヲ婦人ニ與フルコトアラバ裁判所ハ此條例ノ第九款ニ擬シスノ如キ抵當及ヒ年俸ヲ夫ニ拂フベシト命スルコトヲ得ヘシ

第三條 婚姻シタル婦人或ハ將サニ婚姻セントスル婦人ハ英倫銀行ノ頭取及ヒ社中或ハ愛蘭土銀行ノ頭取及ヒ社中ヘ對シ其目的ニ向ツテ該銀行ノ頭取及ヒ社中ニテ預約スル所ノ成規ニ因リ以テ請求シ得ヘキ事件ハ即ハチ或金高方公債及ヒ資本ノ一部分ヲ爲シ二十萬磅ヨリ少カラズシテ婦人ハ之レヲ請求スルノ權理ヲ有シ或ハ此ノ婦人タル者之ヲ

得ントスル金高ニシテ此ノ適用ハ婦人ノ専用ニ於テ權理ヲ有シ婚姻シタル婦人ノ名目或ハ其ノ望ミノ名目ヲ以テ該頭取及ヒ社中ノ簿冊ニ書キ移シ(又ハ遷調ト譯ス)或ハ之レニ存在シ得ルコト是ナリ而シテ斯ノ如キ金高ハ該頭取及ヒ社中ノ簿冊ニ權理ノ有ルヲ以テ此資本ハ婦人ノ分有財產タルベシト思惟シ之レヲ其名目ニ書キ移スヘク且ツ之レニ配當金ヲモ拂フベキコト恰モ其未婚ノ婦人ニ於ルカ如クスベシ雖然若シ此資本ニ置キタル入金ヲシテ其夫ノ承諾無クシテ夫ノ金ヲ以テ婚姻シタル婦人カ成セシモノタルキハ裁判所ハ此條例ノ第九款ニ擬シテ婦人ノ入金及ヒ配當金ヲ其夫ノ名目ニ書移シ之ヲ其夫ニ拂フベシト命スルコトヲ得ベシ

第四條 婚姻シタル婦人或ハ將サニ婚姻セントスル婦人ハ協同資本會社ジョイントストックカンパニーノ社長或ハ辨理人へ書面ヲ以テ請求シ得可キ事件ハ即ハチ既ニ完済シタル株式借用證文借用證文ノ資金或ハ此ノ如キ會社ノ資本ニシテ之ヲ有スルモ毫釐ノ責任ナキモノニシテ此ノ如ク之レヲ請求スル婦人ハ其權理アリ以テ婦人ノ専用ニ於テモ權理ヲ有スルモノニシテ此ノ婦人ノ名目或ハ其ノ望ミノ名目ヲ以テ該會社ノ簿冊ニ謄錄セラレベシ然リ而シテ此ノ如キ株式或ハ資本ヲ簿冊ニ謄錄スルハ社長辨理人ノ義務タルベシ此ノ如ク謄錄セラレタル株式及ヒ資本ハ此ノ婦人ノ分有財產ト思惟シテ之ヲ書移シ且配當及利益ヲ受クベキコト恰モ未婚ノ婦人ニ於ケルト一般ナリ若シ如此ノ入金前ニ記載セシ如ク其夫ノ承諾無クシテ其夫ノ金ヲ以テ婚姻セシ婦人ニ依テ成サル、時ハ裁判所ハ此條例ノ第九款ニ擬シテ如此ノ入金配當金利益金ヲ其夫ノ名目ニ遷調カキワツシシ且之ニ拂フベシト命スルヲ得可シ

第五條 婚姻シタル婦人或ハ將サニ婚姻セントスル婦人ハ左ノ如キ會社ニ關スル條例ニ從テ充分ニ謄錄鞏固セラレタル工藝會社、豫防會社ノ辨理委員或ハ友誼會社、建築利益會社及貸附會社ノ委任人へ書面ヲ以テ請求スルコトヲ得ヘキ事件ハ則チ株式利益金、借用證文即チ此ノ如キ會社ノ資本ニ於ケル權理請求ハ資本ノ株式、利益金及借用證文ノ所持ニ

關シテ責任無キモノナレトス如ク請求シタル婦人ハ此ノ資本ニ於テ權理ヲ有ス故ニ此ノ株式、利益金借用證文ハ婦人カ其専用ニ於テ權理アルヘキ婚姻シタル婦人トシテ其ノ名目或ハ其望ミノ名目ニテ該會社ノ簿冊中ニ記入セラルベシ而シテ此ノ如ク記入シタル株式利益金、借用證文ヲ惹キ起スコトハ該會社ノ委員或ハ委任人ノ義務タルベシ故ニ此ノ如キノ株式利益金、借用證文、權利請求ハ此婦人ノ分有財產タルベシト思惟セラレ其ノ配當金、利益金ト共ニ之ヲ遷調シ且ツ之ヲ婦人ニ拂フヘキコト恰モ未婚ノ婦人ニ於ケルカ如クナルヘシ然リト雖モ若シ此ノ株式、利益金、借用證文、權利請求ハ其夫ノ承諾無ク夫ノ金ヲ以テ婚姻シタル婦人之ヲ得バ則チハ裁判所ハ婚姻シタル婦人財產條例ノ第九款ニ擬シテ其ノ株式或ハ配當金ヲ其夫ノ名ニ遷調シ且ツ之ヲ其夫ニ拂フベシト命スルコトヲ得ベキナリ第六條 此條例制定前ニ於テ貯金銀行ニ入レ置キタル金錢或ハ貯金銀行ヨリ給セラル、年俵或ハ會社ノ資本、株式ニ差入レ置キタル金子ニ關係ヲ含ムルモノ無キカ故ニ夫ノ債主ニ對シ債主ノ欺騙ニ陥ツテ成シタル夫ト金子ノ据置ニ確實ヲ與フベキコト無シ而シテ此ノ如クニ据置カレタル金子ハ此ノ條例ノ施行無キ時ニ於ケルカ如ク之ヲ繼續スルコトヲ得ベシ

第七條 此條例ノ施行後ニ婚姻セシ婦人其ノ婚姻中ニ於テ未タ遺言ヲ立スシテ死スル者ノ二等親或ハ其ノ一人トシテ動産ニ權理ヲ有スルモノトナリタラン時或ハ遺書ニ於テ二百磅ヲ越エサル金高ニ權理ヲ有スヘキ時ニ此ノ如キ財產ハ此物ニ關スル信用ノ齊頓ニ從ヒ即チ之レニ異議スルコト無ク婦人ノ専用ニ屬スベク而シテ婦人一己ノ受取ハ此ニ對シテ好ク義務ヲ盡シタルモノタル可シ

第八條 自由財產、借用財產或ハ習慣財產ハ未タ遺言ヲ立スシテ死スル者ノ嗣女或ハ同嗣トシテ此ノ條例施行後ニ於テ婚姻シタル婦人ニ歸スル時此ノ如キ財產ノ貸銀利益ハ此物ニ關シタル取極メノ信用ニ從ヒ即チ異議無ク婦人ノ專

用トシテ此ノ婦人ニ屬スベシ而シテ其ノ收單ハ此物ニ於テ好ク負擔ヲ盡シタルモノタルベシ

第九條 若シ夫妻ノ間ニ於テ此條例ニ依リ婦人ノ分有財產タルベシト定メラレタル財產ニ就キ爭論ノ事件起ル時ハ雙方此ノ如キ財產ノ英倫ニ在ルカ或ハ愛蘭土ニ在ルニ從ツテ在英倫或ハ在愛蘭ノ上等裁判所ニ簡易ナル方法ノ呼出ニ依テ之ヲ請求スルコトヲ得ヘク又英倫ニ於テハ雙方住居スル地方ノ地方上等裁判所ノ裁判官ニ之ヲ請求スルコトヲ得ベシ而シテ其財產ノ價ニ關スルコトナキナリ裁判官ハ此ノ如キノ命ヲ下シ此ノ如キノ吟味ヲ指揮シ且ツ其ノ至當ナリト思惟スル所ニ從テ此ノ如キノ入費ヲ申付ルコトヲ得ベシ然リト雖モ若シ此等ノ裁判官ニ依テ發セラレタル命令ハ未決訴ニ命セラレタル同裁判官ノ命令ト同一ナル方法ヲ以テ裁決セララルベシトセバ雙方裁判官ノ私室ニ吟味願ヲ請求セバ其望ニ應ジ裁判官之ヲ聽クコトヲ得ベシ

第十條 婚姻シタル婦人ハ其ノ專用ノ爲ニ其人命或ハ其夫ノ人命保險證書ヲ取極ルコトヲ得ベシ而シテ此ノ保險證書及ヒ其利益若シ保險證書面ニ顯ハル、時ハ以テ之ヲ保セラルベシ而シテ此ノ如キ保險證書ノ契約ハ其確實ナルコト未婚ノ婦人ノ取極メタルカ如クナルベシ○婚姻セシ男子ノ取極メタル人命保險證書及ヒ其妻子ノ爲メニ取極メタル人命保險證書ハ婦人ノ專用ニ向ツテ其利益ノ爲メニ保險セラルベシ且ツ妻子ノ利益ニ於ケルモ亦然リ而シテ剩餘ノ物ハ其夫或ハ其夫ノ債主ノ管轄ニ屬セサルベク或ハ以テ其夫ノ財產ノ一部分ト見做スベカラズ○保險證書ニ依テ保險セラレタル金高ハ之ヲ拂ハルベキ時或ハ其ノ委任者ハ保險證書ノ英倫或ハ愛蘭土ニ於テ取極ムルトニ從テ英倫或ハ愛蘭土ノ上等裁判所ニ因テ命セララルベシ而シテ英倫ニ於テハ地方裁判所ノ裁判官ニ依テ命セラレ愛蘭土ニ於テハ保險ノ設置セラル、地方ノ區裁判所長ニ依テ命セララルベシ而シテ此ノ如キ委員ノ收單ハ會社ニ好ク義務ヲ盡シタルモノナルベシ○若シ此保險證書ハ夫タル者其債主ヲ欺騙スベキ故意ニ因ツテ之ヲ成シ保險料ヲ拂ヒシコトヲ證セラル、片

債主ハ此如ク拂ハレタル保險料ニ均シキ金高ヲ保險セラレタル金高ヨリ申受ルベキ權利アル可キナリ

第十一條 婚姻シタル婦人ハ此條例ニ依ツテ婦人ノ分有財產タルヘシト定メラレタル給金、所得、金錢、及財產ノ恢復ノ爲メ其名目ヲ以テ行爲ヲ保守スルヲ得ヘシ或ハ婚姻以前婦人ニ屬スル財產ニシテ其夫ノ名目ヲ以テ記載スヘク此婦人ヨリ同意セラレタルモノナル可シ而シテ婚姻後ハ婦人ノ分有財產トシテ婦人ニ屬スヘキ財產恢復ノ爲メニ婦人名目ヲ以テ行爲ヲ保守スルコトヲ得ヘシ而シテ此婦人ハ其名目ヲ以テ斯ノ如キ給金、所得、金錢、財產、及ヒ未婚ノ婦人ニ屬スルカ如ク此ノ婦人ニ屬シタル財產ノ爲メニ民事刑事ニ於テ同一ナル補償ハ何人ニ對シテモ之ヲ有スヘシ而シテ控告狀或ハ他ノ行爲ヲ以テ此ノ如キ給金、所得、金錢、財產ノ此婦人ニ歸スヘキヲ證スルヤ極メテ充分ナルベシ

第十二條 此條例ノ施行後ニ於テ婚姻シタル夫ハ婚姻以前ニ於テ契約シタル其婦人ノ負債ニ向ツテ責任無カルヘシ然レモ其婦人ハ以テ訴ヘラルヘキ責任アリ而シテ婦人ノ專用ノ爲メ婦人ニ屬スル財產ハ此ノ如キ負債ノ消却ヲ満足セシムヘキ責任アルコト恰モ此ノ婦人カ未婚ノ婦人タルニ於ケルガ如シ

第十三條 英國ニ於テ分產ヲ有スル婦人ノ夫ハ故アリ貧院或ハ寺領ニ屬スル時此ノ貧院或ハ寺領ニ裁判權ヲ有スル裁判官ハ貧民保護官ガ裁判所ヘ上申スル所ニ依リ右夫ノ婦人ヲ呼出シ一千八百六十八年頒布セシ貧民救濟改正條例第三十三款ニ基ヅキ右夫ノ保護ヲ盡サシメンカ爲メニ命令ヲ其婦人ニ下スヲ得ベシ而シテ若シ其婦人タル者命令ヲ奉セサル時ハ權力ヲ以テ之ヲ強ユルコトヲ得ヘシ亦タ分產ヲ有シタル夫ノ婦人故アリ貧院或ハ寺領ニ屬スルモ右ノ婦人保護ノ爲メニ命令ヲ其夫ニ下スヲ得ヘシ而シテ右ノ夫タル者此命令ヲ奉セサルハ權力ヲ以テ之レニ從ハシムルコトヲ得ヘシ抑モ愛蘭土ニ於テハ貧民救助ニ關スル此條例ニ隨ヒ分產ヲ有スル婦人ノ夫ニ救助ヲ與フ此ノ如キ救助ノ費用ハ以テ救助ヲ與フル貧院ノ保護官ヨリ其ノ負債タルコトヲ布告ス而シテ其婦人ヨリ之ヲ償却セラル可キヤ貸金ニ

於ケルト同様ノ行爲及ヒ處置ニ依テ婦人ハ恰モ獨居ノ婦人タルカ如シ

第十四條 分産ヲ有スル既婚ノ婦人ハ其子ノ養育ニ就キ總テ其責任ヲ有スヘシ猶ホ方今法律上ニ於テ孀婦ノ其子ノ養育ニ責任アルト異ナルヲ無シ而シテ其夫タル者モ亦タ此條例ニ付キ其子ノ養育ヲ盡スヘキ責任アリ固ヨリ今日法律ノ之ヲ命スル所ナレハ敢テ之レニ違反スルヲ能ハサルナリ

第十五條 此條例ハ議定ノ日ヨリ施行セラルヘシ

第十六條 此條例ハ蘇格蘭土ニ施及セサルヘシ

第十七條 此條例ハ一千八百七十年制定ノ婚姻シタル婦人ノ財産條例ト稱スヘシ

(四十七) 人命保險ニ關スル公法

人命保險會社ニ關スル律ヲ改正スベキ法

此ノ條例ハ英皇陛下ノ聖旨ト上院下院ニ集會セル貴族僧侶及ヒ代議士ノ商議一致ト其權力トニ因ツテ設立セラルベキモノニシテ其條目左ノ如シ

第一條 此條例ハ一千八百七十年制定ノ人命保險會社條例ト稱スベキ

第二條 此ノ條例ニ於テ用ル所ノ語ヲ解釋ス

會社ト云フ語ハ即チ衆人ノ結社或ハ結社セサル一人ノ義ニシテ友誼ヲ以テ成立セル會社ニ關スル法ニ於テ記載スルモノニ非ラス而シテ人命保險證書ヲ英國内ニ發行シ年俸ヲ英國内ノ人命ニ與フルモノナリ
社長トハ定メタル期限中會社ノ上席ヲ占メ會社ノ事務ヲ主宰シテ之ヲ指揮スル役員ヲ云フ
保險證書所有者トハ定リタル期限中人命保險。裏書。及ヒ年俸ヲ保安シ或ハ會社ト契約シタル條約ヲ鞏固ナラシムル

保險證書ノ所有主ト法律上ニ於テ認メタルモノナリ

會計年度トハ十二月間ノ期限ニシテ其ノ末ニ會社ノ諸帳簿ハ必ラス出納相平均スルヲ要スモシ出納平均スル能ハサルハ十二月三十一日ヲ以テ終局トスベシ之ヲ會計年度ト云フナリ

裁判所トハ英倫ニ會社ノ上位ヲ占ムル會社ノ場合ニ於テハ大審院ヲ云ヒ愛蘭土ニ於テ其上位ヲ占ムル會社ノ場合ニ於テハ愛蘭土ノ上等裁判所ヲ云ヒ而シテ蘇格蘭土ニ其上位ヲ占ムル會社ノ場合ニ於テハ蘇格蘭土ノ上等裁判所ヲ云フ

主簿トハ英倫、蘇蘭土ニ於テハ結合資本會社ノ簿冊ヲ管掌スル役員ヲ云ヒ愛蘭土ニ於テハ結合資本會社ノ主簿助役是ナリ

第三條 英國ニ於テ此條例制定後ニ設立セシ各會社或ハ將サニ設立セントスル各會社ハ此條例制定後ニ於テ人命保險事務ノ取扱ヲ英國内ニ始ムベキモノニシテ二萬磅ノ抵當ヲ上等裁判所ノ會計頭ニ納ムルヲ要スベシ以テ裁判所ノ管轄ニ置レタル資本ノ元入トシテ裁判所ニ依ツテ常ニ諾セラレタル安全ノ一トシテ會計頭ヨリ免許ヲ得ル爲メニス此ノ保險會社ハ格別ノ安全ヲ擇ラビ其中ヨリ利金ヲ受クベシ而シテ主簿タルモノハ此抵當ヲ領スルニ非ラサレバ決シテ結社ノ認可狀ヲ附與セサルベシ會計頭ハ一タヒ抵當ヲ徵スト雖モ若シ會社ノ保險資本金能ク保險料ニ依リ増加シテ四萬磅ニ至ル時ハ速カニ其抵當ヲ會社ニ還附スベシ

第四條 此條例ノ制定以後ニ設立セラレタル會社ニシテ人命保險外ノ事務ヲ取扱フ時ニ於テ分離賬目ハ會社ノ人命保險及年俸ノ契約ニ關シタル收單ハ之ヲ有スベシ而シテ右ノ收單ハ該會社ノ人命保險資本ニ繰入レ其分離資本ト稱ス可キモノヲ成スベシ而シテ此資本ノ人命保險證書及ヒ其年俸所有者ニ充分ナル安全ヲ與フヘキヲ猶ホ此資本ガ人命

保險外ノ事務ヲ取扱ハサル會社ニ屬スルガ如クナルベシ而シテ會社ノ契約即ハチ會社ノ事務ハ唯人命保險ノミタル時ニ於テ會社ニ向ツテ責任無キ所ノ會社ノ契約ニ於テ責任有ラサルベシ總テ現今成立スル所ノ會社ニ於テ其保險證書所有者ニ對スル義務外ノ義務ニ對シテ人命保險資本ヲ免除スルコトハ該會社ノ法則ニ依テ此ノ如キ免除既ニ成立ルニ非スンハ此法制定以後ニ屬スル契約ニノミ限リテ關係ヲ有セシナルベシ勿論常ニ此款ハ總テ現今成立スル會社ニ依テ成サレタル契約ニ適當セサルベシ何トナレバ此等ノ會社ハ其規程條目ニ依リ總テ其ノ事務ヨリ生スル全益ハ之ヲ其人命保險證書所有者ニ專ハラ拂ハル、モノニシテ且ツ其ノ契約面ニ於テ被保險者ノ責任ヲ判然明記スルヲ以ナリ

第五條 此條例制定以後ニ於テ各會社ハ其ノ會計年度ノ末ニ於テ其年ノ歲入計算簿ヲ備フヘシ而シテ此條例ノ第一第二表目中ニ各附スル雛形ニ依テ此年ノ末ニ出納平均簿ヲ備フヘキナリ

第六條 各會社ハ協議シテ人命保險證書或ハ年俵ヲ附與シ他種ノ保險事務ヲ取扱フ然ル時會社ハ前ニ辨論セシ如ク會計年度ノ末ニ於テ其年ノ會社ノ歲入計算簿ヲ備ヘ且ツ此法ノ第三第四ノ表目ニ附スル雛形ニ從ヒ其年ノ末ニ於テ出納平均簿ヲ備フヘシ

第七條 各會社ハ其設立若シ此條例ノ制定以後ニ在レハ五年毎ニ一回、モシ其設立此條例ノ制定以前ニアラハ十年毎ニ一回、モシ又會社ヲ組織スル所ノ規則ニ依リ此ヨリ短キ年限ニ於テ一回宛書吏ヲシテ會計條規ヲ檢査セシメ且ツ此條例ノ第五表目ニ掲出シタル雛形ニ從ヒ書吏ノ上申ノ要略ヲ作ラシムヘシ

第八條 各會社ハ一千八百七十二年十二月三十一日或ハ其前會社ノ會計條規ニ前言セシカ如キ各檢査ノ期限後九ヶ月以内ニ於テ此條例ノ第六表目ニ附スル雛形ニ隨ヒ人命保險及年俵事務ノ簿冊ヲ備フヘシ即ハチ右ノ檢査ノ期限ニ於

テ仕上ラル可キ簿冊ハ此條例ノ制定前後ニ之ヲ備フヘキナリ

〔甲〕 或會社ニ於テ此條例ノ制定後次キノ會計檢査一千八百七十三年間ニ卒ルルハ會社ノ右簿冊ハ一千八百七十二年十二月三十一日或ハ其前ニ之ヲ仕上ケスシテ檢査ノ期限後九ヶ月以内ニ用意スヘシ

〔乙〕 若シ此如キ檢査ハ會社ニ依ツテ年々之ヲ成スル會社ハ簿冊ヲ備フヘキヲ猶ホ少クトモ毎三年ニ一回之ヲ備ヘ得ヘキカ如シ

此款ニ於各檢査期限ト稱スル語ノ義ハ各會社ノ計算ヲ各檢査ノ爲メ仕上ケラルヘキ期限ヲ云フ

第九條 商務局ハ會社ノ請願モシクハ其ノ同意ニ因リ會社ノ事情ニ適用シ或ハ此條例ノ目的ヲシテ善ク行ハレシメンガ爲メニ此條例ノ表目ニ包含スル所ノ雛形ヲ改良スルコトヲ得ベシ

第十條 此ヨリ前ニ編成ヲ要求セラル、各簿冊要略ハ會社ノ社長二名ノ理事者人命保險事務ヲ捌ク重立タル役員及ヒ會社ニ於テ事務取捌人アルキハ其取捌人ニ依ツテ調印セラレ而シテ後之ヲ出版セラルヘシ而シテ此ノ如クニ調印セラレタル原稿ハ三枚ノ印刷シタル寫ト共ニ之ヲ商務局ニ交付スルコト原稿ノ用意セラル可キ期限トシテ前以テ記載セラレタル日限ヨリ九ヶ月以内ニ於スベシ而シテ次ノ檢査後ニ斯ノ如ク交付セラレタル各年簿冊ハ第七款ニ因ツテ編成スヘク請求セラル、要略ノ出版シタル寫ト共ニ交付セラルヘシ

第十一條 右ノ如ク交付セラレタル簿冊要略モシクハ此條例ニ因テ出版ヲ要求スル他ノ摺物寫ハ會社ノ各株式所有者保險證書ノ所有者ニ望ミニ任セ會社ヨリ之ヲ郵送スヘシ

第十二條 一千八百六十二年制定ノ會社條例ニ監錄セラレス又一千八百四十五年制定ノ會社條例議決法ノ第十款ナル會社ノ記中ニ入ラサリシ所ノ各會社ハ此ノ款ノ條目ニ準シ株主姓名簿ヲ保有スベシ而シテ會社ノ各株式所有者及ヒ

保險證書所有者へ其望ニ任カセ此ノ簿書ノ寫ヲ附與スベシ但シ其寫字料ハ百字毎ニ六邊士ヲ拂フヘキモノトス
 第十三條 一千八百六十二年制定ノ會社條例ニ登記セラレタル各會社ハ出版スベキ會社ノ簿書ノ寫ハ充分ノ部數ヲ作
 リ而シテ會社ノ各株式所有者及ヒ保險證書所有者ニ望次第之ヲ附與スベシ但シ二志六邊ヨリ多カラサル筆寫料ヲ申
 受クベシ

第十四條 二個以上ノ會社ヲ合併センコトヲ企テモシクハ甲會社ノ人命保險事務ヲ乙會社ニ遷サント謀ル時會社ノ理事
 者ハ其中出タル次第ノ准許ヲ願書ニテ裁判所ニ請求スルコトヲ得ヘシ又之ヲ新聞紙ニ公告スルコトヲ得ヘシ而シテ理事
 者及ヒ其他願書ヲ聞届ケラル、可シト看做ス者ヲ聞キ後裁判所ハ此次第ニ異議無キコト精覈ナラハ之ヲ確定スルコ
 トヲ得ベシ

此ノ如キ請求ノ裁判所ニ成サル、前ニ於テ會社ノ合併事務遷調ノ性質ノ簿冊ハ之ヲ仕遂ケ可キ契約ニスル實事ヲ含
 ム所ノ要略及ビ此ノ如キ契約ノ基ク實事其他上申ノ寫ト共ニ合併ノ時ニ於テハ兩會社ノ各保險證書所有者ニ之ヲ寄
 送セラルベシ遷調ノ時ニ於テハ遷調シタル會社ノ各保險證書所有者ニ之ヲ寄送スベシ而シテ之ヲ寄送スルニ於テハ
 自ラ用立ツベク要求セラレザル告白ノ株主ニ傳送スルニ一千八百四十五年ノ會社條例決議法ノ百三十六款ニ載セラ
 レタル仕方ニ因ルベシ而シテ此ノ如キ合併遷調ノ遂ケラルヘキ契約ハ保險證書所有者及ビ株主ノ監察ノ爲メニ開陳
 セラルヘシ且ツ又其中ニ載セタル要略ノ發行後十五日間ニ會社ノ一局モシクハ數局ニ於テセラル可キナリ

裁判所ハ合併遷調ヲ許サル場合アリ即チ合併ヲ申出シタル會社ニ於テ若クハ事務ノ遷調ヲ申出ス所ノ會社ニ於テ
 保險金高十分一或ハ十分一以上ヲ顯ハス保險證書所有者此ノ如キ合併遷調ニ異議アルコト裁判所ニ發露スル時是ナリ
 一ノ會社モシ此款ニ從ツテ裁判所ヨリ此ノ如キ合併遷調ヲ確定セラル、ニ非スンバ他會社ト合併セザルヘシ又其ノ

事務ヲ他會社ニ遷調セサル可シ則チ此款ガ或場合ニ適セサル時ニ限り此ノ如クナルヘシ或場合トハ合併遷調セラ
 ルヘク求ムル所ノ會社ノ事務ハ人命保險ノ事務ヲ含マサル時ヲ云フ

第十五條 合併ガ會社ト會社トノ間ニ起ル時モシクハ甲ノ會社ノ事務ガ乙ノ社會ニ遷調セラル時ニ於テ合併セラレタ
 ル會社モシクハ買フ所ノ會社ハ合併遷調ノ滿成ノ時ヨリ十日以内ニ商務局ニ依ツテ此ノ如キ合併遷調ニ關シタル會
 社ノ出入計算帳ノ確實ナル寫ヲ交付スベシ而シテ之ト共ニ此ノ如キ合併遷調ノ性質モシクハ約束、而シテ此ノ如キ
 合併遷調力遂ラルベキ契約ノ確實ナル寫、而シテ此ノ如キ契約カ基ク所ノ實際モシクハ其他上申ノ確實ナル寫ヲ以
 ス可シ合併遷調ノ簿冊契約書ハ各會社ノ社長事務取扱ノ重役ニ依ツテ通知セラルヘシ而シテ合併遷調ノ場合ニ於テ
 或人ニ成サレ或ハ成サルヘキ拂ハ各充分ニ之ヲ盡ス可シ

此ノ拂ヨリ外ノ拂ハ遷調合併ノ仲間ニ依テ金錢保險證書契約、貴重ナル抵當及其他財産ニ於テハ之ヲ爲サレシコト無
 ク又之ヲ爲サルヘキコト無キモノナリ

第十六條 商務局トハ此條例ニ依テ要セラル、出版シタル書付モシクハ其他ノ書付等確實ナル寫ヲ協同資本會社ノ主
 簿其他商務局ノ役員ニ保存ノ事ヲ指揮スルヲ得ベシ而シテ或人ハ商務局ノ指揮シ得ル如ク此ノ如キ金子ノ拂ニ於テ
 其局ニ同シ物ヲ監督スルヲ得ヘク且ツ又其寫ヲ得ベシ

第十七條 此條例ニ從ヒ商務局協同資本會社ノ主簿ニ依テ交付セラレタル各簿冊要略其他書付ハ争フヘカラサルモノ
 トシテ請取ラル、可シ而シテ各書付ハ此ノ如ク交付セラレタル書付ナル可キ爲メニ商務局ノ書記官副書記官モシクハ
 右ノ主簿ニ依ツテ確定スルコトヲ要ス且ツ此ノ如ク交付セラレタル書付ノ寫タルベク同一ニ確定スルコトヲ欲スルモノ
 ニシテ商務局主簿ノ監察ヨリ成出スル時ハ前言セシ如ク交付セラレタル書付モシクハ其寫タルヘク思惟セラルヘク

而シテ書付ノ寫ト原稿トノ間ニ於テ變異無ケレハ此寫ヲ受取ルコト原稿ニ於ケルカ如ク確實ナルモノナル可シ

第十八條 此條例ニ對シ過失ヲ爲ス各會社ハ其過失ノ繼續スル間毎日五十磅ヨリ多カラサル罰金ヲ科セラル可シ而シテ若シ過失ハ商務局ニヨツテ過失ノ告知即ハチ商務局ノ命スル一二ノ新聞紙上ニ於テ公告セラルヘキ過失ノ告知後三ヶ月繼續セバ裁判所ハ一名以上ノ保險證書所有者若シクハ株主請求ニ於テ一千八百六十二年ノ會社條例ニ從ヒ會社ノ營業停止ヲ命スルコトヲ得ベシ

第十九條 此條例ニ因リ請求セラレタル簿冊要略其他書付ハ之レニ調印シタル者故意ヲ以テ失錯スル時ハ裁判所ニ於テ證據發覺ノ上罰金ト禁獄トヲ申付ラレモシクハ簡易ナル處刑法ニ依テ五十磅ヨリ多カラサル罰金ヲ科セラルベシ
第二十條 此ノ條例ニ因テ課セラレタル罰金ハ各一千八百六十二年會社條例ニ因テ課セラレタル罰金ト同様ナル方法ヲ以處分セラル可シ

第二十一條 裁判所ハ會社ノ倒行ヲ充分ニ認タル時一名以上ノ保險證書所有者モシクハ株主ノ請求ニ於テ一千八百六十二年ノ會社條例ニ從ツテ會社ノ營業停止ヲ命スルコトヲ得ヘシ裁判所ハ會社ノ倒行ト不倒行ヲ確定セン爲メニ會社ノ保險證書年俸其他ノ契約ニ於テ其ノ責任ヲ盡シ得ベキヤ否ヲ詮議スベシ然リト雖モ裁判所ハ裁判官ノ至當ト看做スヘキ金高ノ安全ヲ與ラレ裁判官ガ一應之ヲ見テ條理アリトスルニ至ル迄ハ會社ノ請願ヲ聽届ケサル可シ而シテ苟モ會社ガ計算セル負債ノ金高ニ均シキ實際ニ元入シタル資産ヲ成ス可ク會社ニ依テ受取ラルベキ將來ノ保險料ト明言セラレサル資本ノ充分ナル金高ヲ有スル株式所有會社ノ場合ニ於テ裁判所ハ明言セラレサル資本モシクハ其充分ナル部分ヲ適用スヘキ至當ノ時限中ハ軟願ヲ聽届ケサルベシ而シテ此ノ營業停止ハ裁判所ノ意見ニ從ヒ其時日ヲ伸縮スルコトアルベシ苟モ此營業停止ノ終ニ於テ負債ニ均シキ金高ハ既ニ元入シタル資産ト呼做スニ因リ確實ナルモノ

トセラレサルキハ則ハチ裁判所ノ命令ハ會社カ恰モ其倒行ヲ證セシカ如キノ振合ヲ以テ其軟願ヲ處分スベシ

第二十二條 裁判所ハ會社ノ倒行ヲ證明セシ場合ニ於テ至當ト考ヘタランニハ會社ノ營業停止ノ命ヲ下ス時ニ當リ裁判所ノ至當ト思惟スルカ如キ約條ニ會社ノ契約高ヲ減少シ且ツ然ル可キ約束ニ從ハシムルコトヲ得ベシ

第二十三條 此條例ニ依テ保險證書所有者ニ送附スベキ報告ハ通常之ヲ送ル可キ人ニ名當シテ寄送スルヲ得ヘシ而シテ此ノ如ク名當シテ寄セラレタル報告ハ保險證書ノ所有者ノ之ヲ熟知ス可キモノトス

第二十四條 商務局ハ年々此條例ニ從ヒ交付セラレタル前一年間ノ簿冊及要略ヲ議院ニ進呈ス可キナリ

第二十五條 此條例ハ第四世ジョージ王ノ二十四章第十條、第四世維廉王ノ十四章第三及四條、ヴィクトリヤ皇ノ四十五章第十六及十七條、ヴィクトリヤ皇ノ四十三章第二十七及二十八條ニ照シテ各々授與セラレタル權ヲ以テ事務ヲ執行スル國債減却委員及ビ驛遞長ニ關セザルベシ

第一表

何年何月ヨリ何月ニ至ル收入計算	
一何磅、何志、何邊、	歲首ノ資本高
一、、、、、、、	保險料
一、、、、、、、	拂出シタル年俸ノ價額
一、、、、、、、	利益及配當金
一、、、、、、、	他ノ收入金
合計、、、、、	